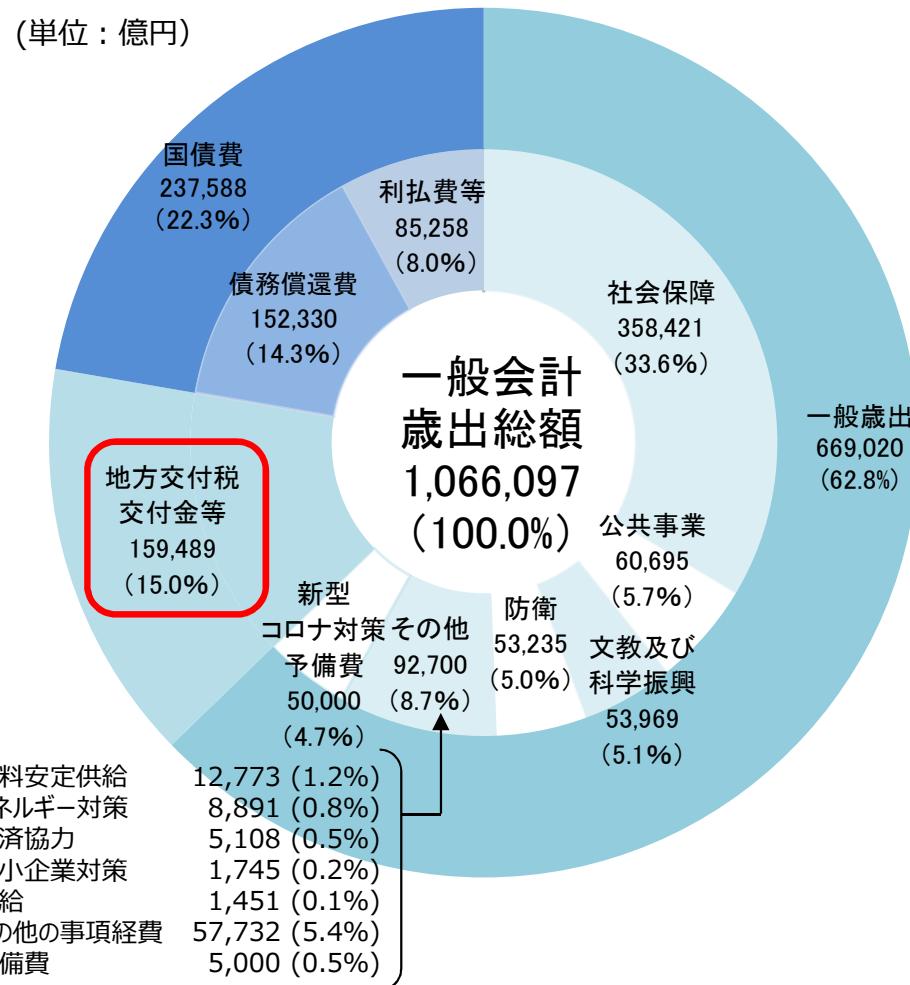


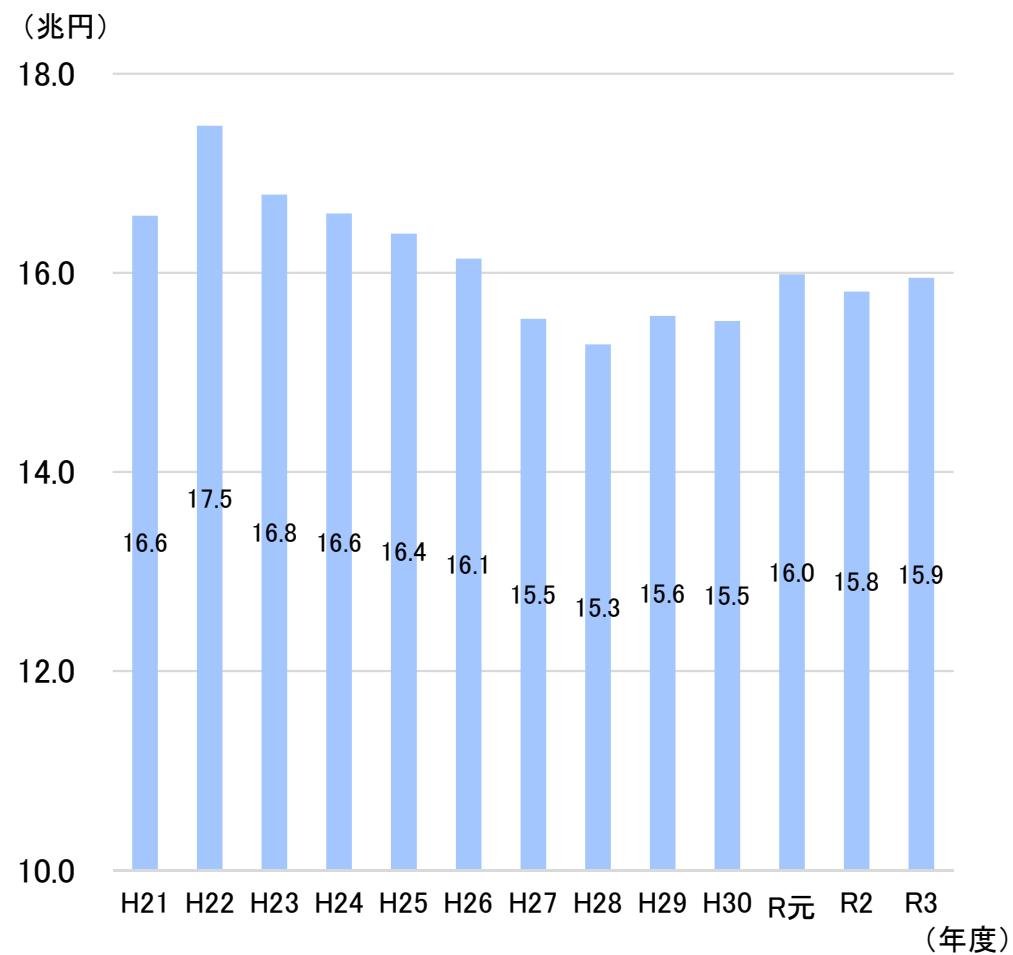
令和3年度予算における地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金等（地方交付税交付金+地方特例交付金）は、国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で2番目に大きい15.9兆円となっている。（近年ではおおむね16兆円前後で推移。）

<令和3年度 一般会計歳出の構成>



<地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移>



- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分（国）を充当。法定率分等で不足する財源（折半対象財源不足）については、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により国と地方の折半で負担する仕組み。令和3年度は平成30年度以来3年ぶりに折半対象財源不足が発生。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源の総額（注）について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。
(注) 一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。
- 「新経済・財政再生計画」においては、同ルールを令和6（2024）年度まで維持する旨が規定されている。

◆ 令和3年度地方財政計画（単位：兆円）

【歳出:89.6】

【歳入:89.6】

歳出歳入ギャップ分

給与関係経費 : 20.2

一般行政経費 : 40.9

うち、補助分 : 22.9

うち、単独分 : 14.8

うち、まち・ひと・しごと創生事業費 : 1.0

うち、地域社会再生事業費 : 0.4

うち、地域デジタル社会推進費 : 0.2

投資的経費 : 11.9

公債費 : 11.6

水準超経費 : 1.2

その他 : 3.9

地方交付税 : 17.4

臨時財政対策債 : 1.7
(折半対象財源不足分)

地方特例交付金等 : 0.4

地方税・地方譲与税 : 39.9

臨時財政対策債 : 3.8
(折半対象臨財債を除く)

国庫支出金 : 14.8

地方債 : 5.8
(臨時財政対策債を除く)

その他 : 5.9

地方交付税法定率分等 : 13.9

特会財源 : 1.8

折半対象財源不足 : 3.4

地方交付税交付金（入口）: 15.6兆円

地方交付税交付金（出口）: 17.4兆円

※ 法定率：
所得税 33.1%
法人税 33.1%
酒 税 50%
消費税 19.5%

【国負担】
特例国債の追加発行
により財源確保

特例加算 : 1.7
臨財債 : 1.7

【地方負担】
臨時財政対策債（折半対象）の
発行により確保

一般財源
※2
(62.0)

特定財源
(26.4)

新経済・財政再生計画における記述

「骨太2021」(令和3年6月18日閣議決定)

③ 地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※ 特定財源

- ・「国庫支出金」は、一般行政経費（補助）及び投資的経費（補助）の財源。
- ・「地方債（臨時財政対策債を除く）」は、建設事業費や災害救助・復旧事業費等の適債事業の財源。
- ・「その他」は使用料及び手数料、雑収入。

※1 令和2年度徴収猶予の特例分（0.2兆円）を除いている。

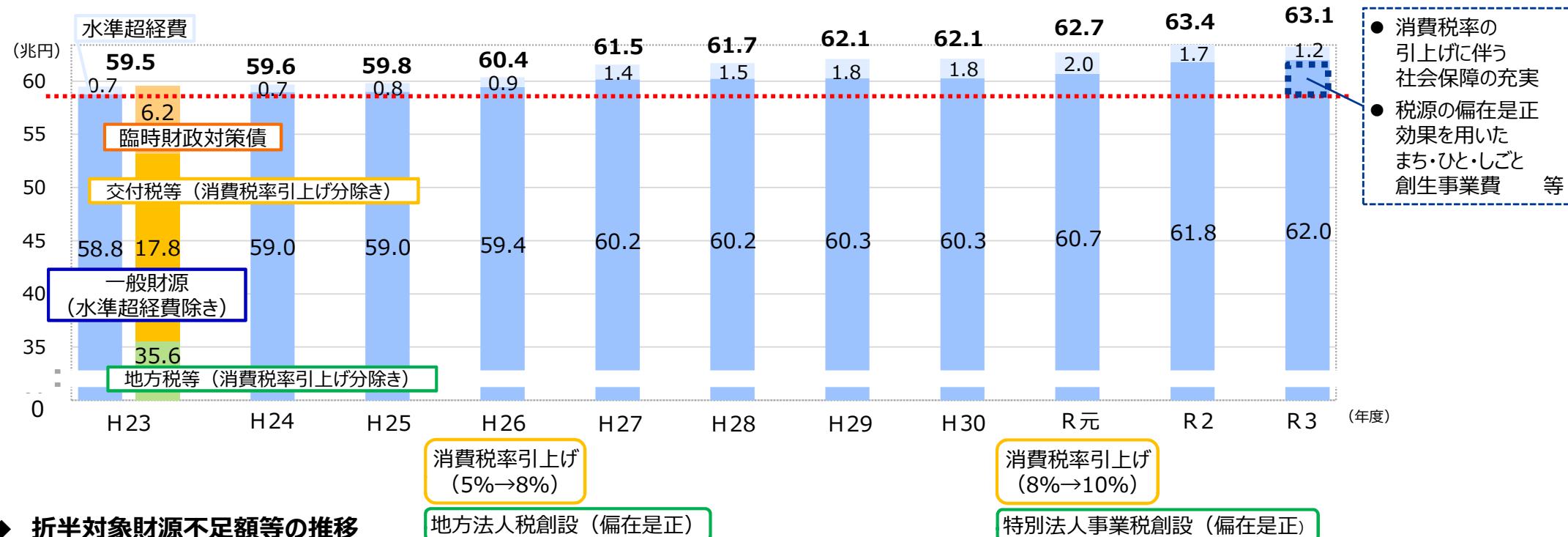
※2 水準超経費を除いている。

地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

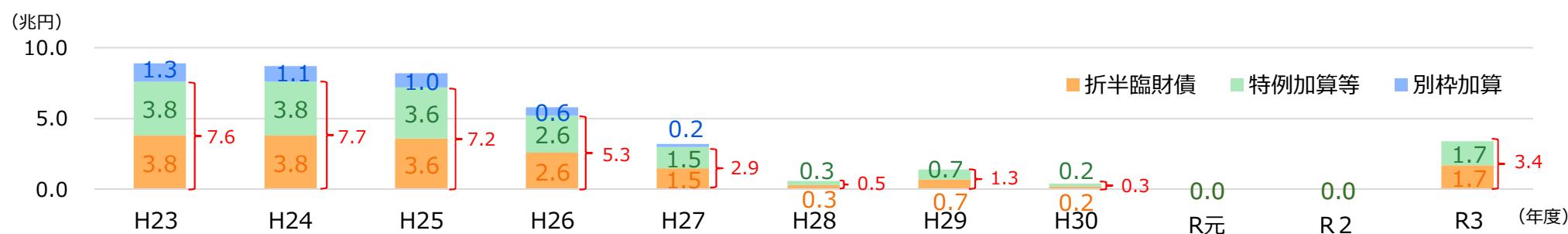
資料Ⅱ－2－3

- 「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、同水準で維持されている。
- 令和3年度においては、折半対象財源不足が平成30年度以来3年ぶりに生じることになった。今後は、折半対象財源不足の縮減・解消に向けて、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組んでいく必要。

◆ 地方一般財源総額の推移

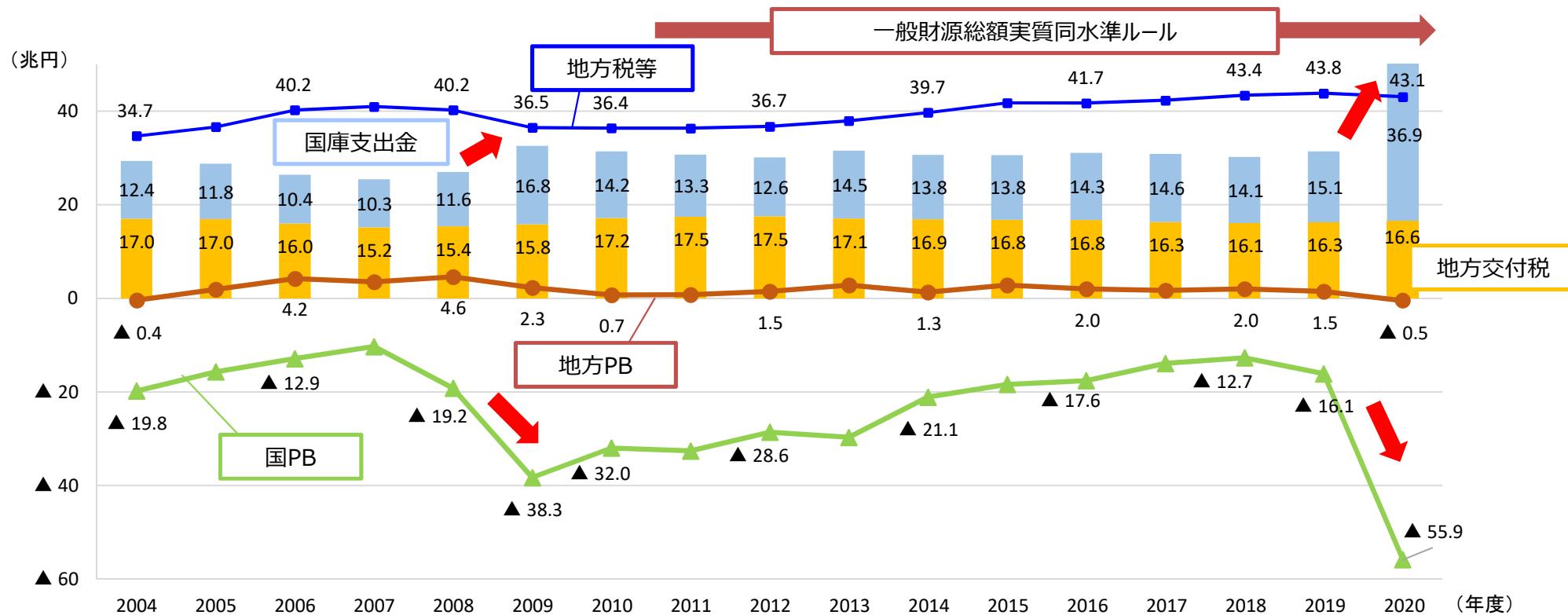


◆ 折半対象財源不足額等の推移



国から地方への財政移転と国・地方の財政状況

- リーマンショック後、地方交付税(注1)や国庫支出金(注2)により国から地方へ手厚い財政移転を実施。この間、国PBが大幅に悪化した一方で地方PBは小幅の悪化にとどまる。
 - (注1) 折半ルールに基づく通常の特例加算に加え、「臨時・異例」の危機対応として別枠加算・歳出特別枠を導入
 - (注2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金(平成21年度第1次補正)をはじめとする地方公共団体への臨時交付金を、補正予算において計上
- その後の税収増局面では、「一般財源総額実質同水準ルール」のもと、地方の歳出はほぼ横ばいで推移。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金などの国庫支出金や地方交付税により、国から地方へ多額の財政移転。
- コロナからの回復局面でも、2025年度の国・地方合わせたPB黒字化目標に向け、「一般財源総額実質同水準ルール」を堅持し、歳出の改革・抑制に取り組むことが重要。
- 同時に、コロナ対応として行われた財政移転の規模や内容が適切なものであったかについて、事業の実施計画や地方公共団体の決算等も見ながら検証していく必要。



(出所) 国と地方のPBは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年7月21日)より。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」より(2020年度は総務省「令和2年度都道府県普通会計決算の概要(速報)」と「令和2年度市町村普通会計決算の概要(速報)」より)。

(注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等は、地方税収及び地方譲与税収の決算額(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。

地方創生臨時交付金の活用事業

- 地方創生臨時交付金については、地方公共団体が地域の実情に応じきめ細やかにコロナ対策を実施できるよう、令和2年度補正や令和3年度予備費により累次に措置。
- こうした中、地方公共団体の取組内容については、コロナ対応にかかわらず、もともと予定されていた事業の財源として活用されている例も。使途がコロナ対応との趣旨に沿ったものであったとしても、国費による支援が真に必要なものかについては精査するべき。
- その上で、使途の検証を行うとの骨太の方針2021(注)も踏まえ、今後も同様の支援を継続する場合には、適切な効果検証が行えるようKPIの設定等の工夫が必要ではないか。

(注)「感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の使途等の比較検証を行う」とされている。

◆ 実施計画の項目別集計結果（令和2年度末時点）

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 及び治療薬の開発	(22.2%)
• マスク・消毒液等の確保 • 医療提供体制の強化 • 検査体制の強化と感染の早期発見 • 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備 等	
II. 雇用の維持と事業の継続	(52.0%)
• 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援 • 生活に困っている世帯や個人への支援 • 資金繰り対策 • 雇用の維持 等	
III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	(16.6%)
• 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援 • 地域経済の活性化	
IV. 強靭な経済構造の構築	(9.2%)
• リモート化等によるDXの加速 等	

※ () 内は、令和2年度第3回実施計画提出後の交付金関連事業費の割合。項目の分類は、
地方公共団体の自己選択に基づく。
(出所) 内閣府資料より作成

◆ 地方創生臨時交付金の措置額

	地方単独分	事業者 支援分	補助事業の 地方負担分	協力要請 推進枠等
R2.1次補正	0.7兆円	-	0.3兆円	-
R2.2次補正	1.95兆円	-	-	0.05兆円
R2.3次補正	1.0兆円	0.1兆円	0.2兆円	0.2兆円
R2予備費	-	-	-	3.38兆円
R3予備費	-	0.5兆円	-	-
合計	3.65兆円	0.6兆円	0.5兆円	3.63兆円

※ 協力要請推進枠等：地方公共団体が、営業時間短縮要請等に伴う協力金の支払い等を行う場合の財源

「コロナ交付金 既存事業財源に利用」(2020.11.8 京都新聞) (抜粋)
A市では…レジ袋禁止条例施行に合わせ…「代替紙袋購入補助制度」の財源に交付金を充てた。もともと市環境基金を財源に予算化していたが…財源を全額交付金に切り替えた。…A市では毎年数台ずつ更新していた市役所の和式トイレを「ふたを閉められ感染症対策となる」と20台洋式化。空調換気施設も計画を5年ほど前倒しして改修、トイレと空調で5304万円を措置した。

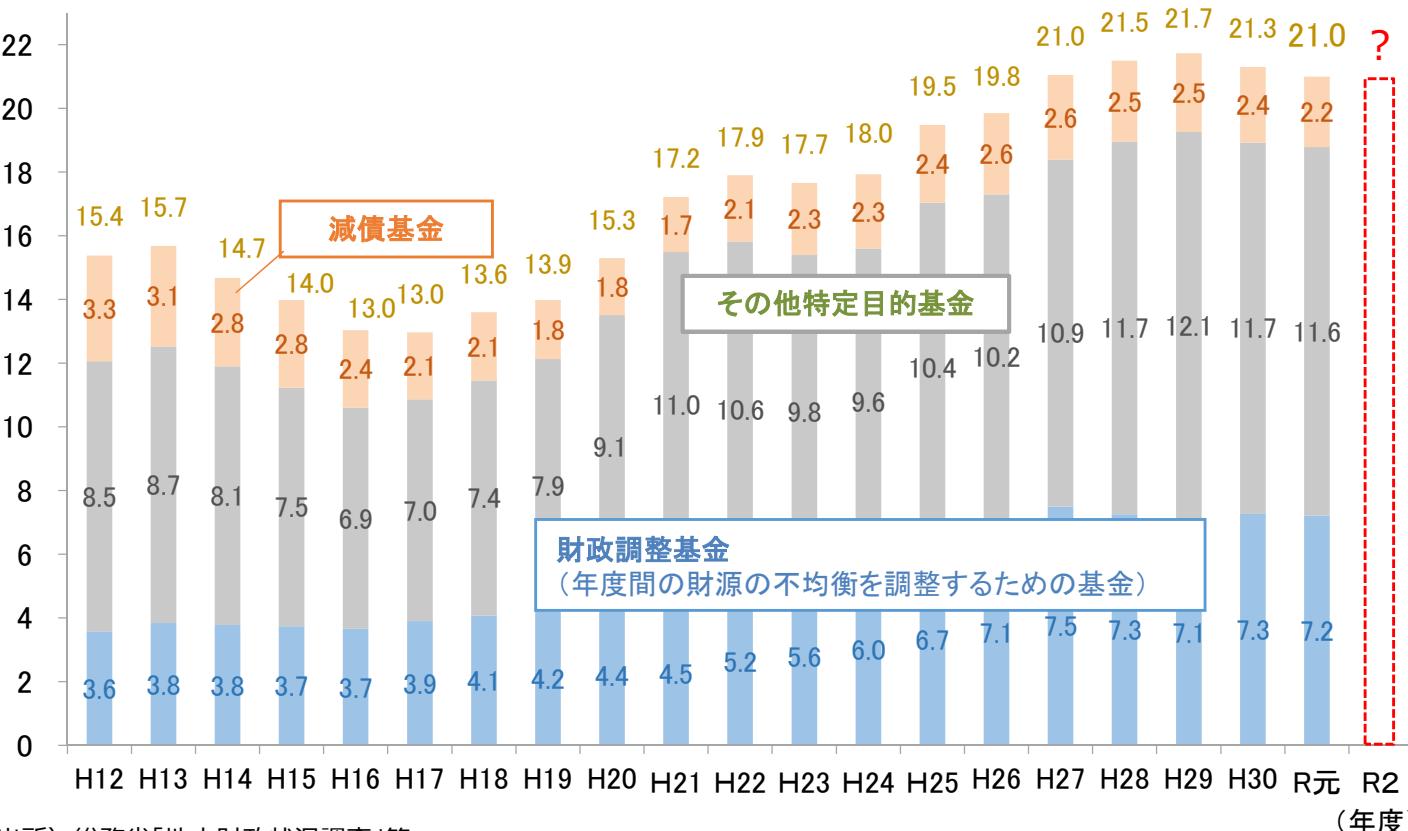
(略) 公民館の修繕を進めたのは、B町。設置後30年が経過したCセンターの空調設備を更新する。21年度までに改修予定だったが、交付金5135万円を充て、本年度中の着工に。(略)

地方の基金残高の推移

- 令和2年度末の基金残高について、コロナ対応等による取崩しのため減少している団体がある一方、多くの団体で逆に増加しているとの調査結果も報じられている。
- 地方公共団体の決算については、普通会計決算の確報値（例年11月頃公表）や都道府県決算状況調（例年2月頃公表）等の内容を分析し、増減要因も含めよく検証していく必要。

◆ 地方の基金残高（令和元年度末決算）

(兆円)



◆ 「基金残高、37道府県が前年度比増=財調基金、東京都は約4018億円減—都道府県の20年度各種基金調べ」(2021.8.24 時事通信社) (抜粋)

地方行財政調査会は、47都道府県における2020年度の各種基金の状況について調査した。**21年5月末の基金総額（残高）が前年度より增加了したのは37道府県で、減少した団体（10都県）を上回った。財政調整基金は、28道府県が増加し、17都県が減少、2県は増減がなかった。**財政調整基金の減少（率と額）が最も大きかったのは東京都で、新型コロナウイルス感染症による休業や時短要請による協力金の支出などにより4017億8600万円減少（前年度比43.0%減）した。調査は全都道府県から回答を得た。

基金総額で最も減少率が大きかったのは福島県（12.6%減）。次いで岩手県（9.1%減）、東京都（7.9%減）の順。福島県は、除染対策基金（約487億円減）、原子力災害等復興基金（約229億円減）、長期避難者生活拠点形成基金（約200億円減）などを取り崩したことが要因。基金総額の増加率は、山形県が前年度比29.7%増でトップだった。財政調整基金の減少率は、トップの東京都に続いて三重県（38.6%減）、大分県（16.9%減）の順だった。（略）

(出所) 総務省「地方財政状況調査」等

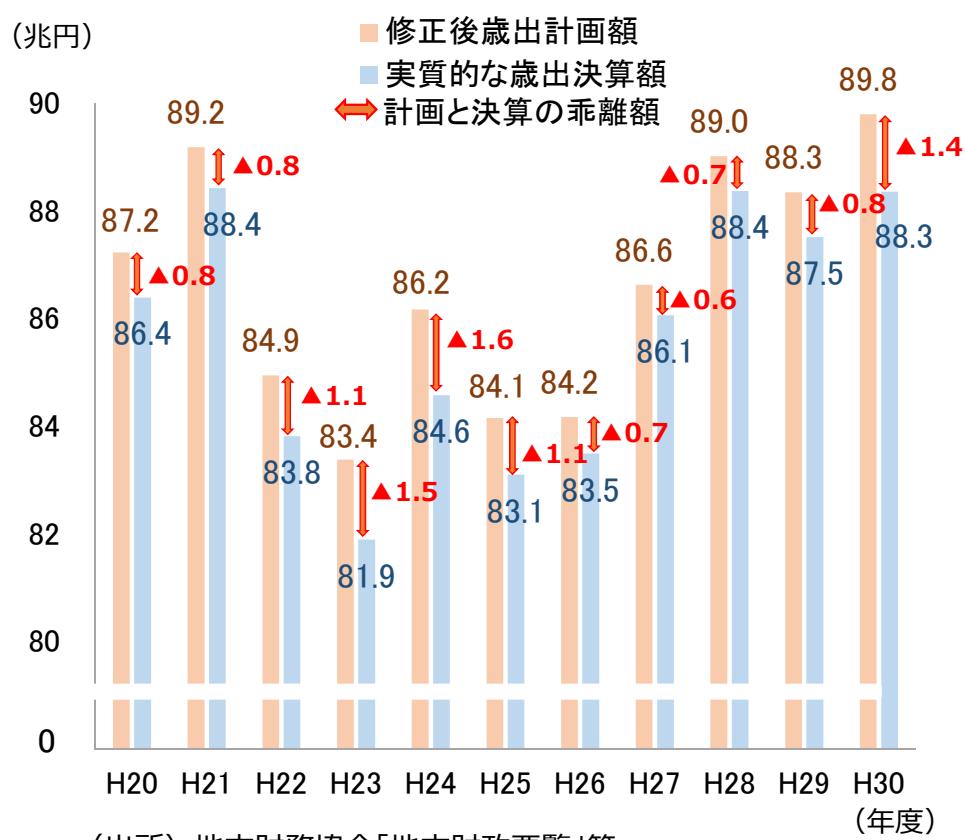
(注1) 基金残高は、都道府県分と市町村分の合計。ただし、東日本大震災被災3県のその他特定目的基金については、期間中の変動が大きいため、経年比較の観点から控除している。

(注2) R2年度については速報値が公表されているが、このうち経年比較のため控除すべき基金の額は現時点では未公表であることから上記には示していない。

計画と決算の乖離（歳出）

- 近年の歳出について計画と決算を比較すると、決算歳出が継続的に1兆円前後、計画歳出を下回るとの試算結果となる。こうした乖離の一部は追加財政需要の未使用や国庫補助事業の不用等から生じている。
- 追加財政需要の計上額と使用額の差額や国庫補助事業の不用に係る地方負担分について、地方は、国とは異なり、決算を踏まえた精算を行っていないため、使途が不透明なまま渡し切りとなっている。これらについては、歳出計上の適正化を含め、後年度の予算編成において適切に反映していくべきではないか。

◆ 地方財政計画歳出と決算歳出の乖離の推移



◆ 過去10年間の追加財政需要の状況

(単位：億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
計画額	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
主な使用額	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	3,040	3,118	2,443	2,698
差額	4,029	3,180	3,793	3,771	821	1,232	1,160	1,082	1,757	1,502

平均差額2,200億円程度

◆ 国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

(単位：億円)

	H27	H28	H29	H30	R元	5ヶ年平均
給与関係経費(義務教育費国庫負担金)	92	96	84	52	12	67
一般行政経費(補助事業分)	816	1,534	1,789	2,645	3,822	2,121
投資的経費(直轄事業・補助事業分)	134	98	116	119	230	140
合 計	1,041	1,729	1,989	2,816	4,064	2,328

(注)国の決算における不用割合（不用額／歳出予算現額）を、地方財政計画における地方負担額に乘じて試算。
ただし、投資的経費の不用額は、上のように試算した不用額（地方負担分）に一般財源充当割合を乗じて試算。

「枠計上経費」の見える化

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。
- 平成29年度決算から、試行的に地方単独事業（ソフト）の決算額内訳が示されているが、公表された内容は毎年の地方財政計画との比較をする上では対応関係が明らかではなく十分なものと言えない。
- 地方財政計画と決算の項目が対応していないほか、各歳出区分の振り分けや計上方法について各地方公共団体の判断によるものとされていることから、PDCAをまわすことができない状況。計画との比較が可能となるような工夫を進めていくべきではないか。

◆ 地方財政計画（令和3年度）

歳出 89.6兆円

給与関係費 20.2兆円
一般行政経費（補助等） 24.4兆円
一般行政経費（単独） 14.8兆円
まち・ひと・しごと創生事業費 1.0兆円
地域社会再生事業費 0.4兆円
地域デジタル社会推進費 0.2兆円
投資的経費（補助等） 5.7兆円
投資的経費（単独） 6.2兆円
公債費 11.6兆円
その他 5.1兆円

枠
計
上

計画と決算の
対応関係が
明らかでない

◆ 地方単独事業（ソフト）の決算額（平成30年度）

合計 21.8兆円

(主なもの)

民生費 6.5兆円	・国保事業（含む法定外一般会計繰入金0.3兆円） 1.6兆円
社会福祉費 2.6兆円	・後期高齢者医療 0.9兆円 ・介護保険 0.5兆円
老人福祉費 2.0兆円	・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） 0.7兆円 ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.1兆円） 0.3兆円
児童福祉費 1.9兆円	・制度融資 2.7兆円
商工費 3.9兆円	・学校給食費 0.6兆円 ・私立高校助成費 0.3兆円 ・学校施設管理（小中高） 0.3兆円
教育費 3.5兆円	・廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） 1.0兆円 ・公立病院等 0.3兆円
衛生費 2.7兆円	・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.3兆円） 0.6兆円 ・庁舎管理 0.3兆円
総務費 2.7兆円	
その他 2.4兆円	

(注1) 金額は都道府県・市町村の純計額

(注2) 会計年度任用職員とは一会計年度を越えない範囲内でおかれる非常勤職員

(出所) 地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区別決算額（平成30年度）」をもとに作成

※ 令和2年度徴収猶予の特例分（0.2兆円）を除いている。

「枠計上経費」と国の予算事業

- 令和3年度からは新たな枠計上予算として「地域デジタル社会推進費」0.2兆円を地方財政計画に計上。これは、地域社会のデジタル化を推進するため、地方公共団体が高齢者向けのスマートフォン活用講座や中小企業のDX支援等を行うための経費として算定されるもの。
- こうした「地域デジタル社会推進費」が、計上趣旨に沿って適正に活用されているか検証が必要。
- また、国においても同趣旨の補助事業等が散見されるところ、実態をよく把握し、国・地方・民間企業の役割分担を整理し直すべき。

◆ 地方交付税措置における地域デジタル社会推進費の創設

【事業期間】令和3・4年度

【事業費】各年度2,000億円

※ 財源として、地方公共団体金融機関の公庫債権利変動準備金を活用

【想定される取組例】

- デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

- ・ 公民館等で地域おこし協力隊等を講師とした出張講座の開催や相談対応の実施などのアウトリーチ型支援

<地域運営組織等による場の設定>



(講座内容)

- ・デジタル機器や基本アプリの使用法
- ・ぴったりサービスを利用した行政手続きのオンライン申請方法 等



(講師)

- ・地域おこし協力隊、集落支援員(OB・OG含む)等
- ・民間事業者等からの派遣

- 中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

- ・ デジタル化に関する専門家への相談支援(中小企業ITお助け隊事業)

- 条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

- 地域におけるデジタル人材の育成・確保

他

◆ 国におけるデジタル社会推進に関する主な事業

① デジタル活用支援推進事業

(R2補正：9.3億円、R4要求25.0億円) 【総務省】

- ・ 民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者のデジタル活用を支援する「講習会」を携帯ショップ等を中心に全国で実施。

(実施イメージ)

国
(総務省)

携帯ショップのスマホ教室等

高齢者等の身近な場所で、行政手続きや利用ニーズの高い民間サービスの利用方法の助言や相談などを実施。

・デジタル活用支援の活動に対する助成

(説明・相談の例)

- ・マイナポータルの使い方
- ・オンラインによる診療や予約 等

<事業実施団体(想定)>

- ✓ 携帯ショップ
- ✓ 地元ICT企業
- ✓ 社会福祉協議会
- ✓ 地域おこし協力隊 他



※R2：全国11箇所で実証

※R3：全国1,000箇所程度で講座等を開催予定

② 地域未来デジタル・人材投資促進事業(地域未来DX投資促進事業)

(R3：11.7億円、R4要求：25.9億円) 【経済産業省】

- ・ 地域企業のデジタル投資によるDX等を支援。

③ 過疎地域持続的発展支援交付金

(R3：7.8億円、R4要求：8.1億円) 【総務省】

④ 地方創生推進交付金

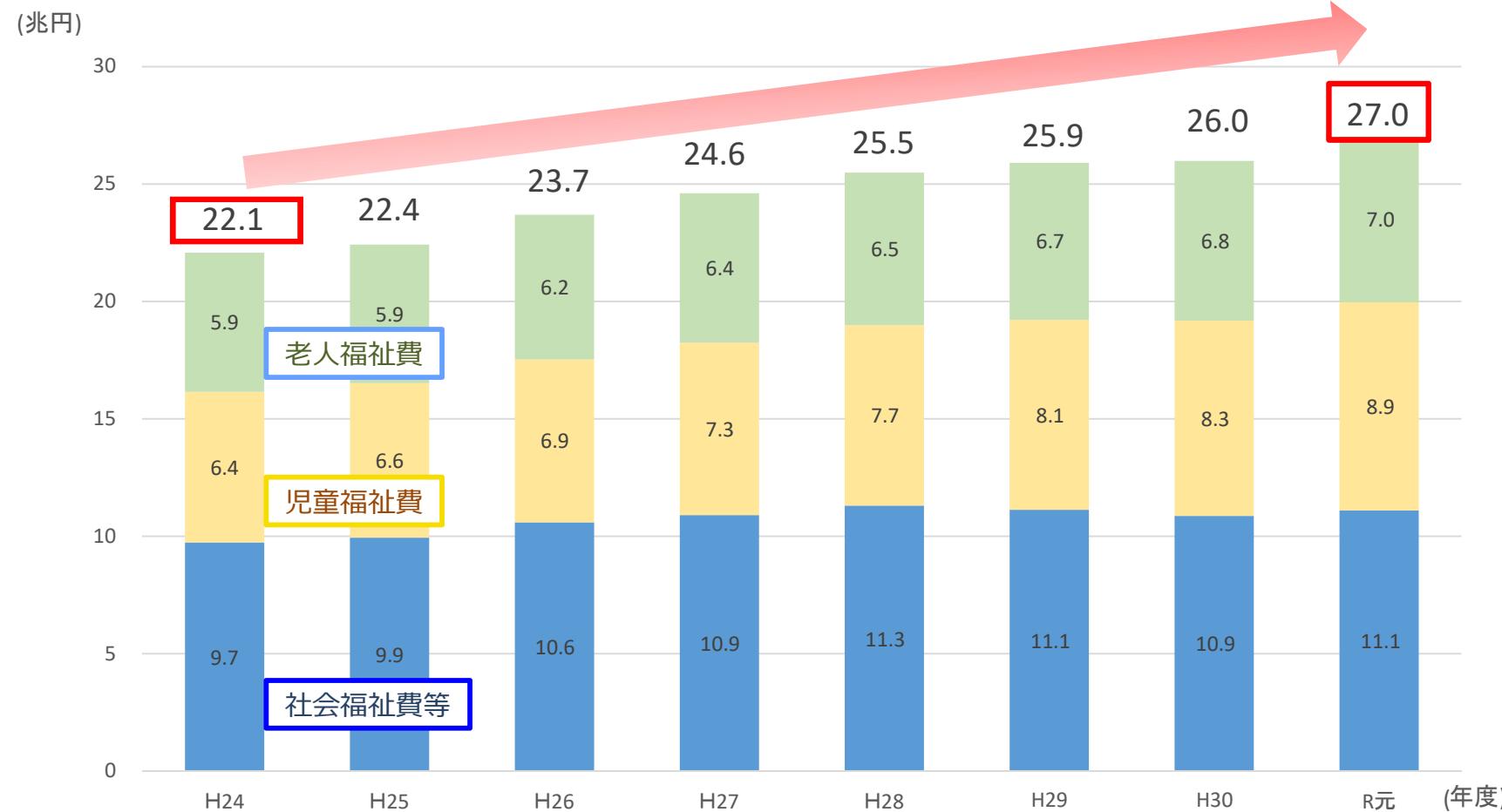
(R3：1,000億円、R4要求：1,200億円) 【内閣府】

一般行政経費のうち社会保障等に係る経費（民生費）の推移

資料Ⅱ－2－10

- 地方における社会保障に係る経費（民生費）の推移をみると、老人福祉費、児童福祉費、その他の社会福祉費等（生活保護費を含む）とも年々膨らんでおり、平成24年度から令和元年度にかけては約5兆円の増加。
- 高齢化等に伴う増額が現役世代や地方財政にとっての過度な負担とならないよう、国だけでなく、地方においても、こうした費用の効率化の取組は不可欠。

◆ 民生費(災害救助費除き)の推移



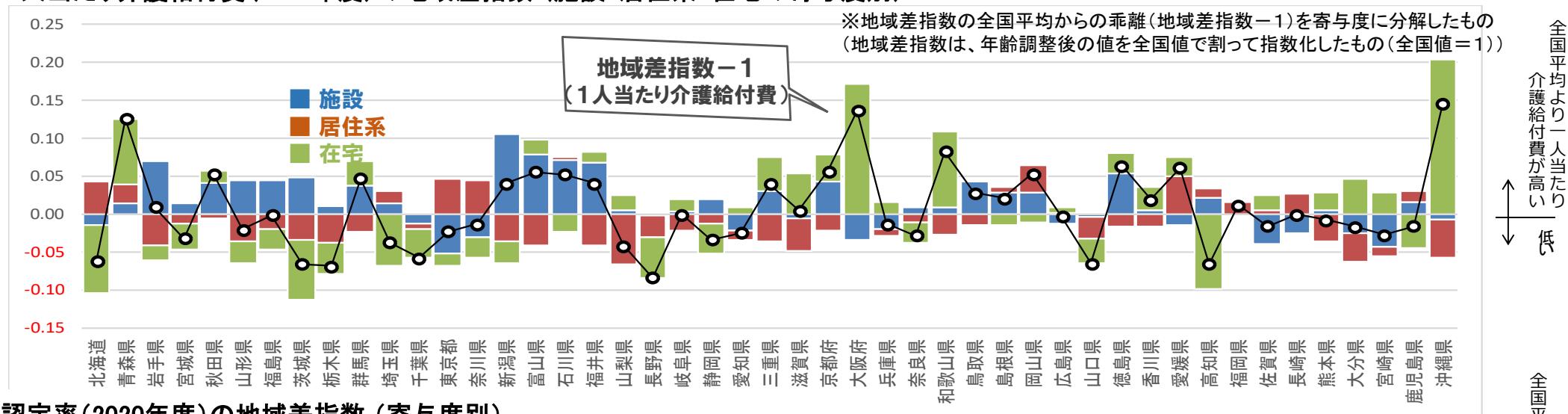
(出所)総務省「地方財政状況調査」

(※) 都道府県および市町村の決算額の合計。一部重複を含む。

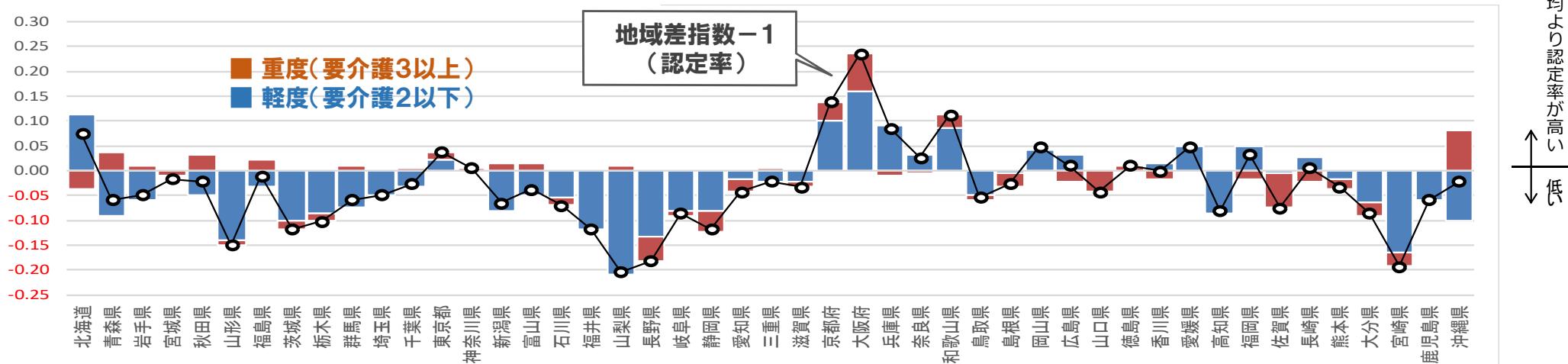
地方における社会保障費の抑制の必要性

- 社会保障費については、国の設計する制度に左右され、適正化に向けて地方公共団体の努力できる範囲が限定的との声も聞かれる。
- しかしながら、社会保障費の適正化には、制度設計のみならず、その運用において事業者や利用者と接する地方公共団体の取組も非常に重要。
- 例えば、一人当たり介護給付費や認定率には都道府県ごとに大きな差異。引き続き、地方公共団体においても、こうした差異の分析を深め、不合理な給付が認められる場合には事業者の指導や利用者への働きかけを行うなど適正化に向けた取組の加速が望まれる。

◆ 一人当たり介護給付費(2019年度)の地域差指数(施設・居住系・在宅の寄与度別)



◆ 認定率(2020年度)の地域差指数(寄与度別)

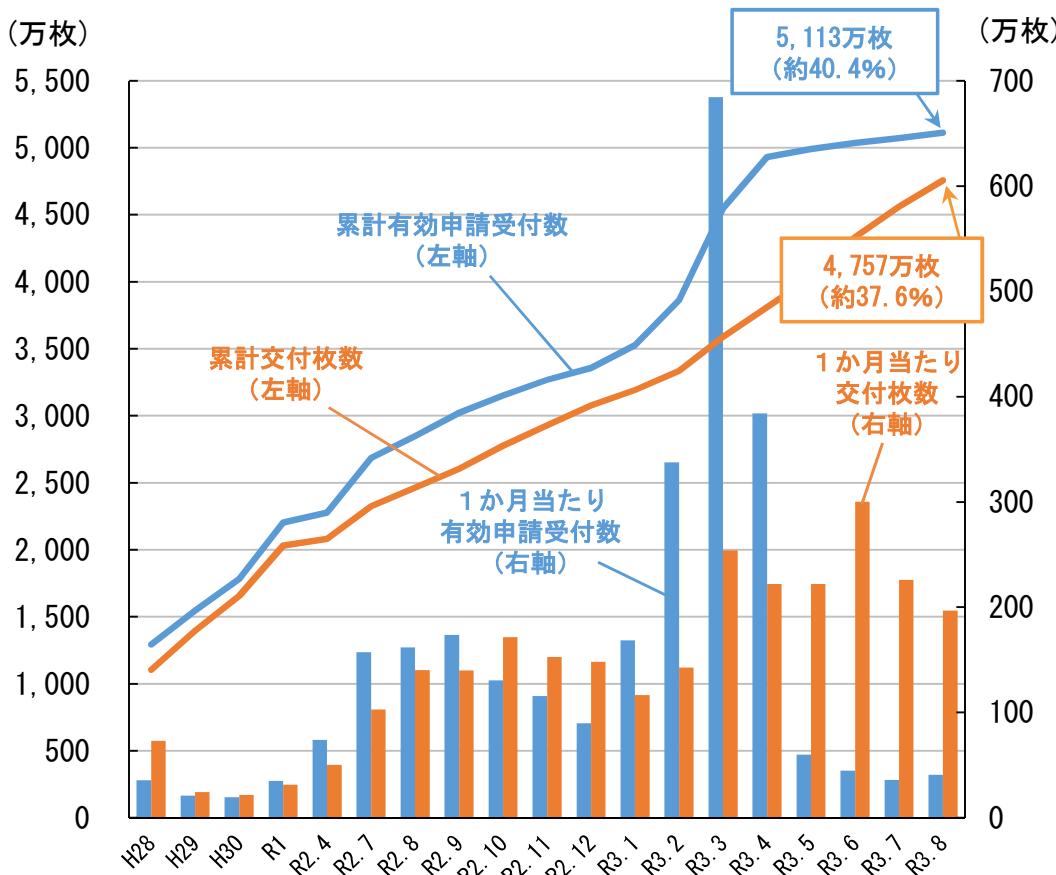


【出典】「地域包括ケア「見える化」システム」(厚生労働省)を基に算出。

マイナンバーカードの普及促進

- 社会保障を始め行政サービスの利便性向上や効率化には、マイナンバーカードの普及が重要。
- このため、マイナンバーカードの普及促進に向けて、国はマイナポイント事業を実施（本年4月までにカードを申請した者が対象）。カードの申請増加に一定の効果はみられたが、本年8月末時点でカードの申請率は全国民の40%、交付率は38%にとどまっており、ポイント付与施策の効果には限界がある。
- 一方、地方公共団体の中には、普及が進まない要因（手続が面倒、利便性が不明等）に対し、住民目線で対処し交付率を高めている団体がある。今後のカード普及促進策は、こうした取組も踏まえた効果的な施策とすることが重要。

◆ マイナンバーカードの申請・交付状況 (R3.8.31実績)



(出所) 総務省

◆ マイナンバーカード交付枚数率上位団体（特別区・市）

団体名	人口 【R3.1.1時点】	交付枚数 【R3.9.1時点】	人口に対する 交付枚数率
石川県加賀市	65,307	45,285	69.3%
高知県宿毛市	19,895	13,272	66.7%
宮崎県都城市	163,571	103,986	63.6%

マイナンバーカード取得促進のための先進事例

＜兵庫県三田市＞（人口：110,863人、交付率：51.9%）

カードの普及促進に向け、戦略的かつ計画的な取組（便利なマイナンバーカード大作戦）に着手（平成30年5月～）

- 本庁舎や出先窓口でのカード申請サポートを実施。
- 更にインセンティブ戦略として、カードを印鑑登録証や図書館カードとして利用可能とするほか、行政手続の簡素化も視野に入れ、カードを活用した各種オンライン手続を導入。
- 移行に向けたカードの普及のための広報活動として、庁舎のほぼ全ての応対カウンターでのチラシの設置、各種通知書等へのチラシの同封等を実施。
- 住民票の写し等、各証明書について、従前の自動交付機を廃止し、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付への全面移行を決定。

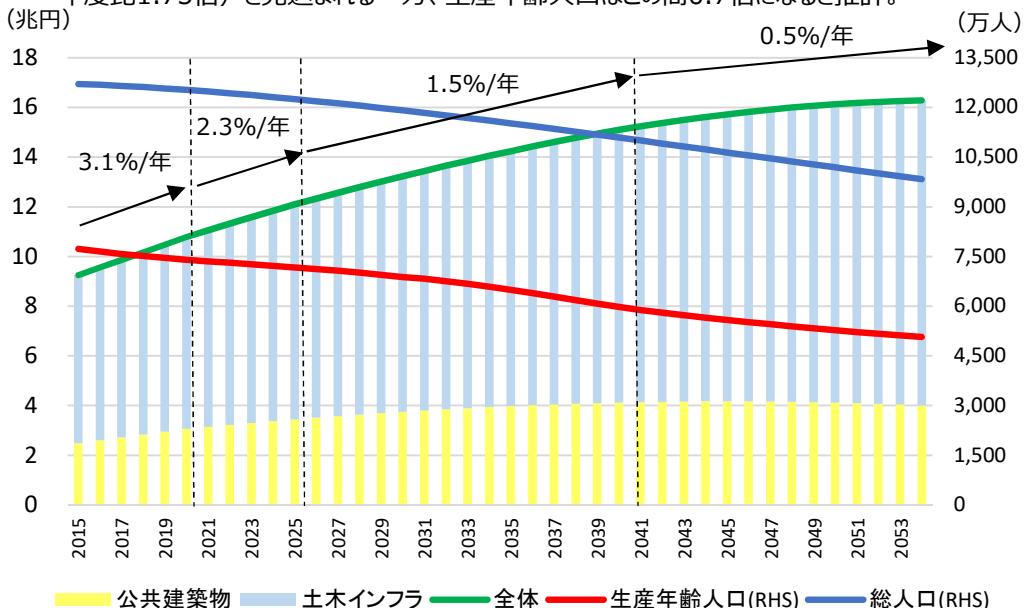
(出所) 総務省HP、三田市HP

インフラ老朽化への対応①

- 高度経済成長期に整備されたインフラの更新・老朽化対策が大きな課題。一方で、人口減少が進む中、インフラに係る費用の負担者や受益者が減ることを踏まえた対応が必要。
- こうした観点から、整備・維持・更新が必要なインフラの規模の合理化（「省インフラ」）が重要であり、具体的には、行政サービスの広域化による施設の統合（水道施設や小学校等）や、個々の施設規模の適正化（下水処理施設の浄化槽への転換等）が考えられるところ。

◆ 公共インフラの維持補修・更新費と生産年齢人口の推移

単純事後更新を行った場合の維持補修・更新費は2054年度時点で約16兆円（2015年度比1.75倍）と見込まれる一方、生産年齢人口はこの間0.7倍になると推計。



◆ 「省インフラ」の事例

広域化(君津病院事業団)



木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市で共同設置

集約化(夕張市学校統廃合)



小学校7校を1校に統合
廃校舎はすべて民間に無償で貸出し雇用創出

(出所) 東洋大学SDGs特設サイト

多機能化(岩手県紫波町)



図書館の周辺に、カフェ、居酒屋、マルシェ、病院などが立地。民間施設からの収入で、図書館の維持管理を行う。

ソフト化(佐倉市学校プール)



稼働率の低い学校プールを廃止し、民間スポーツ施設で授業を実施する。

共用化(川越市立霞が関北小学校)



小学校と公民館で、ホール、音楽室、調理室、図工室を共有

バーチャル化(電子図書館)



デジタル書籍の閲覧で図書館サービスを実行。

◆ 最適化の事例及び効果額

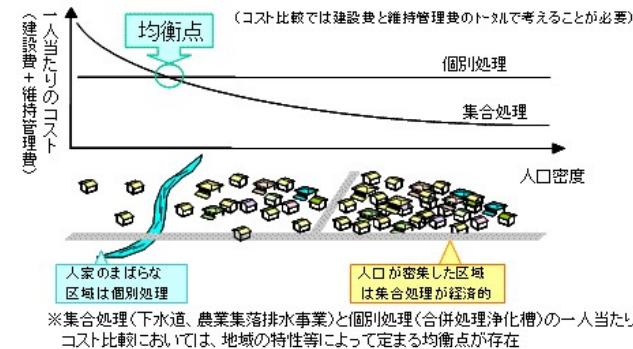
<総務省資料>

団体名	内容	効果額(a-b)	最適化しなかった場合の費用(a)	最適化した場合の費用(b)
群馬県	都道府県構想において下水道や農業集落排水で計画されている区域の全部又は一部を合併浄化槽に変更	建設費用(△58,634百万円) 維持管理費(△472百万円/年)	建設費用(1,306,539百万円) 維持管理費(12,107百万円/年)	建設費用(1,247,905百万円) 維持管理費(12,579百万円/年)
北海道標津町	将来人口や地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、未水洗化の解消を図ることを目的とし、集合処理から個別処理への変更を踏まえた全体計画の見直しを行う。	建設費用(△5,450百万円) 維持管理費(△0.8百万円/年)	建設費用(5,670百万円) 維持管理費(4百万円)	建設費用(220百万円) 維持管理費(3.2百万円)
秋田県羽後町	集合処理と個別処理の比較にあたって、将来人口・世帯数を設定し、経済性を基に集合処理が有利かの比較を行う。	建設費用(△196百万円) 維持管理費(+11百万円/年)	建設費用(881百万円) 維持管理費(0.3百万円/年)	建設費用(685百万円) 維持管理費(12百万円/年)

出典:地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集等

◆ コスト比較の概念図

<国土交通省資料>



インフラ老朽化への対応②

- 広域化や規模の適正化の有効性に大きな反論は聞かれない一方、各地方公共団体における実施には、地方公共団体間の合意形成や地域住民の理解が大きな課題であるとの声もある。
- 地方公共団体間の合意形成の事例として、県自ら市町村と連携し広域化の取組を支援する「奈良モデル」が有名。総務省も都道府県に対しマニュアルを示しつつ「水道広域化推進プラン」の策定を要請するなど、地方の取組を後押し。
(※ なお、地域によっては、必ずしも都道府県ではなく、比較的大規模な市町村を中核として広域化を推進するなど地域の実情に応じた取組が適当。)
- 施設統合等に関する住民の理解促進については、例えば、匿名投票による地元の合意形成の手法も有効と考えられる。

◆ 奈良県の水道運営の連携

H29.10

県営水道と市町村水道を「**県域水道**」として事業統合し、一つの経営体で運営する構想を発表

H30.4 「県域水道一体化検討会」を立ち上げ

H31.3

県域水道一体化の方針「新県域水道ビジョン」を策定

R3.1

関係団体で「水道事業等の統合に関する覚書」

協議会の設置

基本協定の締結

企業団の設立

R7 事業統合（予定）



県主導

◆ 総務省による広域化に向けた取組

<下水道>

○都道府県に対し、R4年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。策定支援のため、「広域化・共同化計画策定マニュアル」を作成・公表（総務省・農水省・国交省・環境省）

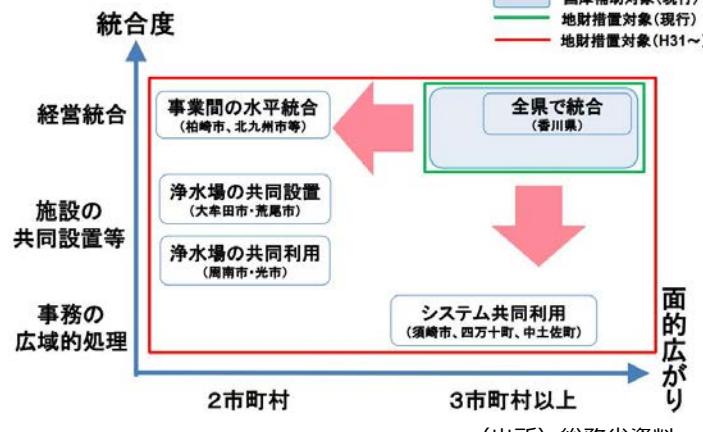
○①計画の策定経費や、②広域化・共同化に係る施設やシステムの整備に対して地方財政措置

<水道>

○都道府県に対し、R4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。策定支援のため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表（総務省・厚労省）

○①計画の策定経費や、②プランに基づく広域化に伴う施設やシステムの整備に対して地方財政措置

<水道事業の広域化に係る地方財政措置の対象の拡充>



◆ 合意形成の手法

(東洋大学 根本祐二教授の研究より)

・スマートフォンを使った匿名投票により、地域住民の意見を可視化。冷静な議論の土台として活用が期待。



(効果)

①**ポジショニング効果**：集団の中での自分の立ち位置を確認できる。

集団を代表して声をあげているつもりが、実際は少数派だったといった、客観的な自分のポジションに気づくことができる。



②**プライオリティ効果**：参加者自身の中で、複数の選択肢の優先順位が存在していると気付けるようになる。

公民館統廃合の賛否だけを聞けば反対でも、学校・スーパー・ガソリンスタンドなど複数の中からもっとも困るものを選択する間に変えると、スーパー・ガソリンスタンドの廃止の方が困るとして、公民館を選択する人はほぼいなくなる。

それだけ取り上げれば
反対



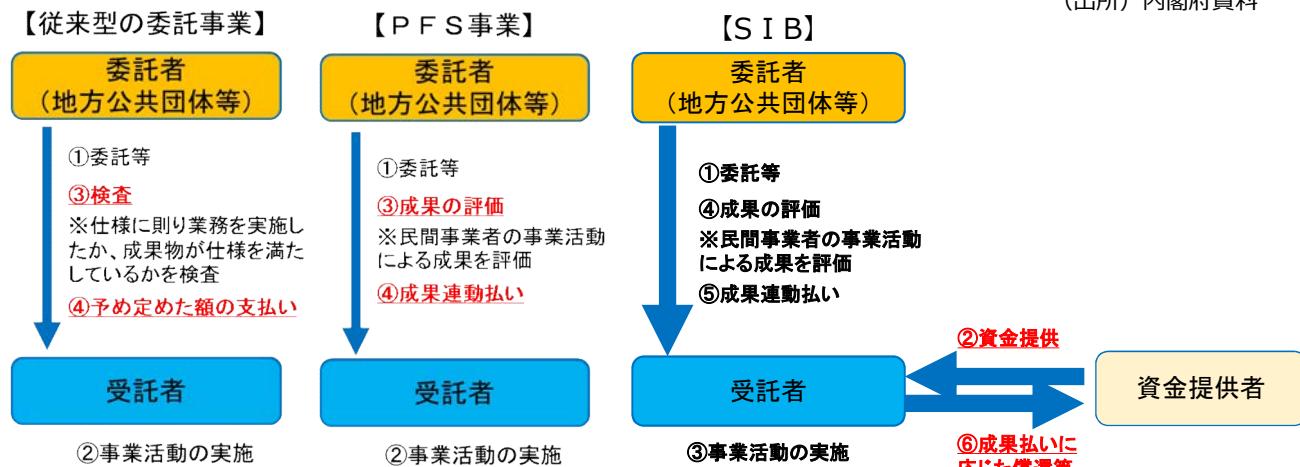
他と選択することで反対が
なくなる



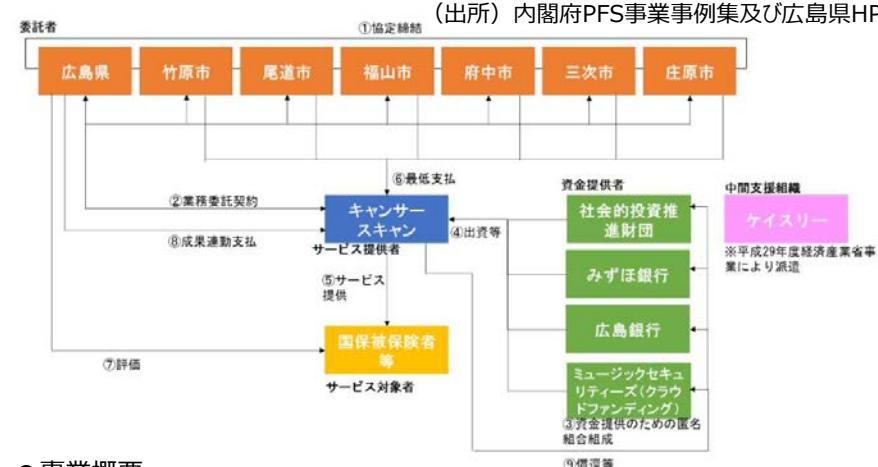
民間資金・サービスの活用①

- 地方公共団体等が行う行政活動については、その効率的な実施の観点から、民間サービスも最大限活用すべき。
- こうした官民連携の仕組みの一つが、成果運動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）。これは、行政が業務を民間委託するにあたり、仕様を定めず実施方法を事業者に委ねつつ、成果目標を設定してその達成状況等に応じて支払いを行うもの。民間事業者の創意工夫を引き出し、行政課題を効果的に解決することが期待される。
- さらに、PFS事業に必要な資金を民間から調達する手法として、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）も実施されている。

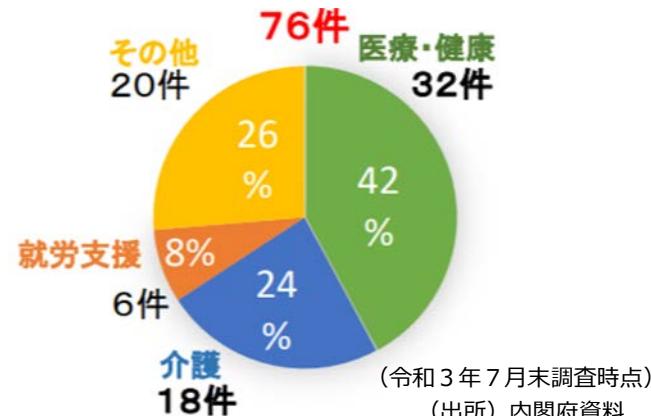
◆PFS・SIBのスキーム図



◆SIBの手法を用いた新たながん検診の個別受診勧奨業務



◆PFSの国内事例（案件数）（令和2年度末時点）



◆PFSの地域別の活用状況（令和2年度末時点）



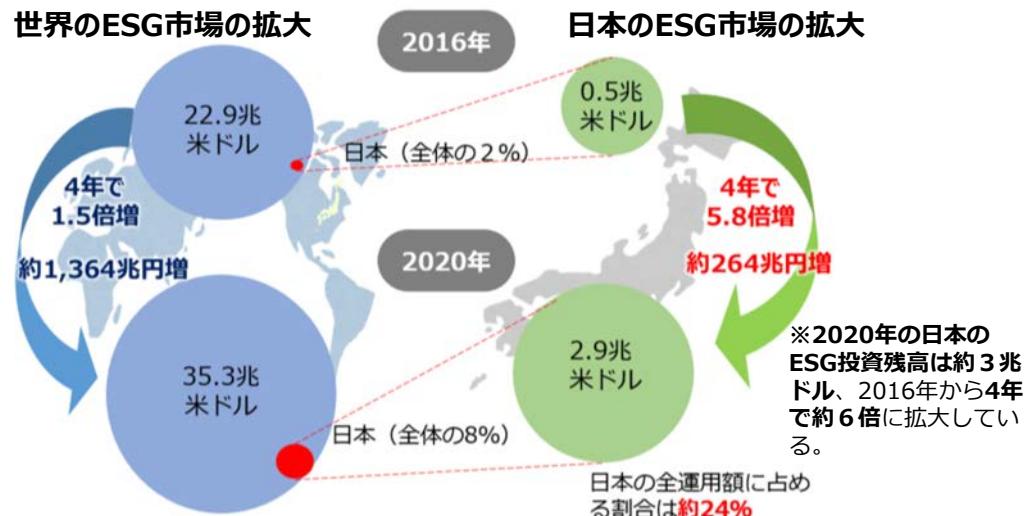
●事業概要

- 事業目的：早期がん発見によるがん死亡者減少、QOL向上等
- 実施期間：3年間（平成30年～令和2年（評価期間を含む））
- 事業内容：広島県内6市の国民健康保険被保険者等の過去の検診・検査情報を分析。各対象者にオーダーメイドの受診勧奨を行い、大腸がん早期発見者の増加を図る。
- 契約金額：2,229万円（固定支払388万円、成果連動支払1,841万円）
- 成果指標：大腸がん検診受診者数及び精密検査受診率



- 地方財政においては、従来からの社会保障費やインフラ老朽化対策といった資金需要に加え、最近では気候変動対策（グリーン）といった新たな施策への対応も課題。
- 地方公共団体の中には、相対的に小さな発行ロットでの起債が容易な地方債市場の状況を前提として、現行の地方債制度に基づき公債対象経費の範囲を緩めることなく、ESG債を活用している団体もある。また、地方公共団体金融機構が、環境債の発行により調達した資金を、地方公共団体の水質改善や電力消費の削減に資する下水道事業に充てる取組を実施。こうした事例も参考に、必要な施策を進めていくべきではないか。

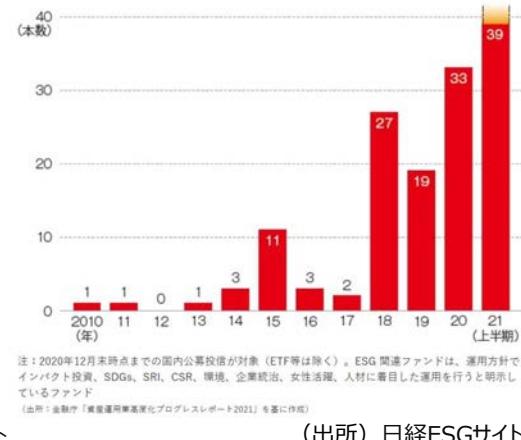
◆ESG投資の市場規模の動向



◆日本国内で公募されたSDGs債の発行額・発行件数の推移



◆国内ESG関連ファンドの新規設定本数の推移



◆地方公共団体によるESG債の発行

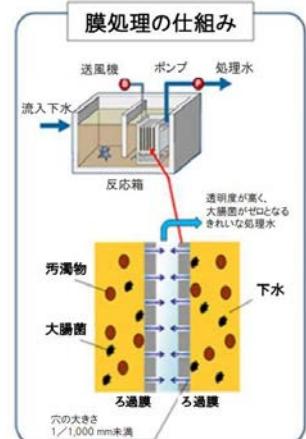
- ソーシャルボンド
2021年6月 東京都（地方公共団体初の発行） 300億円
- サステナビリティボンド
2021年10月 北九州市（地方公共団体初の発行） 105億円
- グリーンボンド
2017年10月 東京都（地方公共団体初の発行） 100億円
2020年10月 長野県 50億円
2020年11月 神奈川県 50億円

◆地方公共団体金融機関の取組

地方公共団体金融機関は、2020年2月に環境債を初めて発行し調達した約600億円を、各地方公共団体の下水道事業に貸付け。事業による環境改善の効果をレポートしている。

活用例～大阪市（中浜下水処理事業ほか）～

- 総事業費：約532億円
- うち機構資金：約19億円（2019.4～2020.3）
- 事業概要
 - ・合流式の下水道を採用する大阪市では、大雨時に、雨水と一緒に一部汚水が未処理のまま河川等に放流され、環境への負荷が大きいことが課題となっていたもの。
 - ・機構融資を活用した施設の更新により、膜分離による汚水処理の高度化や、水位差を利用したろ過システムによる電力使用量の縮減等を実現。



（出所）JFM Green Bond Impact Report 2020

- 日本の経済社会の構造的課題を踏まえれば、限りある人的資源・財政資金の配分の質の向上や、民間資金を最大限活用する仕組みが重要。
- 課題は明確になっており、具体的な制度に踏み込んで見直しを行い、実際の行動変容を促していくことが重要。

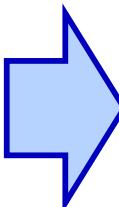
【日本の経済社会の構造的課題】

現役世代の減少
少子高齢化の進行

厳しい財政事情

低い生産性

民間部門の資金余剰



【文部科学省予算の方向性】

- 限りある人的リソースの質の向上
 - ・教員の定員、働き方改革
 - ・博士課程の見直し
- 限りある財政資金の配分の質の向上
 - ・運営費交付金のメリハリづけ
 - ・科学技術予算の質の向上



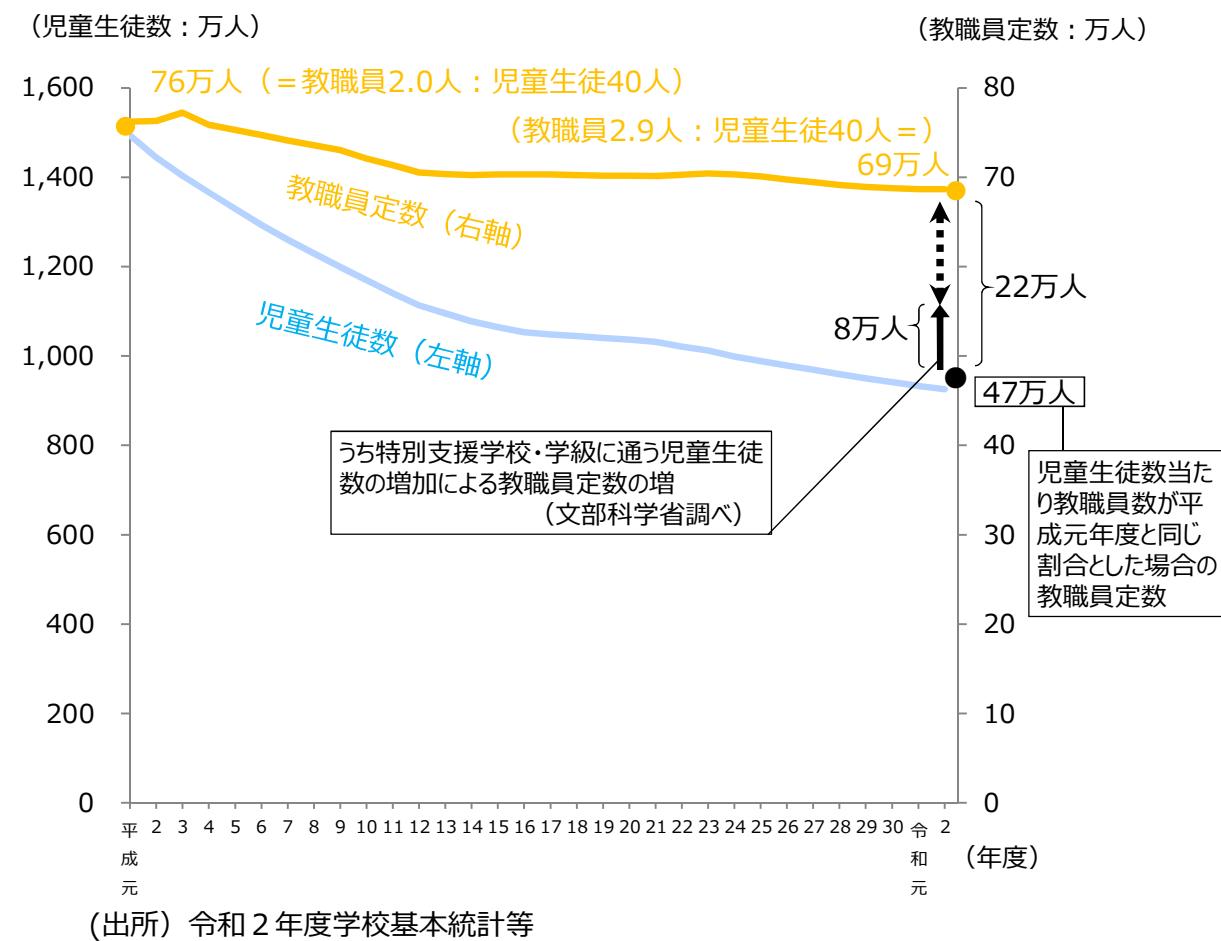
- 民間資金を最大限活用する仕組み
 - ・大学ファンド
 - ・文化・スポーツの補助金の仕組みの見直し

教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数

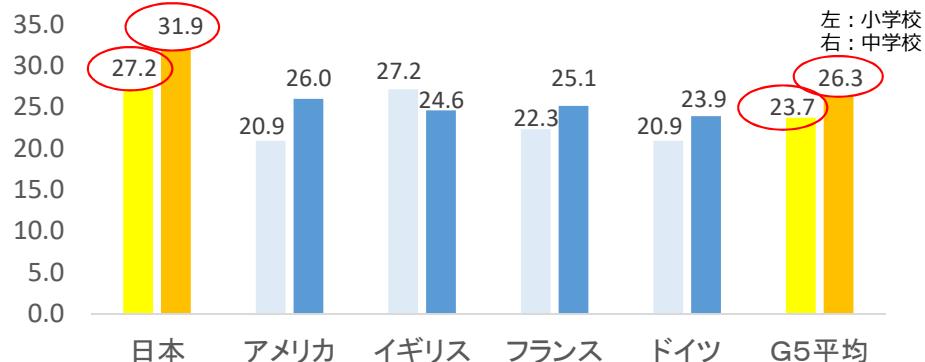
資料 II – 3 – 2

- 平成以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない。したがって、児童生徒数当たりの教職員数を平成元年度と同じ割合とした場合の教職員数（約47万人）と比べれば、約20万人の増。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、教員 1 人当たりの児童生徒数は主要先進国並み（日本は 1 クラス当たりの担任外教員数が多い）。経年で比較しても、大きく改善。

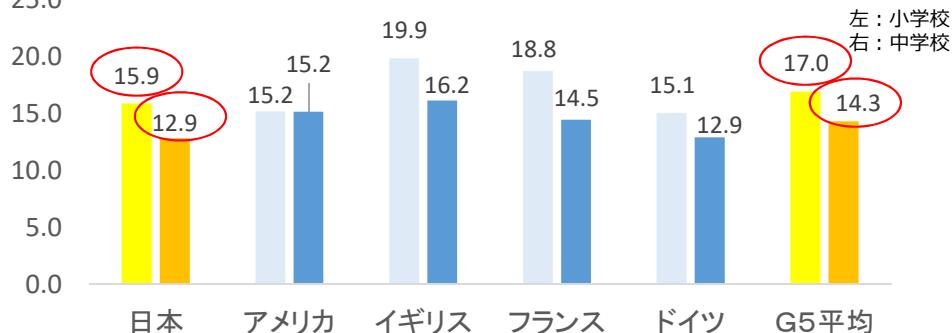
◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移



◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



◆教員 1 人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



◆日本における教員 1 人当たり児童生徒数の経年比較

	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒2019年
小学校	19.2人	19.4人	17.4人	15.9人	▲17.2%
中学校	16.4人	15.2人	13.9人	12.9人	▲21.3%

(出所) Education at a Glance2021等(OECD)

- 文部科学省は、令和4年度以降、小学校高学年の教科担任制(理科、算数、外国語、体育)（以下「教科担任制」）を推進するために必要として、+2,000人の定数増を要求（令和7年度まで計+8,800人の定数増）。
- 教科担任制の趣旨・目的は、専門性の高い授業の実施による教育の質の向上のほか、教員の授業持ちコマ数軽減による教員の負担軽減とされる。
- 一方、日本的小学校教員の年間授業時間数は、主要先進国の中では低水準。また中学校教員一人当たりの平均授業数は週平均18コマに対して、小規模校（3学級校）は12コマと極端に少なく、特に小規模校においては、中学校教員を活用すること（小中連携）により、教科担任制を導入できる可能性がある。

◆「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」
 (令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議)

(4) 学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年1学級程度の小規模校間における小・中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

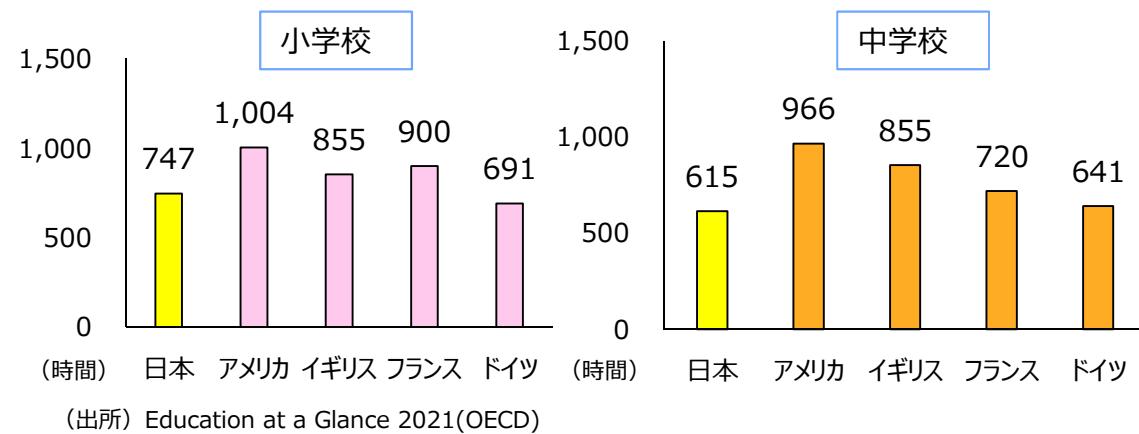
◆学校規模別の学校数、学級数の目安（小学校）

学校規模	学校数	5年生及び6年生の学級数
大規模校 «13学級以上» (1学年2学級を超える)	約6,200校 (34%)	約37,900学級 (55%)
中規模校 «7~12学級» (1学年1~2学級程度)	約5,500校 (30%)	約19,300学級 (28%)
小規模校 «6学級以下» (1学年1学級)	約6,500校 (36%)	約11,300学級 (17%)
計	約18,200校	約68,500学級

(注) 複式学級、特別支援学級は除く

(出所) 文部科学省資料

◆教員の年間授業時間数（2020年）



◆教員一人当たりの平均担当授業時数（学校規模別イメージ）【中学校】

(参考) 教諭の平均授業時数（週）：18.2コマ（平成28年度学校教員統計調査）			
学級規模	授業時数（週）	教員定数（教科担任）	1人あたり授業時数（週）
3学級の学校の例	87コマ	7.5人	11.6コマ
6学級の学校の例	174コマ	9.5人	18.3コマ
9学級の学校の例	261コマ	14.5人	18.0コマ

(出所) 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第6回）会議資料を基に作成

小学校高学年の教科担任制②

- 教科担任制は、外国語教育の教科化と異なり年間授業時間数の増を伴うものではなく、新たな人材獲得を行わなくとも、担任間での授業交換や学校間連携、学校間のオンライン授業化の工夫（GIGAスクール構想の活用）により導入できる可能性があると考えられる。また、授業交換を実施することで、担当教科が減少し授業準備が効率化できるなど教員の負担軽減となる面もある。
- 既に教科担任制を実施している学校は一定数存在し、理科に限って見れば現行の体制でも約5割に達している。さらに教科担任制の効果を定量的に示し、効果の高い科目に限定して措置することも考えるべきではないか。
- 教員の負担軽減の観点では、小学校における35人学級の進展や、学校の働き方改革の進展による効果も期待される。

◆授業交換のイメージ

	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A	A	A	B	専	A	A	C	A
5年2組	B	B	A	B	専	B	B	C	B
5年3組	C	C	A	B	専	C	C	C	C

A先生…5年1～3組の社会（3時間）を指導
B先生…5年1～3組の理科（3時間）を指導
C先生…5年1～3組の体育（2.6時間）を指導

◆小学校等における教科等の担任制の実施状況 【平成30年度計画】（4教科抜粋）

	算数	理科	体育	外国語活動
第5学年	7.3%	45.1%	9.9%	18.3%
第6学年	7.2%	47.8%	10.5%	19.3%

※母数は全小学校等の数（略）

（出所）「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」を一部加工し作成。

◆（事例）学校間でICTを活用した遠隔合同授業を実施 (長野県喬木村)



連携体制、実施学年・教科



遠隔合同授業の様子@第一小学校

（出所）義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議（第3回）資料
（令和3年6月11日）

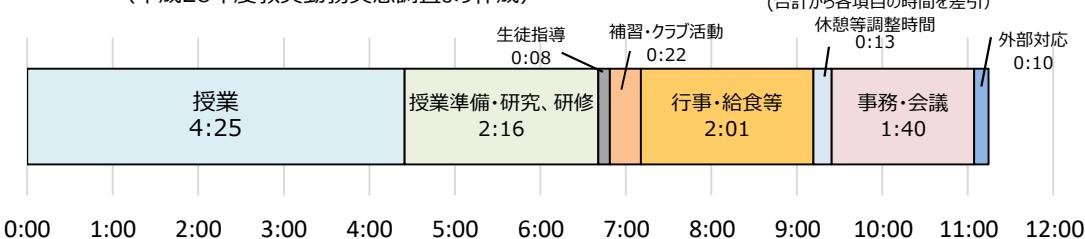
（出所）義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議第1回検討会議
（令和2年10月7日）兵庫県資料

学校における働き方改革について

- 平成28年度教員勤務実態調査によれば、日本的小学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、2018年の国際比較調査においても同様の傾向。
- 令和元年給特法改正を受け、文部科学省は、働き方改革の徹底に向けた取組を各教育委員会に改めて求めるとともに、学校行事の精選、学校閉庁日の設定等といった働き方改革の好事例と削減時間等の効果を周知。
- 熊本市の事例においては、学校行事を「法的裏付け等」、「市の特色・重点事項」、「学校選択」等に分類した上でとりまとめ、各学校に通知を発出しておる、学校行事の精選と教員の負担軽減が期待される。また、戸田市の事例においては、欠席・遅刻連絡等のデジタル化により、保護者との電話対応時間の減少が図られている。
- 文部科学省、地方自治体及び学校が連携し、前年度踏襲を見直し、儀礼的行事や文化的行事をはじめ学校行事の精選やデジタル化等による業務の効率化を更に進める必要があるのではないか。

◆小学校教員の学内勤務時間（平日11：15）の内訳

（平成28年度教員勤務実態調査より作成）



◆（事例）学校行事の精選、学校閉庁日の設定等（熊本市）

教育委員会は、学校行事の精選について、検討会議で議論を重ね、法的裏付けの有無や前年度踏襲の見直しを踏まえ、以下のとおり学校行事の一定の方向性をとりまとめた。令和元年度に学校に通知。

小学校における実施内容	儀礼的行事	文化的行事	健康安全・体育的行事	休暇に視点を置いた取組
共通実施 ○法的裏付け等 ○熊本市の特色、重点事項	○入学式 ○卒業式（儀礼）		○健康診断（定期健診） ○避難訓練（防災）	○学校閉庁日の設定（H30年度～） ・R3年度夏季休業中における学校閉庁日の平均日数は小学校で8.5日（最長11日）設定。 ○年休取得期間を9～8月へ見直し検討 ・夏季休暇に残った年休を休暇取得しやすくなるよう見直しを検討（現在1～12月）。
選択実施（例） ☆学校で選択（学校の特色やねらいに応じて実施検討）	★始業式 ★終業・修了式 ★就任式	☆学習発表会 ☆音楽会、劇鑑賞会等	☆運動会 ☆水泳記録会 ☆交通安全教室	

（出所）「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」（文部科学省）
「学校改革！教職員の時間創造プロジェクト「ニュースレター」」（熊本市）

◆（事例）学校のデジタル化における働き方改革（戸田市）

◆教員環境の国際比較

（OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2018 報告書）（国立教育政策研究所）（p.70抜粋）

2.3 教員の仕事時間

（略）TALIS2018年調査では「仕事時間の合計」として、直近の「通常の一週間」において、指導（授業）、授業準備、採点、他の教員との共同作業、職員会議や職能開発への参加、その他の仕事に費やした時間を含む時間数（1時間＝60分換算）の合計を教員に質問した。この「仕事時間の合計」には、週末や夜間など就業時間外に行った仕事の時間数も含む。（略）

教員の回答による「仕事時間の合計」は、（略）小学校教員については、（略）「仕事時間の合計」は日本では54.4時間（平均）であり、参加国の中で最も長い。（略）

教員の回答による「指導（授業）時間」は、（略）小学校教員については、（略）日本では23.0時間（平均）であり、授業以外の業務に多くを費やしていることが分かる。

学校内のシステム化

- 【統合型校務支援システム】
 - ・成績処理（通知表等）
 - ・出席簿
 - ・予定表の共有
 - ・メール
 - ・出退勤管理 等

- 【学校⇒教委】
 - ・各種報告書
 - ・各種申請書 等

学校・保護者等間のデジタル化



- 【保護者⇒学校】
 - ・欠席・遅刻等連絡
 - ・修学旅行等参加申込
 - ・学校評価
 - ・各種アンケート

- 【学校⇒保護者】
 - ・各種たより
 - ・各種行事等開催案内
 - ・緊急連絡

働き方改革

- 業務のスリム化
 - ・印刷
 - ・配布
 - ・集計
 - ・提出状況把握
 - ・保護者との電話対応時間の減少

（出所）戸田市教育委員会
資料を基に作成

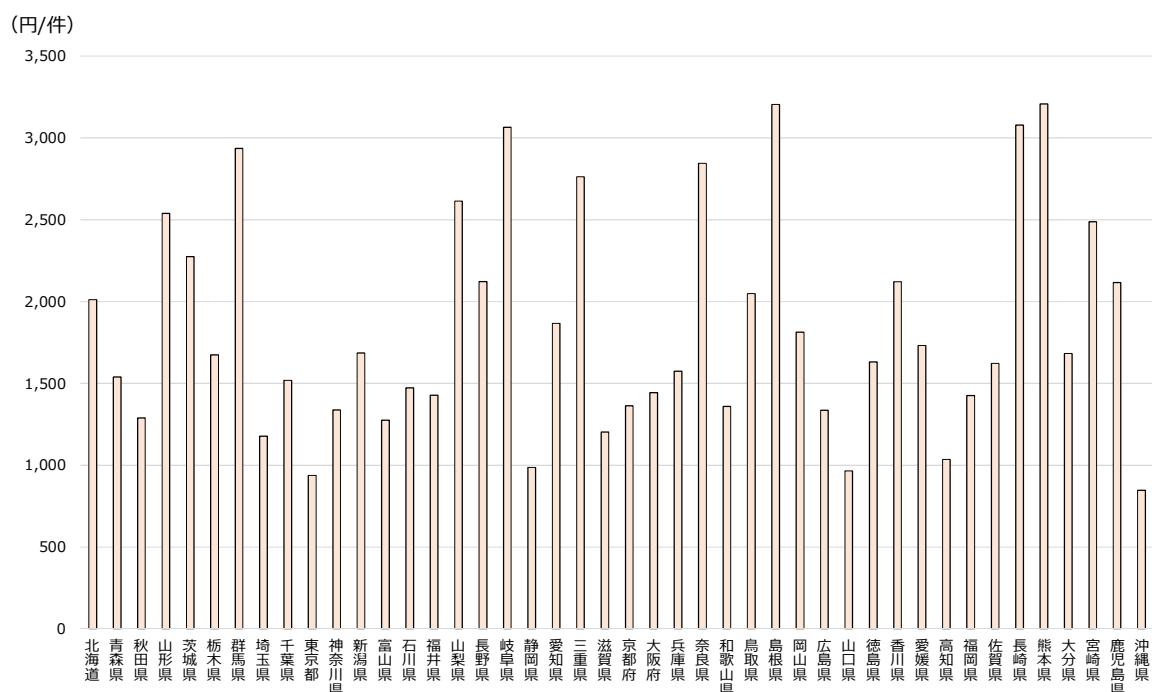
外部人材の活用について①（適正配置・効果検証）

- いじめや不登校等の未然防止・早期発見・早期対応を行うために、外部人材としてスクールカウンセラー（全公立小中学校（27,500校））やスクールソーシャルワーカー（10,000中学校校区）等、一定規模の配置を達成。
- 相談1件あたりのコスト（交付額ベース）を比較すると、相談内容ごとに業務量・負担は異なるため一概に比較できるものではないが、都道府県ごとにバラつきがあり、必要性・効果に応じた配分調整の余地があるのではないか。
- また、本年9月に公表した予算執行調査の指摘のとおり、各地方自治体が定量的な指標を設定し、効果検証を行うことにより効果的・効率的な配置とすべき。

◆多様な外部人材の活用例

学習指導員：11,000人、スクール・サポート・スタッフ：9,600人、部活動指導員：10,800人
スクールカウンセラー：27,500人、スクールソーシャルワーカー：10,000人

◆スクールカウンセラへの相談1件あたりのコスト（交付額ベース）



※東北3県（岩手県、宮城県、福島県）は、緊急SC等活用事業（復興特別会計）を主に実施しているため、除く。

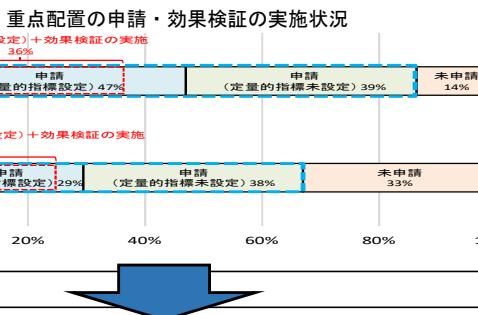
※1回の相談内容が複数の内容を含む場合は、主となる内容1つをカウント。

※相談件数には、児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談も含む。

◆予算執行調査における指摘事項（重点配置にかかる申請・効果検証）

○調査結果

SC、SSW等の重点配置を申請している自治体の割合については、SC等は86%、SSWは67%であり、そのうち重点配置にかかる定量的な指標等を設定の上申請し、効果検証を実施している自治体の割合は、SC等で36%、SSWで26%と低水準となっており、必ずしもエビデンスに基づいた効果的・効率的な重点配置はなされていない。



○今後の改善点・検討の方向性

文部科学省は、SC、SSW等の重点配置について、各自治体の参考となるよう定量的な指標（申請・効果検証）等を検討し、例示すべき。

また、重点配置の申請について、自治体が配置目的に係る定量的な指標を設定し、効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な重点配置に繋がる仕組みにすべき。

外部人材の活用について②（市町村費負担事務職員等）

資料Ⅱ－3－7

- 地方交付税では、市町村費負担事務職員が措置されているが、学校の設置管理者である市町村の判断により、地方交付税の交付金の算定上的人数を下回った配置となっている。
- 都道府県別に見ると、地方交付税交付金の算定上見込まれている市町村費負担事務職員を配置していない団体においても、国費補助を含む外部人材活用（学習指導員やスクールサポートスタッフ）が行われているケースがある。
- この外部人材活用は、各自治体の事業計画に基づき配置しているが、現状では効果検証等による優先順位付け等積極的な配分措置はなされていない。今後の外部人材活用の配置にあたっては、市町村による積極的な人材活用を進める観点から、市町村費負担事務職員の配置状況、働き方改革の取組状況及びそれに対する自治体の自己努力も踏まえた配置としてはどうか。

◆市町村費負担事務職員の配置状況

地方交付税交付金の算定上
見込まれている人数（推計）

実際の配置人数

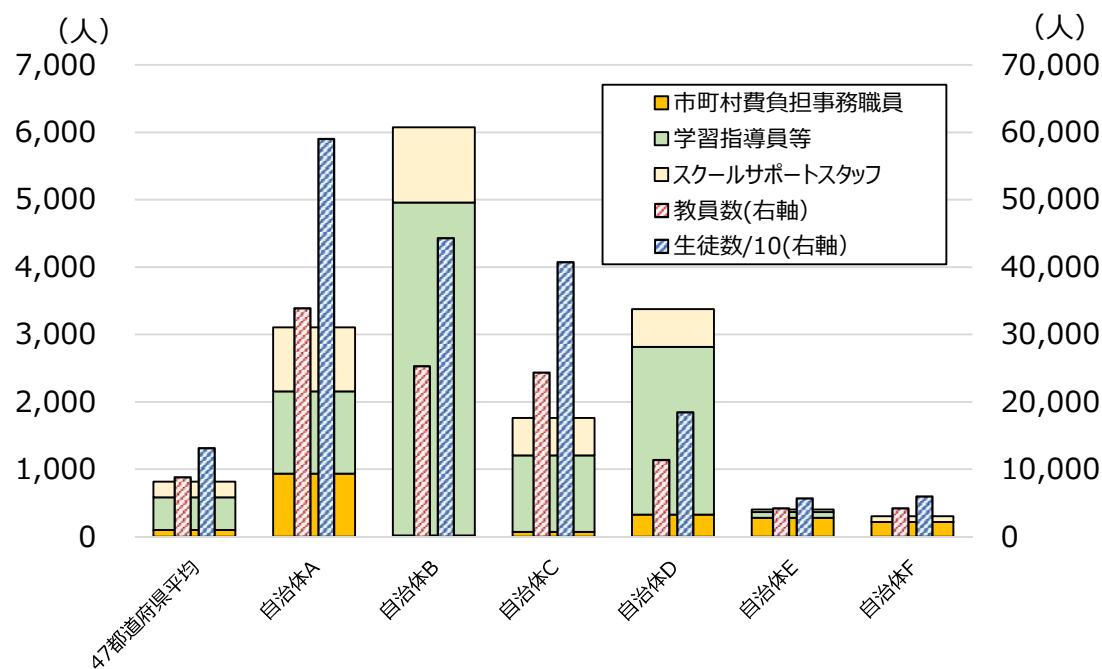
区分	人数	区分	人数
小学校	1. 7万人程度	小学校	4,650人 (うち常勤：2,198人)
中学校	0.9万人程度	中学校	2,597人 (うち常勤：1,262人)

（注）平成29年度基準財政需要額の単価費用等から推計

（注1）常勤は、「平成29年度学校基本統計」

（注2）非常勤は、「平成30年度予算執行調査」（フルタイム換算したもの）

◆市町村費負担事務職員及び外部人材（学習指導員及びスクールサポートスタッフ）の配置状況（小学校）



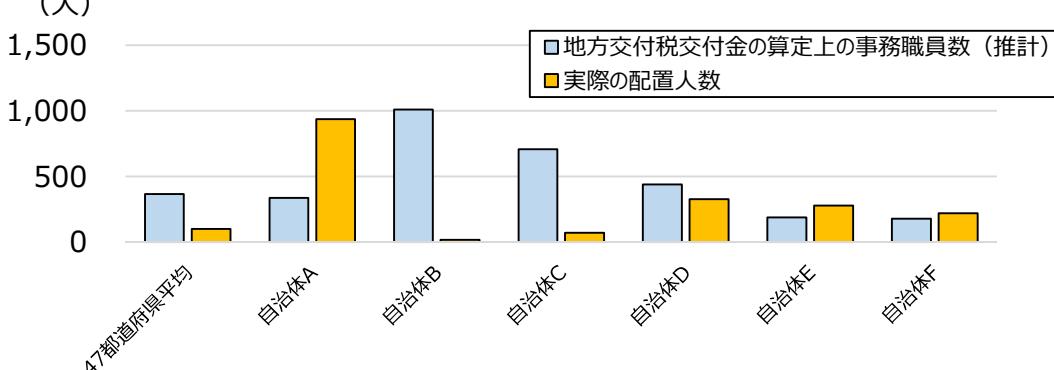
（出所）常勤は、「平成29年度学校基本統計」

非常勤は、「平成30年度予算執行調査」（フルタイム換算したもの）

教員数及び生徒数は文部科学省「学校基本調査」（令和2年度）

外部人材の配置数は令和2年度実績に基づく推計であり、フルタイム換算はしていない。

◆市町村費負担事務職員の配置状況（小学校）（都道府県別）



- 社会人等が教育現場に参画するため多様なルートが設けられているとされるが、「特別非常勤講師」制度による小中学校での届出数は減少。「特別免許状」による正規職員の採用も非常に低調。新卒中心の教員養成システムを前提とした現在の教育現場（教育委員会等）は、中途採用には積極的ではない傾向。
- 他方、採用倍率が低下する中、教員の質を確保するためには、多様な知識・経験を有する人材が教育現場に参画することが不可欠。一定の基準を満たす社会人経験者に対し、教育委員会ではなく国が免許を授与するなど、社会人経験を経て教員になるルートを抜本的に拡充するための新たな仕組みを検討すべきではないか。

◆民間企業等勤務経験者（免許なし）の教育現場へのルートと現状

兼業・副業等

特別非常勤講師

民間企業等勤務経験者等の専門的な知識・経験を活かし、兼業・副業等で学校現場に定期的に参画し、授業の一部を単独で行う。

転職等

普通免許状（10年更新、全国で活用可能）

- **教員資格認定試験（小学校（2種））** 【令和2年度：受験者数742、合格者数167】
毎年9～12月に実施される2次にわたる試験（筆記・模擬授業等）により取得可能
- **教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）**
教科に関する科目を既に修得している者等が教職に関する科目のみを1年間の課程で履修することにより取得可能
- **通信制の教職課程（全学校種）**
2～4年間の通信制の教職課程で取得可能

特別免許状（10年更新、都道府県内のみ活用可能）

専門的な知識・経験を持つ場合に、勤務しようとする学校等からの推薦に基づき、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能

臨時免許状（3年更新なし、都道府県内のみ活用可能）

普通免許状所持者を採用できない場合に、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能

◆特別非常勤講師の届出数の推移（小学校・中学校）

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	平成30年度	対平成16年度比
小学校	8,881	6,150	4,730	4,235	▲4,646
中学校	3,649	3,038	2,495	2,505	▲1,144
合計	12,530	9,188	7,225	6,740	▲5,790 (▲46%)

◆小学校教員採用者における民間企業等勤務経験者数（令和2年度）

採用者（人）	うち民間企業等勤務経験者（人）	割合
16,693	465	2.8%

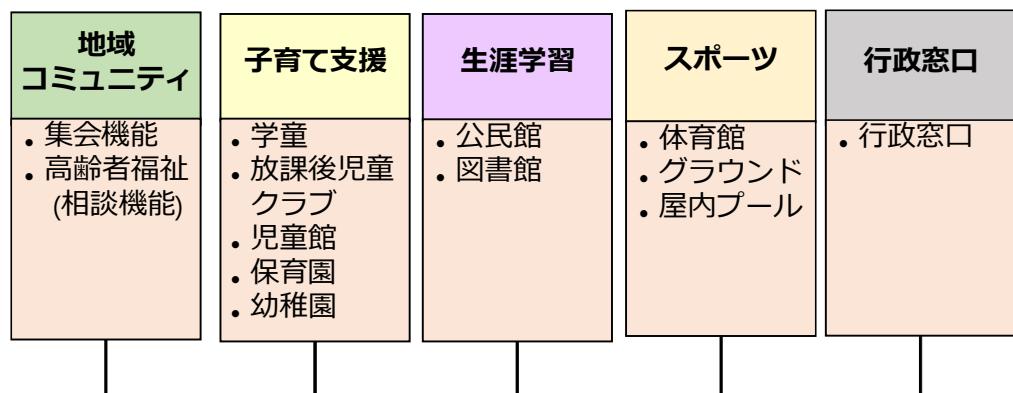
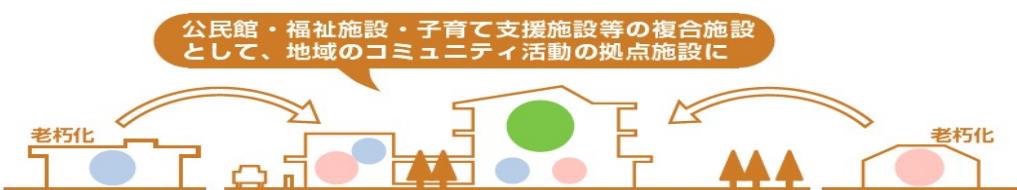
◆教員免許状の授与件数（平成30年度）

区分	普通免許状（人）	特別免許状（人）	特別免許状（割合）
小学校	28,786	13 (うち公立8)	0.05%
中学校	48,226	58 (うち公立11)	0.12%
高等学校	58,435	125 (うち公立48)	0.21%
計	135,447	196 (うち公立67)	0.14%

複合化・集約化を伴う学校施設整備

- 学校施設整備について、教育委員会と首長部局が一体となって検討し、新たな「横断的な実行計画」を策定すべき、と提言。文科省は、令和4年度予算要求で、学校施設の複合化・集約化について補助率の引き上げを要望。
- まず、学校施設のみの複合化・集約化（プール等の統廃合）は、部局内での調整で対応可能であり、補助率を引き上げなくとも、建設・維持管理コストの低減により統合が進むと考えられる。
- 補助率を引き上げるのであれば、原則として教育委員会以外の部局との調整が必要な、学校施設以外の施設との複合化・集約化に限定すべき。その際、管理運用面の見直し、スペースの共用・集約化等により、建設費、維持管理コストの縮減につながることが定量的に検証された事業に重点化すべき。

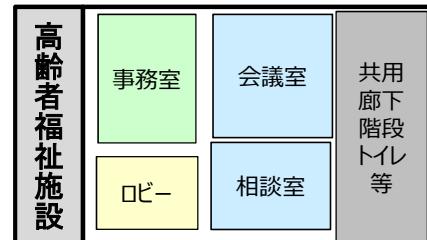
◆学校施設以外の施設との複合化等のイメージ



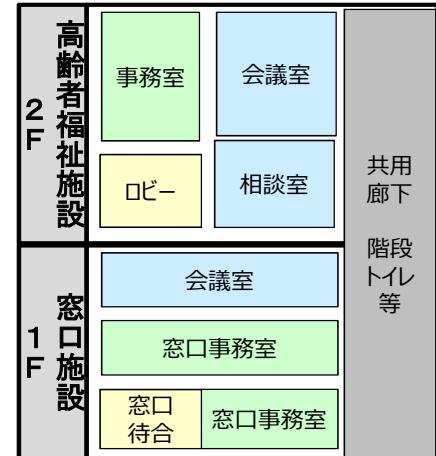
学校の複合化

◆複合化・集約化の効果検証の必要性（イメージ）

<複合化前>



<複合化後>



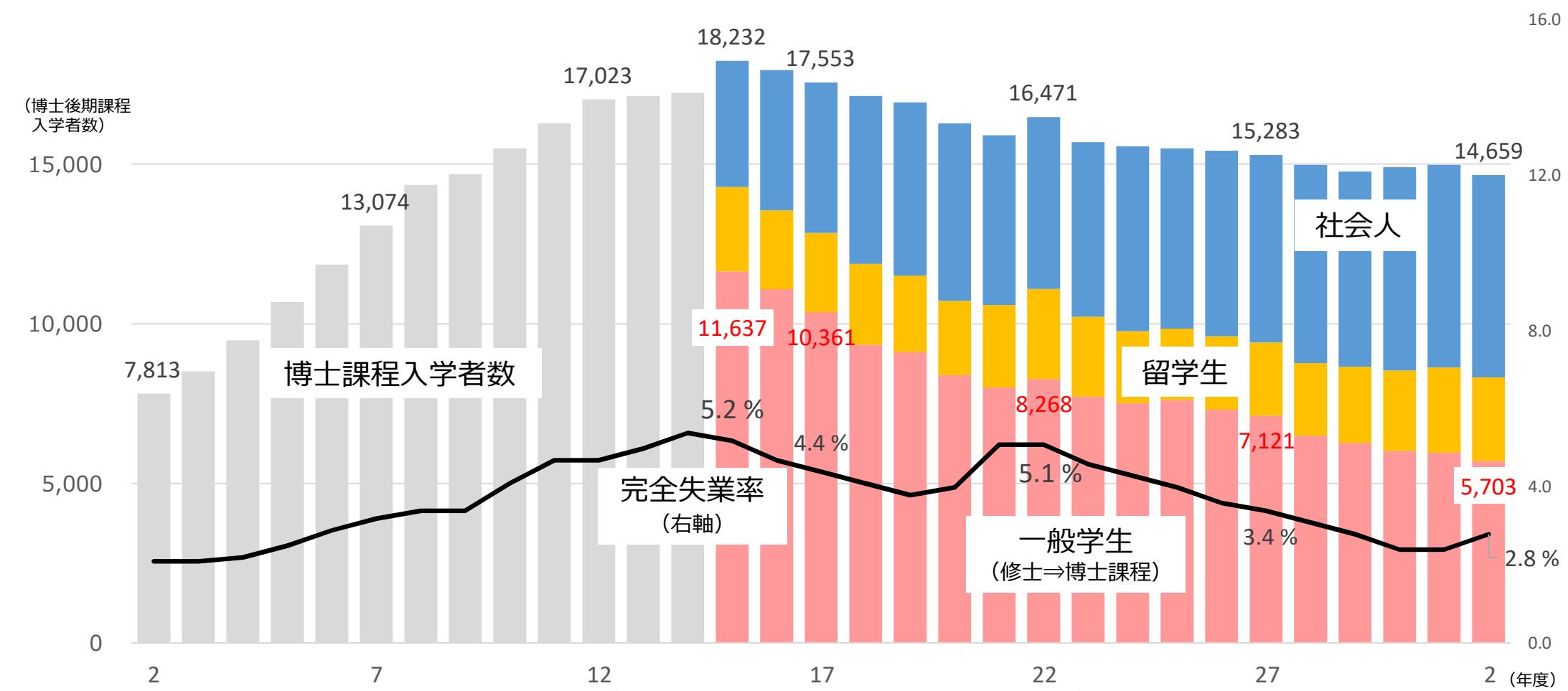
- ・必要スペースを積み上げたのみで、床面積は減少せず。
- ・稼働率は低い今まで、**維持管理コストはむしろ増加**。

- ・事務室・ロビーの共用・集約、利用状況に合わせた会議スペースの集約等による**管理運営面の見直しが必要**。

(出所) 地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究（ガイドラインの作成）報告書（令和3年5月ファインコラボレート研究所、文部科学省HPより抜粋）をもとに、財務省作成

博士後期課程入学者の推移

- 博士課程入学者のうち、修士課程を修了して博士課程に進学する者が減少傾向にある。
- これに対し、博士課程学生の経済的処遇の改善が求められ、令和3年度に予算が大幅拡充。支援対象者も倍増し、修士課程からの進学者の5割超に上る（新目標では7割超）。
- また、博士課程学生の質の確保のため、近年、様々な施策を打ち、博士人材のキャリアパス多様化、カリキュラムの改善等の優れた取組を上乗せ支援してきた。



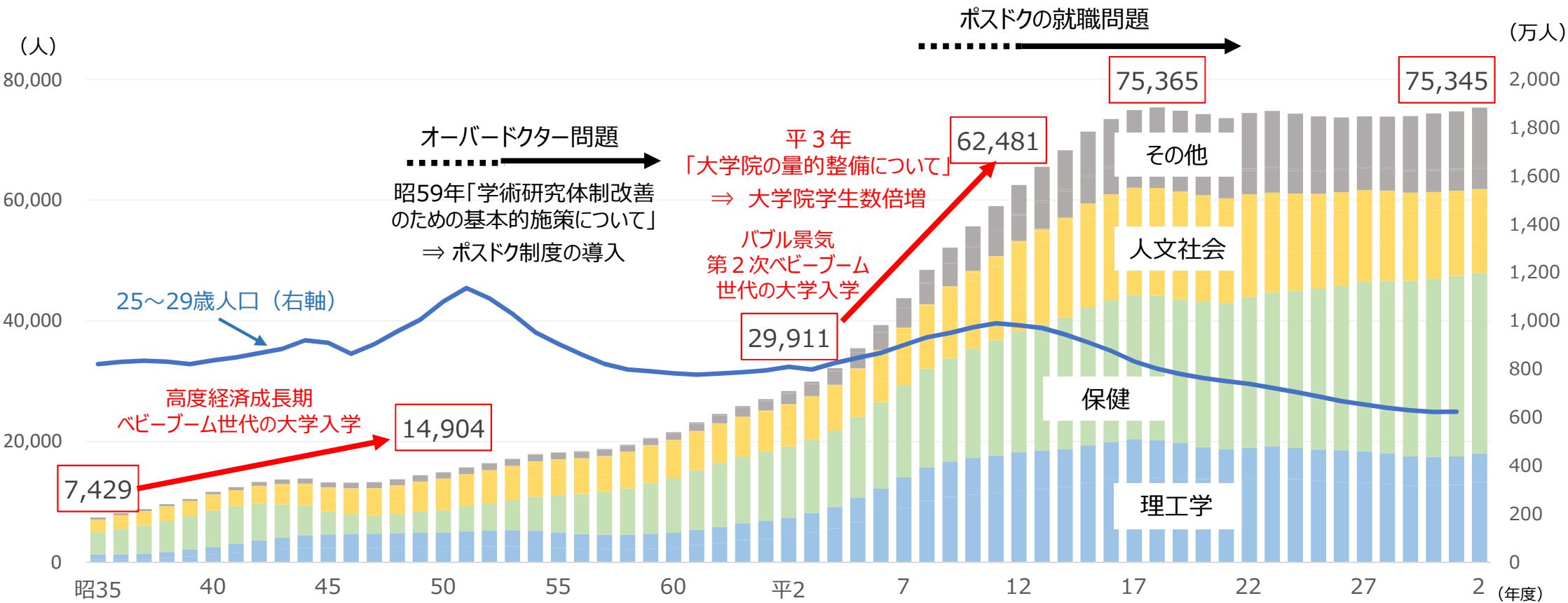
(注)「一般学生」は、博士課程入学者数から、社会人入学者数及び留学生入学者数を控除して算出。平成14年度以前は統計が存在しない。完全失業率は暦年の数字。

(出所)「学校基本調査」(文部科学省) 及び「労働力調査」(総務省)を基に作成

博士課程在籍者数の推移と施策

資料 II – 3 – 11

- 歴史的に見れば、博士課程在籍者数は、景気拡大期・若年人口増加期に大きく伸びている。その後、博士課程取得者の就職問題が顕在化。
- ただし、20代後半人口に占める博士課程学生の割合は、理・工・保健・人文社会ともに上昇。



	昭和35年度	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度	令和元年度	
人文社会	2,090人	0.03%	4,016人	0.04%	5,909人	0.07%	7,039人	0.09%
保健	3,709人	0.05%	3,769人	0.04%	6,191人	0.07%	11,794人	0.15%
理・工・学	1,291人	0.02%	4,619人	0.05%	4,947人	0.05%	7,382人	0.09%

※上記表のパーセンテージは25～29歳人口（当時）に占める割合。

（出典）文部科学省『学校基本調査報告書（高等教育機関）』、総務省統計局『人口推計』

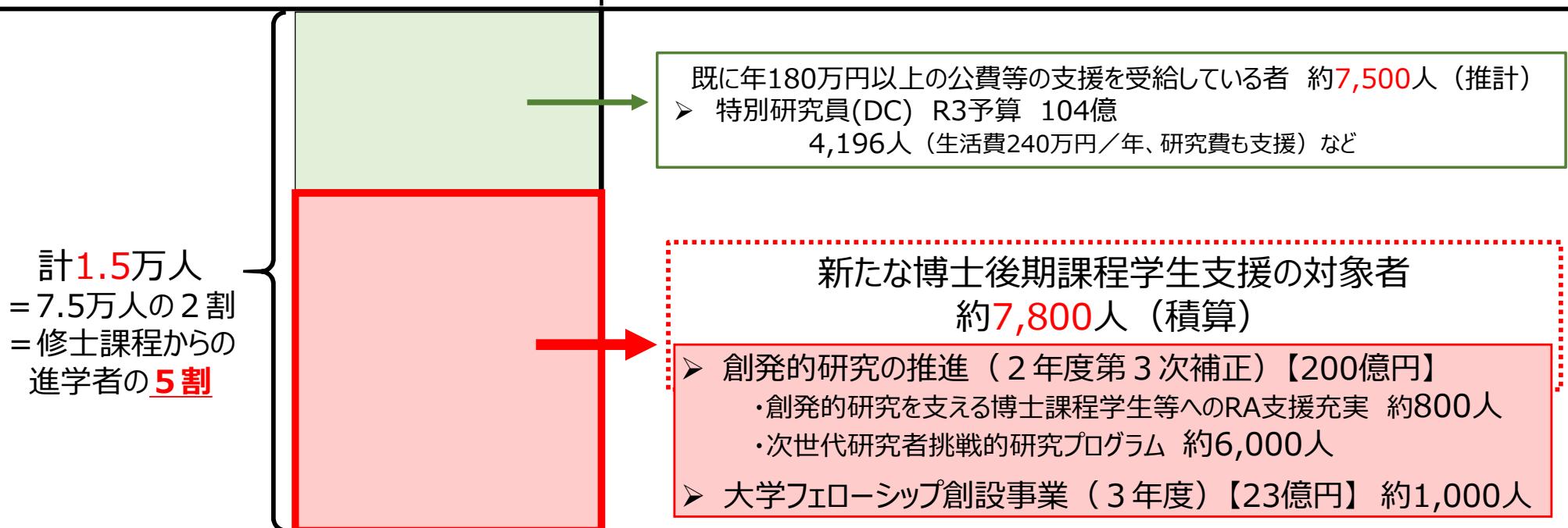
- 令和2年度3次補正、3年度予算において、博士後期課程学生の支援は抜本的に拡充。
 - ・第5期科学技術基本計画の目標「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給」を達成。
 - ・第6期計画では、「2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加」との新目標。
- 既に修士課程からの進学者の5割超を支援（新目標では7割超）。質の確保が課題。

博士後期課程在学者数：7.5万人（令和2年度）

（出典：令和2年度学校基本調査）

①修士課程からの進学者
約3.0万人（推計）

②社会人学生・留学生
約4.5万人（推計）



- 少子化が進む中で、大学教員のポストには限界があり、民間企業への就職などのキャリアパスの多様化の必要性は、大学院倍増を掲げた平成3年の「大学院の量的整備について」でも認識。
- 近年も、**博士人材のキャリアパス多様化、博士課程カリキュラムの改善の優れた取組みを上乗せ支援。**

「大学等における教員・研究者に対する需要の動向については、今後における18歳人口の減少に照らし、教員に対する需要の大幅な拡大は期待できない。・・企業における高度な専門的知識・能力を有する人材の需要にはかなりの拡大が見込まれる・・これらの動向とを総合的に勘案し、他の先進諸国との比較も考慮すれば、平成12年度時点における我が国の大学院学生数の規模については、社会人の学生及び留学生も含め、全体としては少なくとも現在の規模の2倍程度に拡大することが必要である。 「大学院の量的整備について」 平成3年11月25日 大学審議会

平成23年度～平成28年度 ポストドクターキャリア開発事業

- ・ポストドクの企業等における長期インターンシップ等のキャリア開発を支援。

平成26年度～令和元年度 科学技術人材育成コンソーシアム構築事業

- ・企業と大学等でコンソーシアムを構築。
- ・ポストドク等を、専門以外の幅広い視野やニーズを踏まえた発想に。

平成28年度～ 卓越研究員事業

- ・ポストドクに2年間で1200万の研究費を支給
- ・企業等のポストを提示、マッチング

令和3年度～ 大学フェロー・シップ創設事業等

- ・博士学生に生活費と研究費を支給
- ・キャリアパス多様化のための取り組みを支援。

平成23年度～平成30年度 博士課程教育リーディングプログラム

- ・博士課程学生に奨励金を支給。
- ・産・学・官で学位プログラムの企画段階から参画。

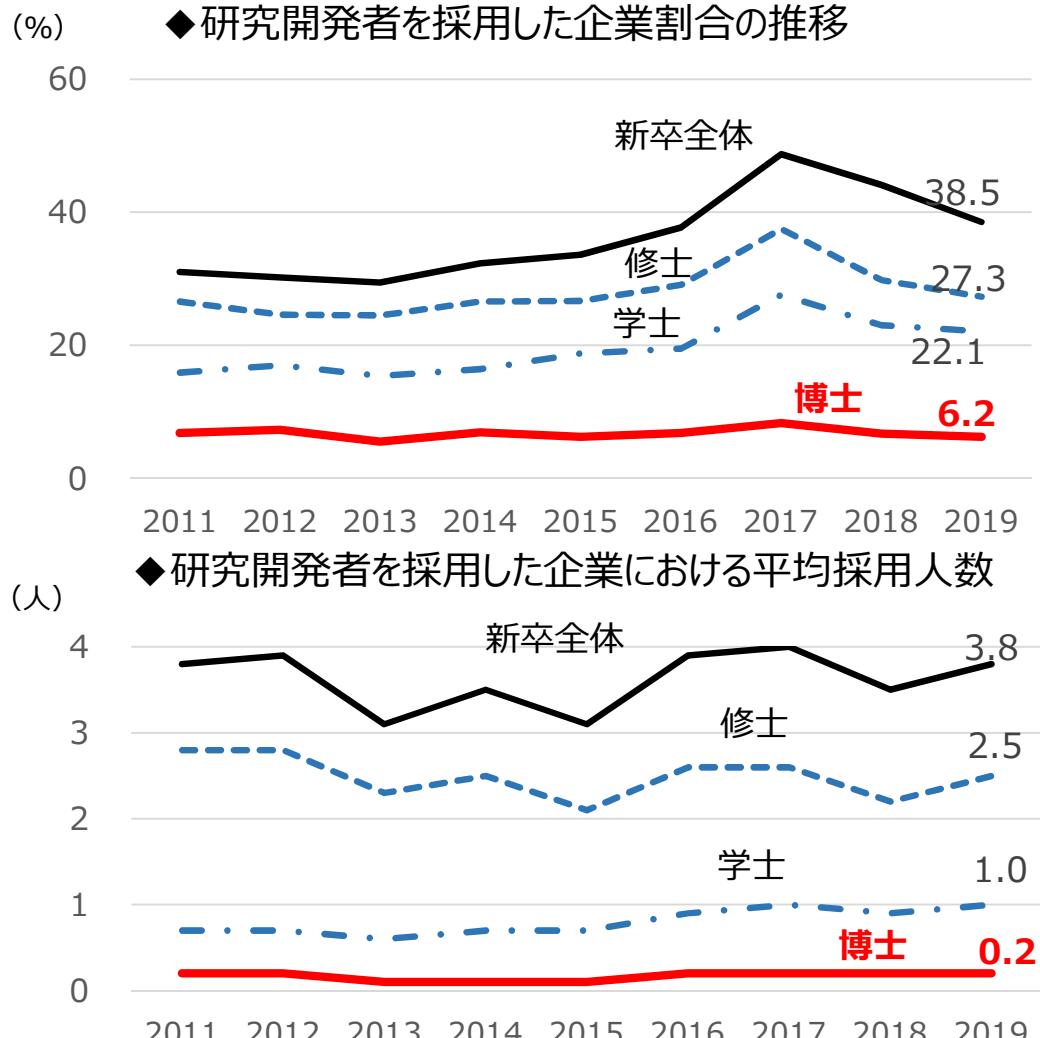
平成30年度～ 卓越大学院プログラム

- ・博士課程学生に教育研究支援経費を支給。
- ・産・学・官に加え、海外トップ大学も、プログラムの企画段階から参画。

企業の博士課程修了者の採用状況

資料 II – 3 – 14

- 博士課程修了者を研究開発者として採用する企業の割合、採用者数は、増加していない。
- 企業側に博士課程のプログラムが評価されていない可能性もある。
- ただし、近年、データ分析やAI技術において、博士号取得者や高度な技術力を持つ人材のニーズが高まつており、分野によっては博士課程修了者に好待遇な雇用条件を提示する例もみられる。



◆初任給の水準

	学士	修士	博士	博士/学士
日本(万円、月)	21.1	22.8	24.3	+15%
米国(万\$、年)	5.3	6.2	7.4	+40%

(出典) (一社)労務行政研究所「2017年度新入社員の初任給調査」(東証一部上場企業)
各社HP, National Association of Colleges and Employees 「Class of 2019 outcomes」

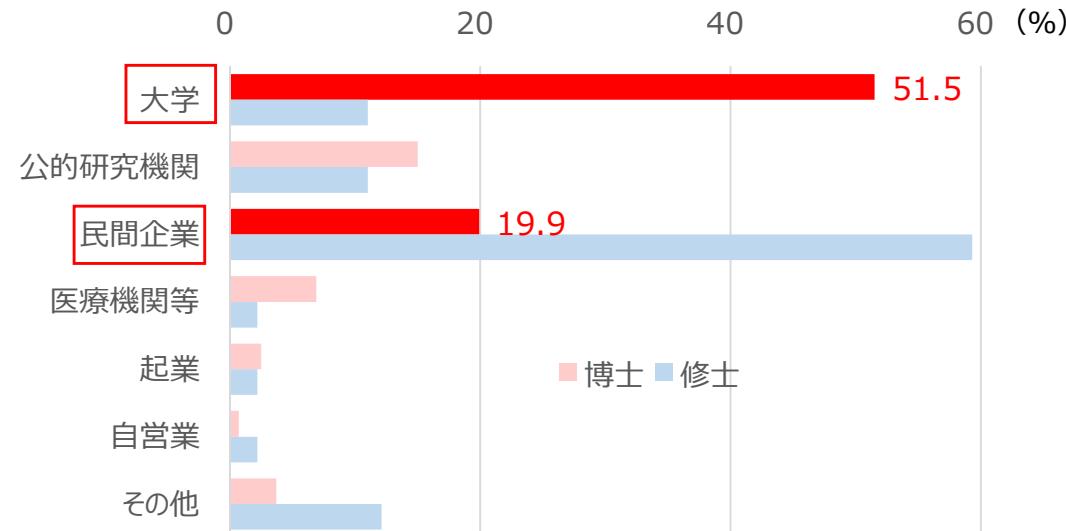
◆近年のIT・AI分野の博士課程修了者の待遇の例

日立	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度に入社する新卒者の採用で、デジタル人材の専用コースを新たに設ける。給与は個別に設定し、同社が従来採てきた学歴別の一率初任給から脱却する。
パナソニック	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月にAIやデータサイエンスなど先端技術の知見を持つ研究者を積極採用する高度技術人材コースを新設。 研究実績等に応じ、年収は750万～1,250万円を想定（月給の最低水準は修士修了者初任給の約15万円増）。
富士通	<ul style="list-style-type: none"> 高度人事待遇制度を2020年4月から導入。AIやセキュリティ領域の専門人材を外部から採用する。年収は最高で3,500万円を支給することもあり得るとしている
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月、AIなどで高い専門性を持つ技術者等を市場価値に応じた報酬で採用する人事制度を新設。 完全年俸制で成果に応じて賞与が大きく変動し、年俸3,000万円超での待遇もあり得る。

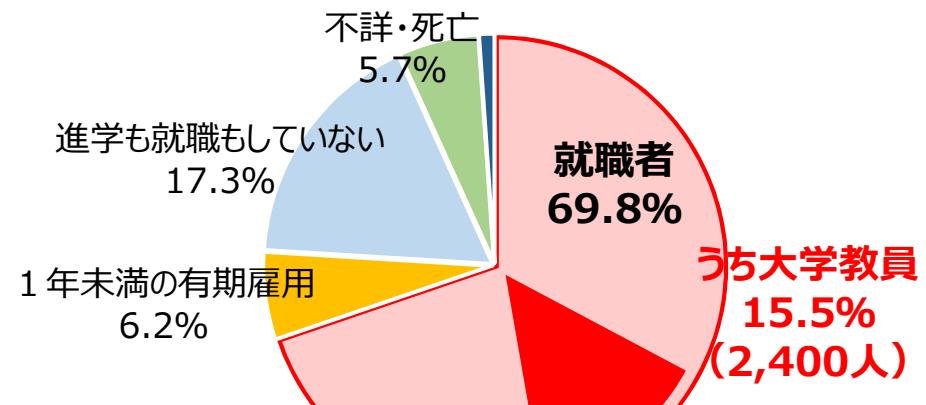
(出所)「産学イノベーション人材循環育成研究会審議のまとめ 参考資料集」令和3年3月（経済産業省）を基に作成。

- 博士課程学生は5割が大学への就職を希望するが、修了直後に大学教員に就職できるのは2割弱。企業への就職も見据えて、移転可能スキル（プレゼンテーション・マネジメント等）を身に着ける必要。
- ただし博士学生は、専門分野を優先しがちで、そうしたスキルを体系的に学ぶ機会も用意されていない。

◆博士課程学生の就職希望先



◆博士課程修了者の卒業後の進路



(出典) 「令和2年度 学校基本調査報告書」 令和2年12月 文部科学省

(出所) 「博士課程在籍者のキャリアパス意識調査：移転可能スキルへの関心と博士留学生の意義」
2019年12月 文部科学省 科学技術・学術政策研究所

◆博士課程学生が移転可能スキルを身に着ける機会

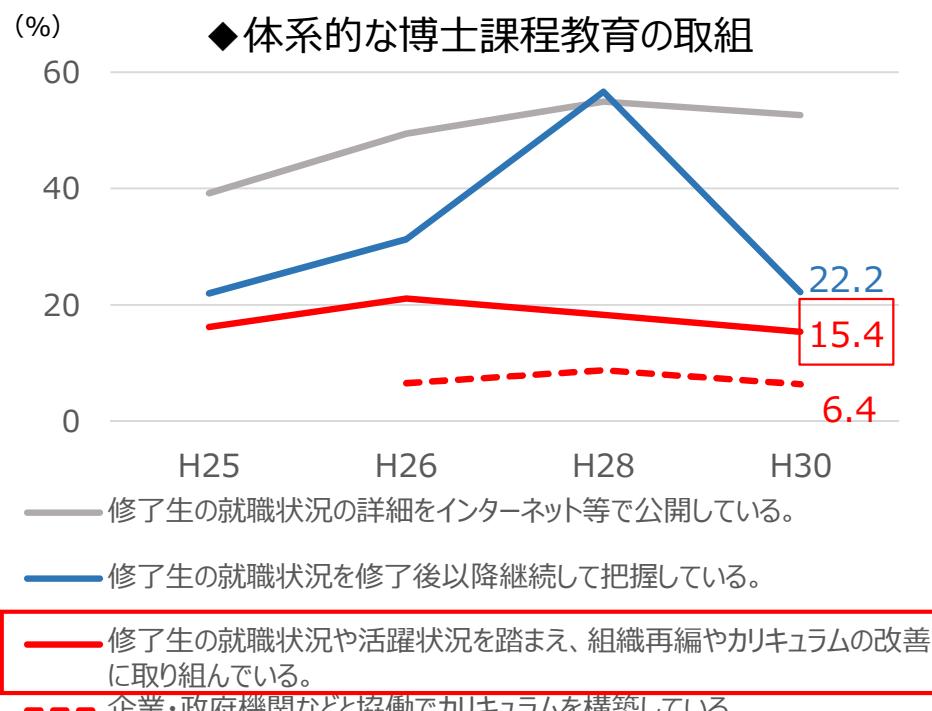
構造的訓練	27.0%	リーディングプログラムなど国の支援プログラムで学んだ、博士課程の専門プログラムとは別のプログラムや、特定の講義や課程として大学において学ぶ。
個別訓練	28.4%	特定の講義や課程ではないが、研究室における研究活動で経験的に学ぶ機会がある。
その他の訓練	8.1%	博士課程進学以前（修士・学部）や産学協同研究・インターンシップ等で学んだ
自主的または機会なし	36.3%	アルバイト、自己啓発等として自主的に学んだ。もしくは、特に学ぶ機会はない。

(出所) 「博士課程在籍者のキャリアパス意識調査：移転可能スキルへの関心と博士留学生の意義」 2019年12月 文部科学省 科学技術・学術政策研究所

大学の博士課程教育に対する取組み状況

資料Ⅱ－3－16

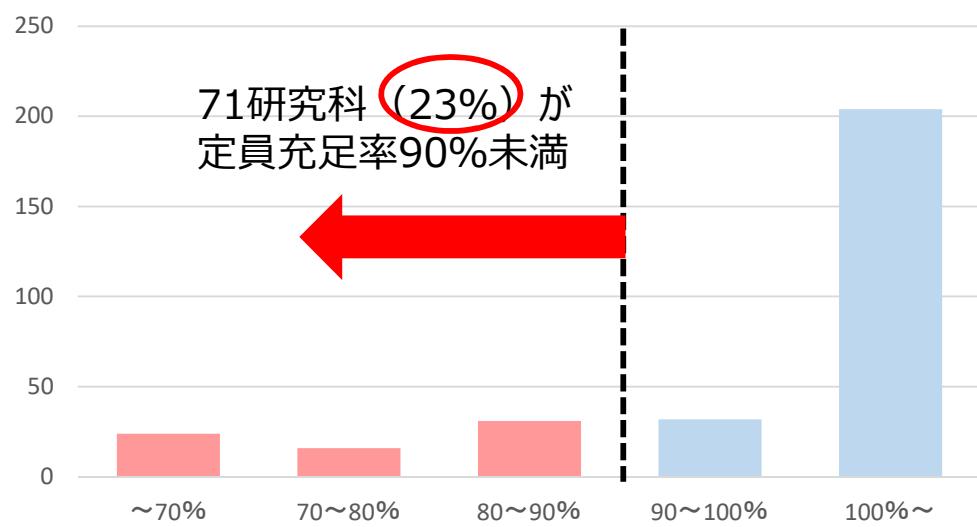
- 教員採用でもシニアが増加し若手が減少しており、博士課程卒業直後の教員採用が増える状況ではない。
- 他方で、就職状況の継続的な把握や、就職状況等を踏まえた企業等との連携によるカリキュラムの見直し等の取組みを実施する割合は、依然として低い。また、その割合は研究科毎に様々。
- また、国立大学の博士課程の定員充足率について、大学ごとに見れば、充足率9割未満の大学は7校(9%)にとどまるが、研究科ごとに見ると、307研究科中71研究科(23%)に上る。



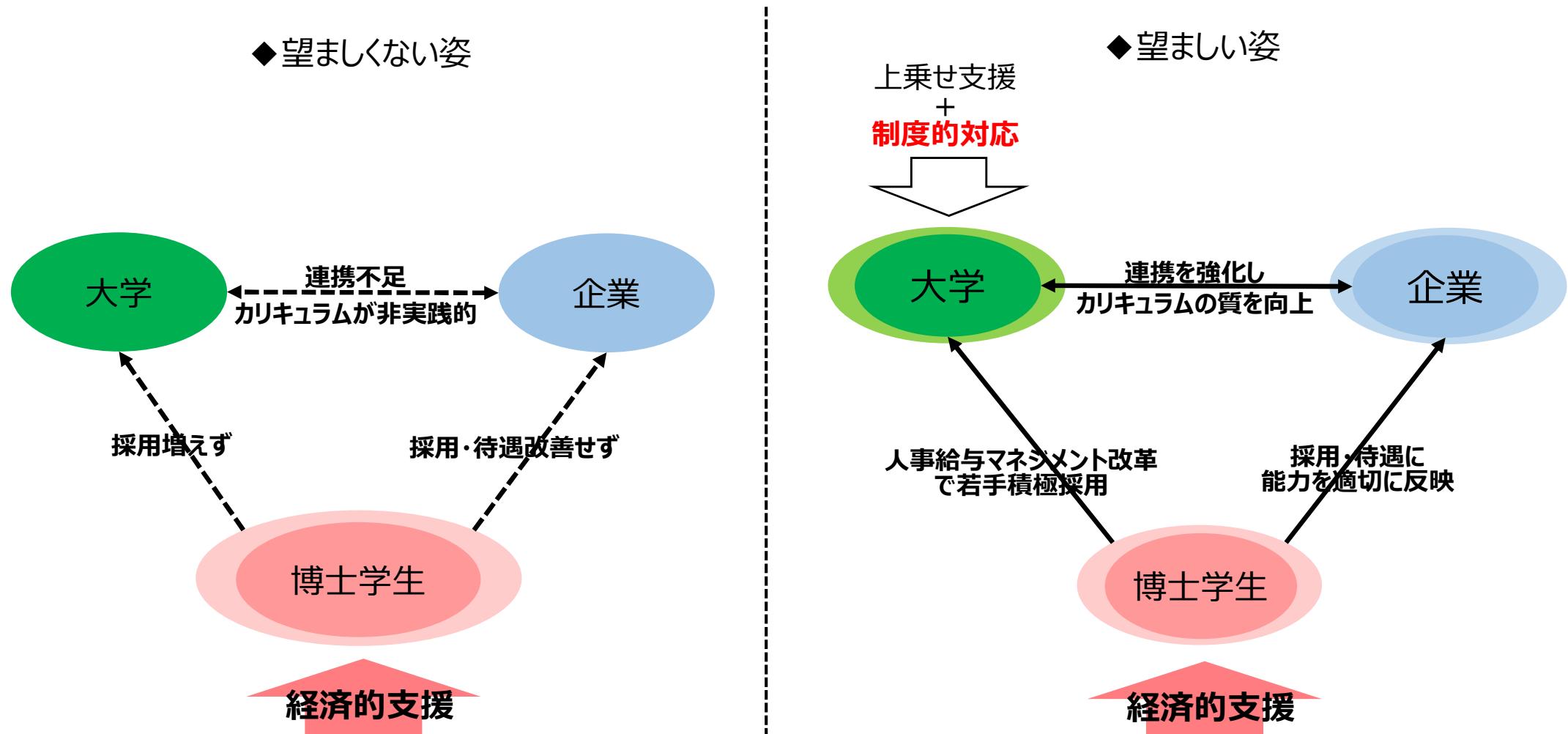
◆博士課程定員充足率（大学別）

定員充足率	大学数	比率
90%以上	70大学	91%
90%未満	7大学	9%

◆博士課程定員充足率（研究科別）



- 博士課程のキャリアパスの多様化、カリキュラムの改善など、改革に積極的に取り組む先進的大学を上乗せ支援してきたが、現状において、こうした出口を見据えた改革は十分に進捗したとは言い難く、このままでは有為な人材が社会で活躍できない事態になりかねない。
- 博士学生への経済的支援策を抜本的に拡大する以上、改革機運に乏しい研究科についても、出口を見据えた改革を迫るような制度的対応が必要ではないか。



博士課程の改革を促すための具体的な見直し

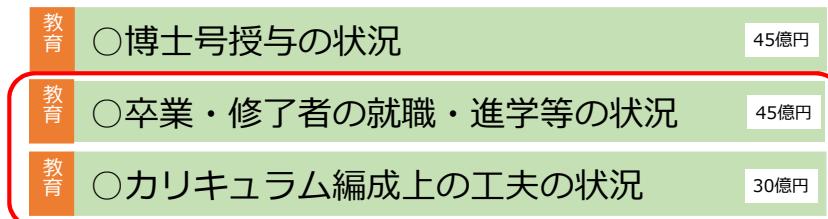
- 現在、運営費交付金の「共通指標に基づく配分」で用いられる指標は、学部関係のものがほとんど。
博士に特化した指標としては、「博士号授与の状況」しか盛り込まれていない。

⇒ 博士課程修了者の就職状況、博士課程のキャリアパス多様化に向けた取組み、博士課程のカリキュラムの質の改善の取組等、**博士課程に特化した指標を加えるべきではないか。**
- 現在、国立大学においては、学部・修士・博士等の各課程で、在籍者が収容定員を大幅に下回る（充足率が低い）場合、不足する学生の教育経費相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付することされている。この方式では、**研究科単位でみれば充足率が低くても、国庫納付する必要はない。**

⇒ 博士課程の研究科ごとに充足率を考慮して、中期目標期間終了時に国庫納付を求め、**研究科ごとに出口を見据えた改革を促すべきではないか。**

◆国立大学法人運営費交付金の共通指標に基づく配分

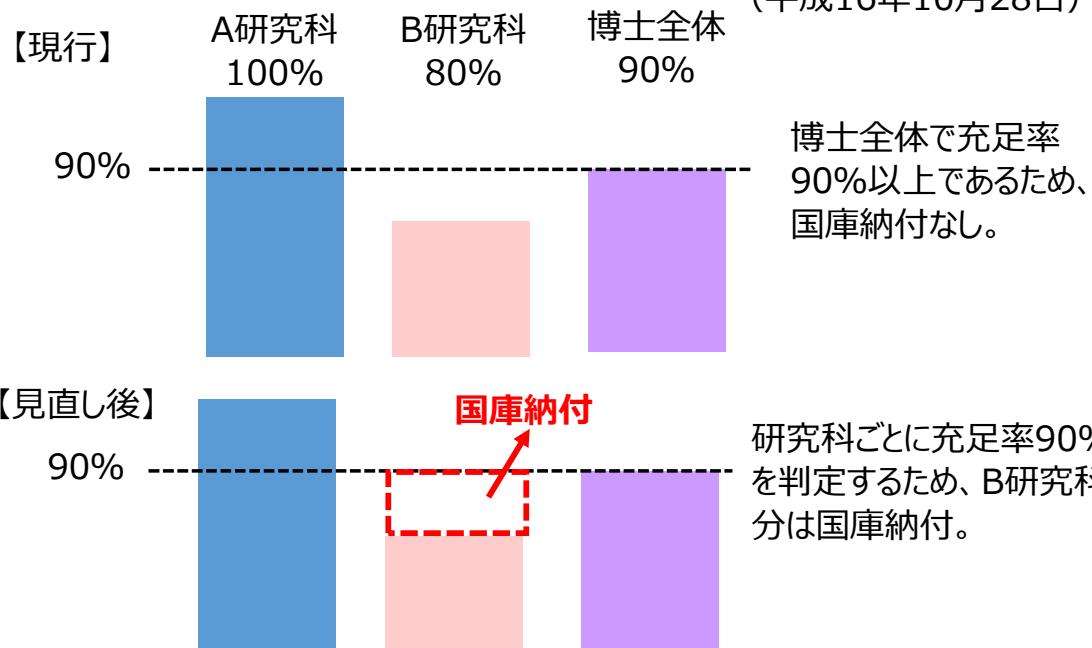
令和3年度における評価指標（1,000億円）



- 博士課程修了者の就職状況、博士課程のキャリアパス多様化に向けた取組、博士課程のカリキュラムの質の改善の取組等を指標に加えるべきではないか。

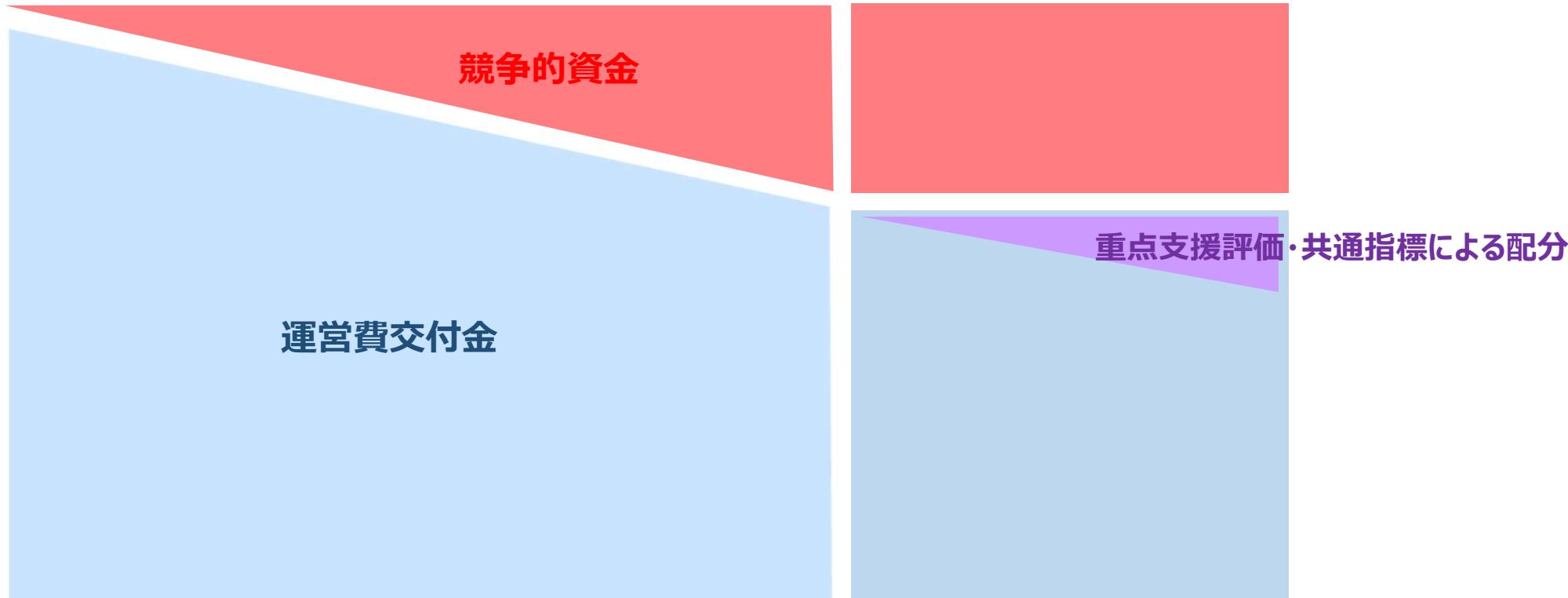
◆充足率が低い場合の国庫納付の扱い

剩余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について
(平成16年10月28日)



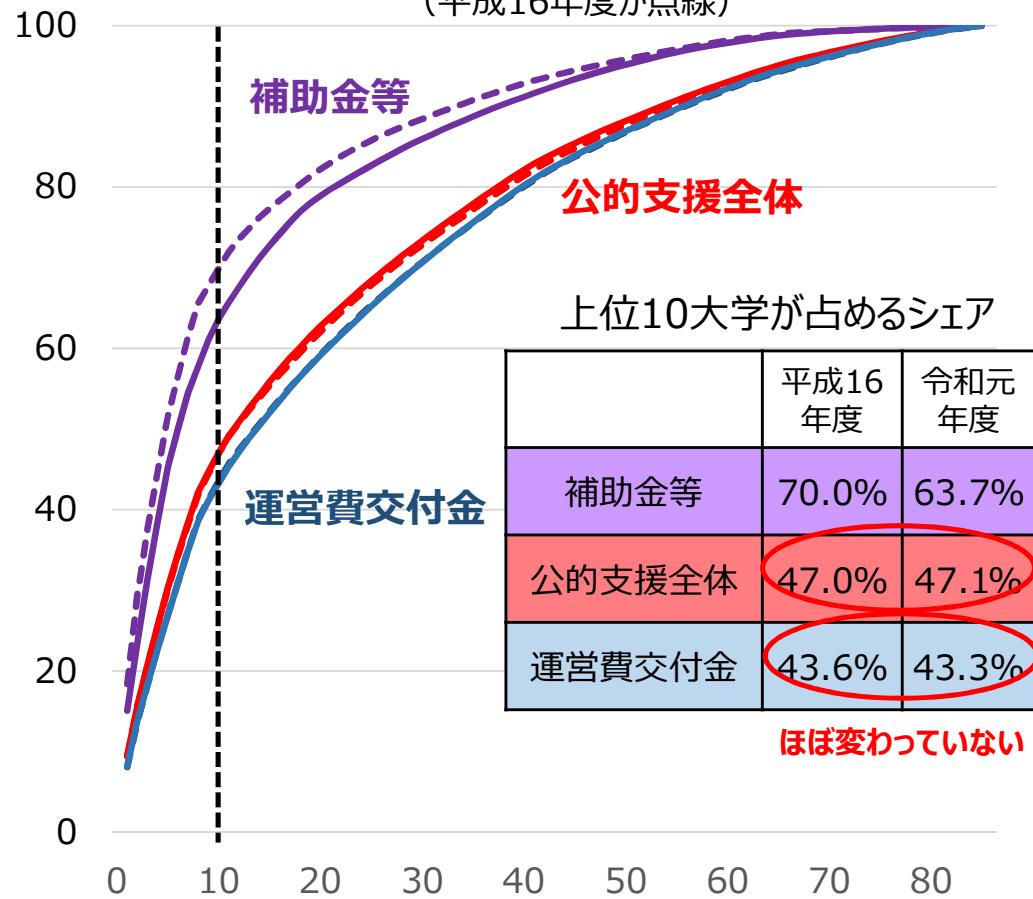
- 国立大学法人化後、「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学」を目指し、第1期・第2期中期目標期間においては、運営費交付金を減少させつつ、補助金等の競争的資金を増額してきた。
- 第3期中期目標期間においては、運営費交付金の額を実質的に維持しつつ、重点支援評価、令和元年度からは「共通指標に基づく配分」を導入することにより、大学改革のインセンティブ付けとして、運営費交付金の中で、メリハリある配分を目指している。
- 学生一人あたり国公立大学への教育研究にかかる公的支援は主要先進国と比べても遜色なく、運営費交付金の「量」ではなく、どのように「配分」して国立大学の教育・研究の質を向上していくかが重要。

◆国立大学法人化以降の公的資金の配分のイメージ

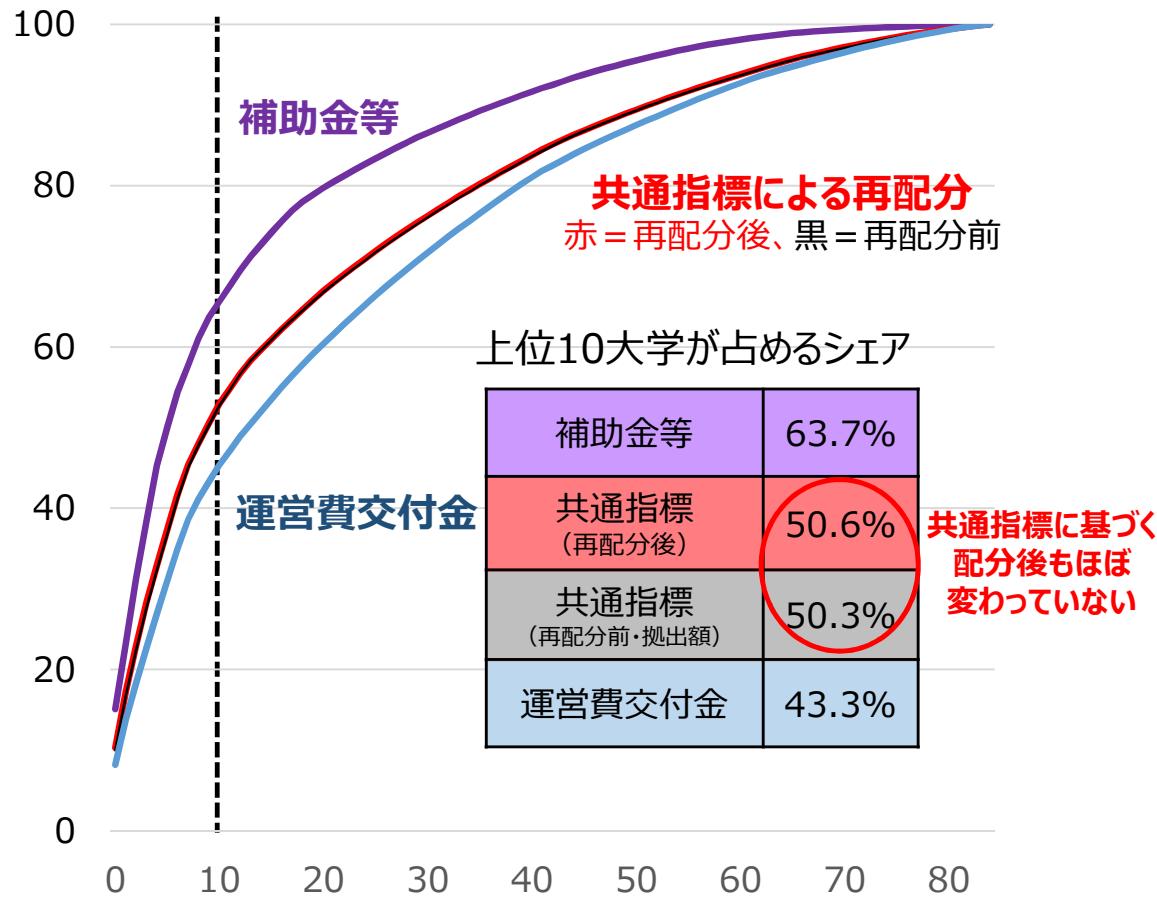


- 平成16年度と令和元年度を比べると、「運営費交付金」だけで見ても、「運営費交付金」と「補助金等」をあわせた「公的支援全体」で見ても、資金集中度（メリハリ）はほぼ変わっていない。
- 「運営費交付金」において、令和元年度に「共通指標に基づく配分」が導入されたものの、共通指標による再配分前と再配分後で集中度はほぼ変わっていない状況。

◆平成16年度と令和元年度の「公的支援」の集中度
(平成16年度が点線)



◆令和元年度の「補助金等」「共通指標による再配分」等の集中度



(参考1) 令和2年度に岐阜大学及び名古屋大学は法人統合しているため、平成16年度、令和元年度においても、両大学を合算した数字で作成している。

(参考2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の影響により大きく数値が変動するため、令和元年度との比較としている。なお、令和2年度の上位10大学が占めるシェアは、それ

ぞ補助金等53.9%、公的支援全体45.7%、運営費交付金43.4%、共通指標（再配分後）53.8%、共通指標（再配分前・拠出額）53.5%となっている。

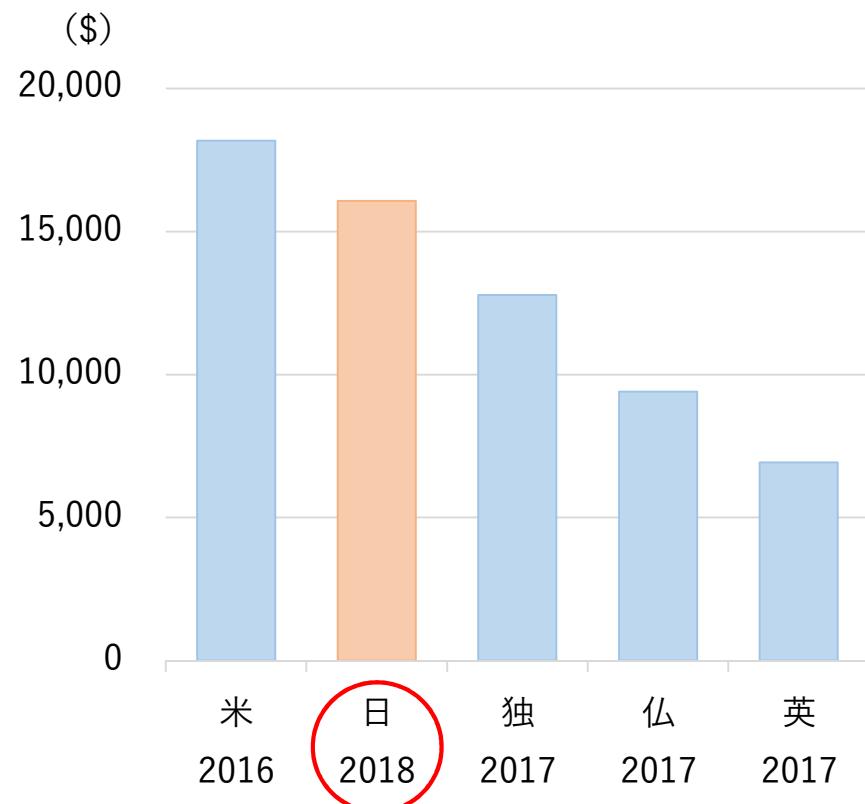
(出所) 各国立大学法人決算報告書、財務諸表の附属明細書及び文部科学省資料を基に財務省作成

国公立大学への公的支援の水準は主要先進国の中でトップクラス

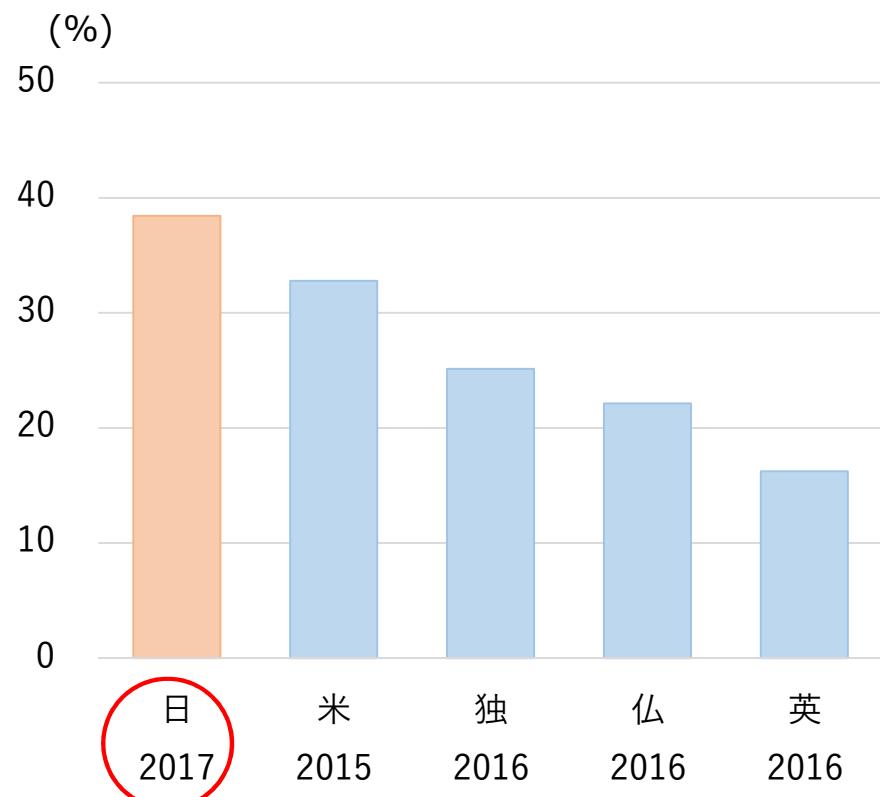
資料 II – 3 – 21

- 学生一人当たりでみた国公立大学への教育研究にかかる公的支援は、主要先進国の中でトップクラスとなっている。したがって、同じ（学生）規模の国公立大学への公的支援は、平均的に見れば、主要先進国の中でトップクラス。

◆国公立大学の学生一人当たり公的支出額



◆国公立大学の学生一人当たり公的支出額
対一人当たりGDP比



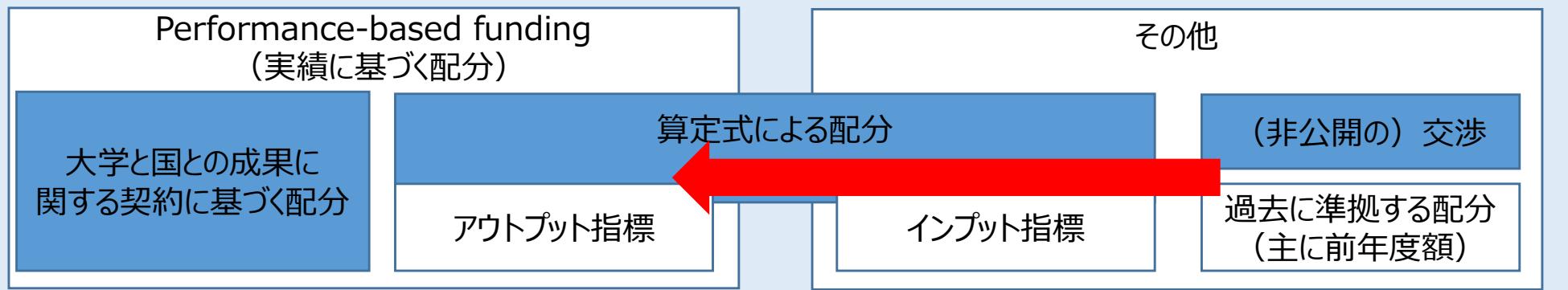
(出所) OECD「Education at a glance 2018, 2019」、文部科学省「諸外国の教育統計」平成31（2019）年版、令和2（2020）年版に基づき作成。

諸外国の大学への公的資金の配分

- 大学への公的資金の配分は、欧洲大学協会の分類では、運営費交付金、プロジェクトへの競争的資金、大学・組織単位の競争的資金等に分類される。
- 「欧洲における運営費交付金配分の・・現在の特徴の一つとして、・・非公開の交渉や過去額に基づく配分から、算定式や特に成果指標を含む実績に基づく配分 (performance-based funding) へと方式を移行、あるいはバランスを変化させつつある国が多い。」なお、全体の運営費交付金に占める実績に基づく配分の割合は、数%～3割程度まで国によって様々。

(出所)「大学評価と運営費交付金配分の一体的取り方 調査研究報告書」2020年10月 大学支援フォーラム（PEAKS）評価WG 政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター

Block grant (運営費交付金)



※アウトプット指標の例としては、博士号授与数、研究評価、特許取得数、外部資金獲得額、研究費採択数、論文引用数などが挙げられている。

研究プロジェクトへの競争的資金

卓越拠点への資金 (大学・組織単位の競争的資金)

その他の資金 (特定目標のための競争的資金)

(出所)「大学評価と運営費交付金配分の一体的取り方 調査研究報告書」2020年10月 大学支援フォーラム（PEAKS）評価WG 政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター
 Pruvot, E.B., Claeys-Kulik, A.-L., & Eastermann, T.(2015). Designing Strategies for Efficient Funding of Universities in Europe.

諸外国における運営費交付金の実績に基づく配分の例



イギリス

- 運営費交付金に相当する経常的補助金の研究分（約半分）の7割（全体の3～4割）を、「質を考慮した基幹経費」として、傾斜配分。

- 具体的には、教員数×研究成果のREF評価（※）×分野別コスト係数で配分。

※REF (research excellence framework)
評価委員会が各大学の研究成果の質（60%）、インパクト（25%）、研究環境（15%）を評価。



ドイツ

- 州によって運営費交付金の数%から28%を実績配分。
- ニーダーザクセン州では、基盤的経費の10%程度を、卒業生数、研究収入、博士号授与数、女性教員の新規採用数等に応じて配分。
- ベルリン州では、基盤的経費の28%程度を、学生数、外部資金獲得額、博士号授与数、女性教員の新規採用数、移民の学生数等で配分。



フランス

- 2014年までは、運営費交付金の16%程度をSYMPAモデルに基づき、学生数の他、大学評価機関による研究ユニット評価（A～C）で重み付けした研究者数等で配分。

⇒額が小さくインセンティブとして十分に機能しなかったこと等を背景に、2017年までにSYMPAモデルは廃止。

- 2019年より、大学と国民教育省との戦略的経営対話として、運営費交付金の5%程度を、政府の設定する優先課題、卒業率、就職率、教員・教育の質のパフォーマンス指標で配分。



アメリカ

- 30州以上で、運営費交付金の数%～100%を実績配分。
- テネシー州では、運営費交付金の85%を、学位取得数、卒業率、研究・委託業務の獲得額、低所得学生の割合等のアウトカム指標で配分。
- フロリダ州では、運営費交付金の15%程度を、就職率、卒業生の平均給与、優先分野の学位授与率等のパフォーマンス指標で配分。



イタリア

- 運営費交付金の70%が前年度の配分額を基礎としている。
- 残り30%は実績に基づく配分であり、大学評価機関による研究の評価結果等に応じて配分。



オーストラリア

- 教育向け運営費交付金の一部について、就職率、学生経験、学生卒業率、多様な学生の入学等のパフォーマンス指標で配分。
- 研究向け運営費交付金は、獲得研究費等に応じて配分。

- 令和元年度に導入された「共通指標に基づく配分」は、導入から間もないためデータに制約があり、教育・研究力への効果の検証は困難。
- ただし、財審の指摘等を踏まえ、令和3年度より、学系ごとの評価結果を学内での共有状況、学内の予算配分への活用状況が指標に追加された結果、実際の大学内の資源配分や教育・研究力の強化に向けた具体的な取組に活用する例も見られる。

配分が増額となつた法人における状況

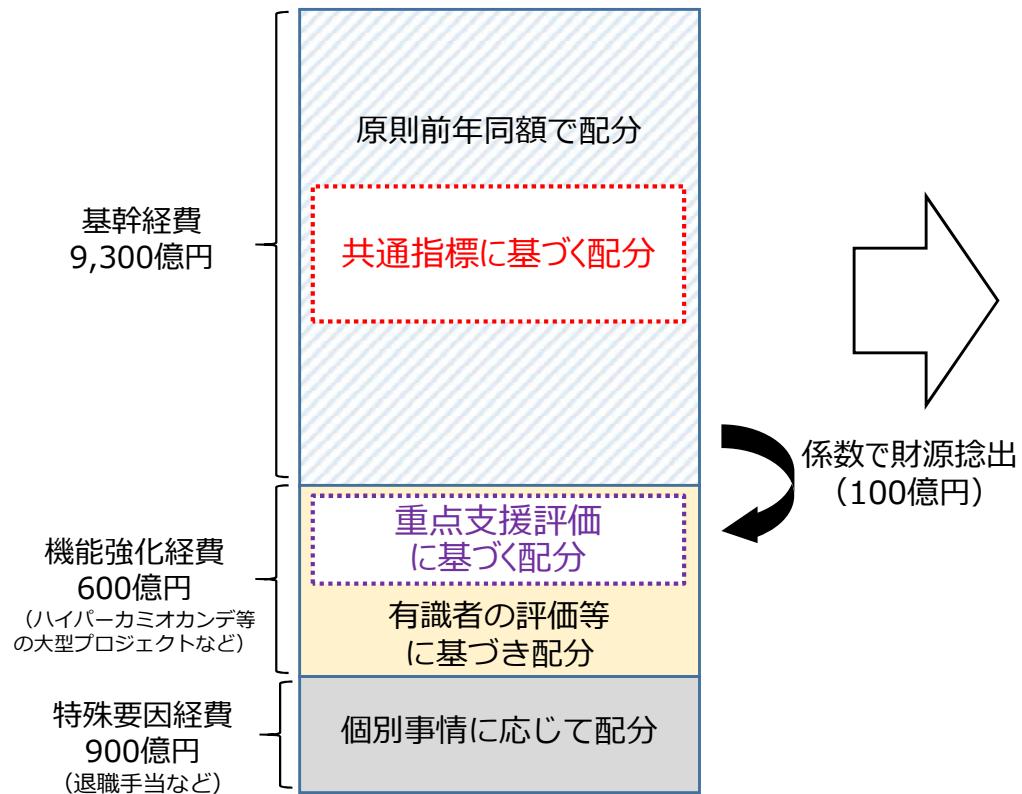
- ・ 学長裁量経費の一部として組み込み、研究環境の向上や大学の機能強化に向けた取組に対し、重点的に配分。
- ・ 学長裁量経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策等の新規事業に重点配分。
- ・ 教育研究設備の更新財源に活用（デジタル化の推進等）。
- ・ 共通指標の達成度に応じて、部局へのインセンティブ予算（研究経費への追加配分等）として活用。
- ・ 評価項目の実績により部局を順位付けし、その順位に基づき、増額分を研究経費として傾斜配分。

配分が減額となつた法人における状況

- ・ 指標別、学系別に重点支援グループ内大学の平均を100とした場合の全86大学の平均、本学の状況を見る化するなど、組織的に分析し、役員懇談会や部局長等意見交換会等で共有し、今後の教育・研究力の強化に向けた具体的な方策等について検討。
- ・ 設置目的や事業規模が類似する大学（教育系11大学）と比較する等、組織的に分析し、実現可能な教育・研究力の強化に向けた取組を実施するための資料として活用。
- ・ 学部長等が出席する会議において学系ごとの他法人実績等と自大学実績等の比較資料を情報共有し、教育力・研究力強化のための資料として活用。また、部局に対し、指標の実績に基づき、改善計画を策定させるとともに、その改善計画に対する予算配分を行う予定。
- ・ 重点支援グループ内大学の実績等と本学の実績等を若手・中堅教職員を中心として比較・分析し、各指標の令和3年度以降の改善方策を作成するために活用。この方策については、全学会議で検討の上、実施できるところから速やかに実施する予定。
- ・ 配分率の低かった指標について、どの程度指標の数値を改善すれば配分率が100%となるかのシミュレーション分析を実施。分析結果は学長・各担当理事・部局長に共有し、教育・研究力等の強化に向けた戦略的な取組を進めるための資料として活用するとともに、学内会議への報告により本学の現状を全教職員に共有し、各々の意識改革を図っている。

- 「共通指標に基づく配分」は、令和元年度の導入から間もないためデータに制約があり、教育・研究力への効果の検証は困難。ただし、財審の指摘等を踏まえ、令和3年度に評価結果の学内の予算配分への活用状況が指標に追加された結果、**実際の大学内の資源配分など、教育・研究力の強化に向けた具体的な取組に活用する例も見られる。**
- 令和4年度から開始される第4期中期目標期間においては、「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学」として自ら変革し続ける大学を目指し、**運営費交付金の中で、大学改革のインセンティブとなるようなメリハリ付けの強化などの見直しを行う必要。**

◆令和3年度予算（10,790億円）



◆第4期の見直しの方向性

＜共通指標に基づく配分＞

- ・運営費交付金全体に対する影響が小さいことから、メリハリを強化していくべき。
- ・アウトカム指標への重点化、博士課程に特化した指標の設定等の評価指標の見直しを行うべき。

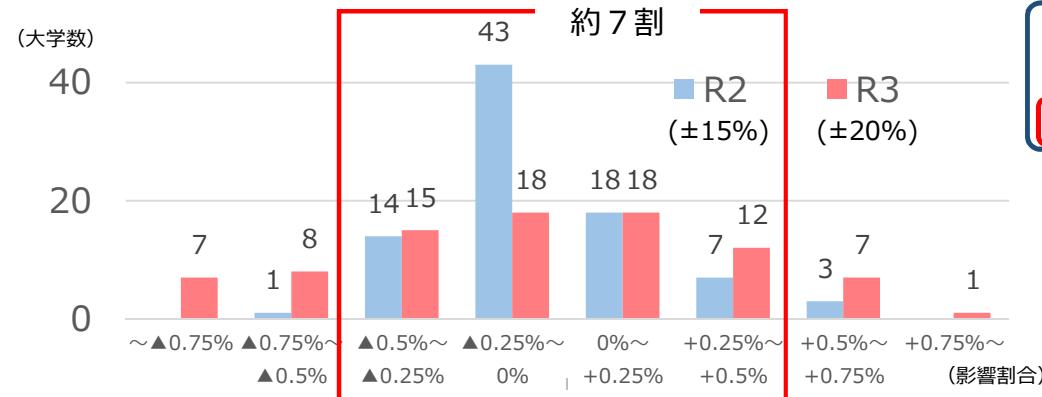
＜重点支援評価の見直し＞

- ・大学が独自に設定した、教育・研究の成果との関係が不明確な「インプット目標」が多く、メリハリも不十分。
- ・係数により捻出した財源を、教育研究組織の改革を支援する取組に重点投資し、メリハリを強化すべき。
- ・その際、達成すべき教育・研究の適切なKPIの設定、中間評価等の枠組みを導入すべき。

「共通指標に基づく配分」の見直し

- 「共通指標に基づく配分」は、運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然小さく、引き続きメリハリを強化する必要。その際、競争の納得感を高めるため、附属病院の有無など、グループを適切に設定する必要。
- 「共通指標に基づく配分」の評価指標は、多くの大学が達成している取組指標等を見直し、アウトカム指標に重点化するとともに、博士課程に特化した指標の設定等を行うべき。その際、相対評価を行うのに適当な「共通の指標」であることが重要であり、地域の特色に配慮した指標などはなじまないのではないか。

◆令和2・3年度の配分による基幹経費に対する影響



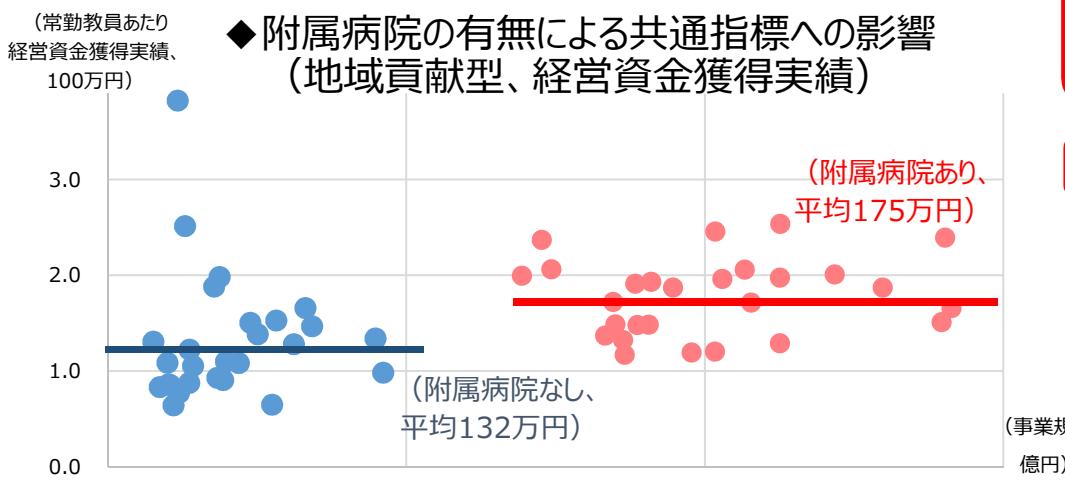
◆令和3年度における評価指標

教育	○卒業・修了者の就職・進学等の状況	45億円
教育	○博士号授与の状況	45億円
教育	○カリキュラム編成上の工夫の状況	30億円
研究	○若手研究者比率	150億円
研究	○運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数	115億円 (重点支援③)
研究	○常勤教員当たり研究業績数	95億円
研究	○常勤教員当たり科研費獲得額・件数	95億円
研究	○常勤教員当たり受託・共同研究受入額	95億円
経営	○人事給与マネジメント改革状況	70億円
経営	○ダイバーシティ環境醸成の状況	15億円
経営	○会計マネジメント改革状況	70億円
経営	○寄附金等の経営資金獲得実績	150億円
経営	○施設マネジメント改革状況	25億円

博士課程に特化した指標の設定等

多くの大学が達成済の取組指標を見直し、アウトカム指標に重点化。

◆附属病院の有無による共通指標への影響 (地域貢献型、経営資金獲得実績)



(参考) ここで「経営資金」とは、寄付金及び雑収入の資金使途のないものであり、診療報酬等は含まれない。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成

◆9割超の大学が達成しており見直しが必要な指標の例

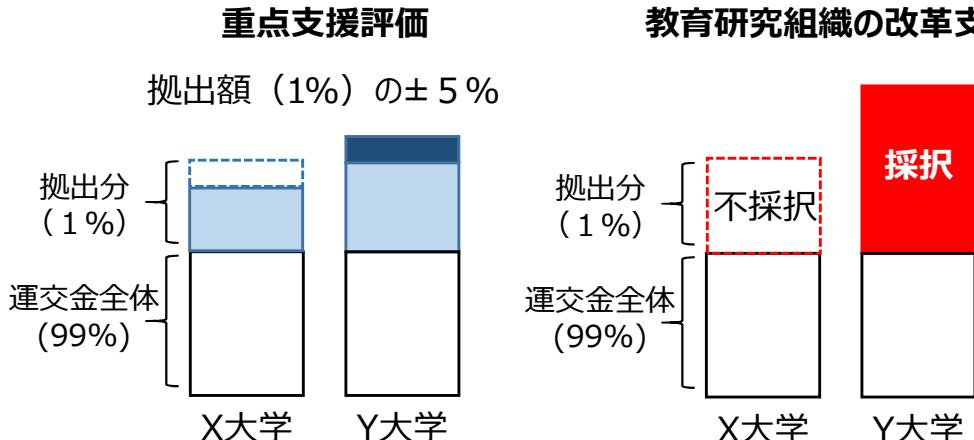
1	カリキュラム	シラバスに「準備学修に必要な学修時間の目安」を設定している
2	カリキュラム	教学データを活用した組織的な教育改善の取組を実施している
3	カリキュラム	卒業生の追跡調査等を行い、教育改善につなげる組織的な取組を実施
4	財務・会計	成果配分指標の評価結果を役員・部局長に共有している
5	人事・給与	優れた業績を適切に評価するとともに、その評価結果を給与に反映
6	施設	ユーザーへの施設満足度調査等の実施状況と調査結果のフィードバック

- 第3期中期目標期間においては、原則前年同額で配分される基幹経費から一定の係数をかけて財源を切り出し、「重点支援評価に基づく配分」を実施してきたが、教育・研究の成果につながるか必ずしも明らかではない、大学独自に設定した「インプット目標」が多く、メリハリも不十分等の課題があった。
- 第4期においては、係数により捻出した財源を活用し、メリハリ強化・継続的な支援の観点から、「教育研究組織」の整備に関する取組みを重点的に支援する予定。ただし、第3期の数億円の小規模な支援から、第4期に規模を拡大するにあたり、以下の見直しが必要ではないか。
 - ・ 各大学は、組織改革を通じて実現する教育・研究上の成果について、適切なKPIを設定すべき。
 - ・ 採択時の評価基準等を明確化すべき。
 - ・ 組織改革の進捗状況、KPIの達成状況について、中間評価等を実施し、配分にメリハリをつけるべき。

◆「重点支援評価に基づく配分」の指標例

A大学	「地域人材育成会議」の回数	年2回開催
B大学	自学自習施設の増加状況	1,863㎡
C大学	AO入試募集人員数	49人以上

◆重点支援評価配分と教育研究組織の改革支援のイメージ



◆第3期中期目標期間の教育研究組織の改革支援の改善すべき点

- 組織再編の計画は立てられているが、再編を通じて実現すべき教育・研究上のKPIが設定されていない。

＜組織整備に伴う教員の配置計画の例＞

	教員数	うち組織整備に伴う措置人数	うち学内からの振替	うち学外からの新規採用
計画	37人	3人	27人	7人

- 文科省内の有識者会議で検討しているが、既存の研究組織等を超えた学内資源の再配分が行われているか、等の評価基準を明確化すべき。

- 一旦採択されると、中期目標期間中は継続して支援され、中間評価等は実施されていない。

- 定員割れ大学等の救済とならないよう、近年、一般補助についても定員割れの度合いに応じた減額措置を導入してきたが、現在の定員割れ大学の多くは過去4年以上にわたり定員割れ状態が継続している。そのうち、半分超の大学は、定員の減少等の見直しも進んでいない。
- 複数年にわたり定員充足率が低い場合は、一般補助をさらに減額する見直しを行っていい。

◆令和2年度 定員割れ大学（定員充足率90%未満）の内訳

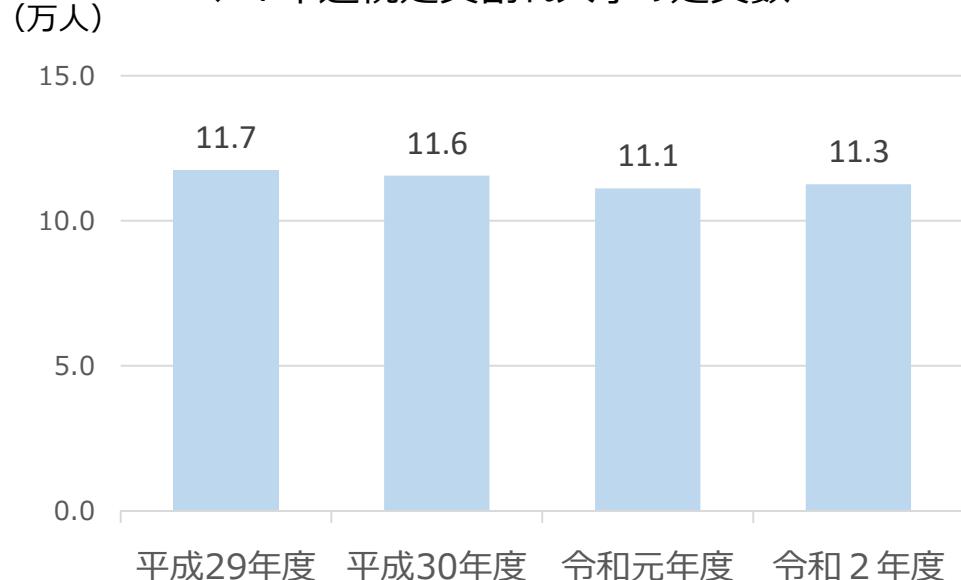


◆定員割れが継続した場合の減額の見直し（イメージ）

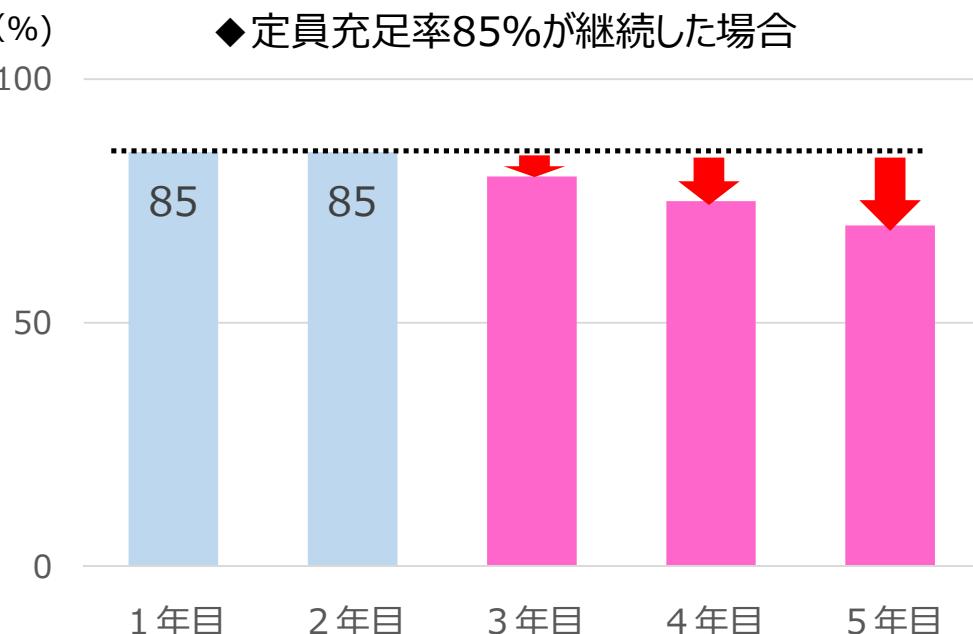
※通常の定員割れの減額を深掘り

3年連続	4年連続	5年以上連続
▲ $\alpha\%$	▲ $\beta\%$	▲ $\gamma\%$

◆4年連続定員割れ大学の定員数



◆定員充足率85%が継続した場合

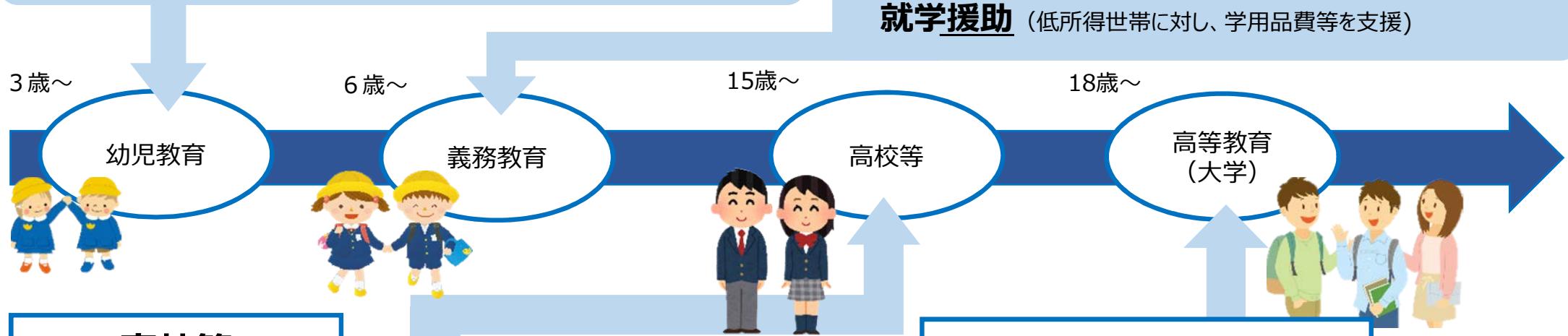


- 近年、幼児教育・高等教育段階を中心に、消費税財源を活用し、教育費の無償化・負担軽減を実施。

幼児教育

幼児教育の無償化

- 2019.10から、全ての3～5歳児について、幼稚園、保育所、認定こども園の利用料を無償化



高校等

高校授業料の実質無償化、低所得者世帯への支援

- 就学支援金により公立学校授業料相当額を支援
(910万円未満世帯)
- 2020.4から、私立高校生向け支援の拡充（実質無償化）
(590万円未満世帯)
- 上記のほか、低所得世帯に対し、奨学給付金により学用品等を支援

※上記のほか、都道府県による授業料支援

義務教育

授業料の無償（全公立小中学校）

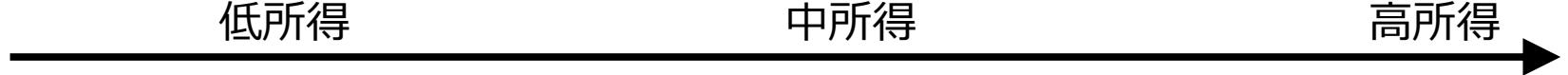
教科書の無償配布（全小中学校）

就学援助（低所得世帯に対し、学用品費等を支援）

無利子奨学金、有利子奨学金の貸与

高等教育の修学支援新制度

- 2020.4から、低所得世帯（380万円未満世帯）に対し、授業料等を減免、給付型奨学金により学生生活費を支援



	低所得	中所得	高所得
豪 HECS			
親の収入	制限なし (全員)		
利用可能額	授業料 32万円 (教育学等) ~119万円 (法学等)		
返還額	所得の 1 ~10% (所得380万円以上から返還開始)		
	高等教育修学支援新制度	無利子奨学金	
親の収入	~380万円程度	~800万円程度	
利用可能額	授業料減免 54万円 給付型奨学金 80万円	学資 (授業料含) 24~61万円	
返還額	なし	定額 (月0.8~1.4万円) or 所得の 9 % (最低2,000円)	※国公立・自宅外の場合

＜豪 HECSの留意点＞

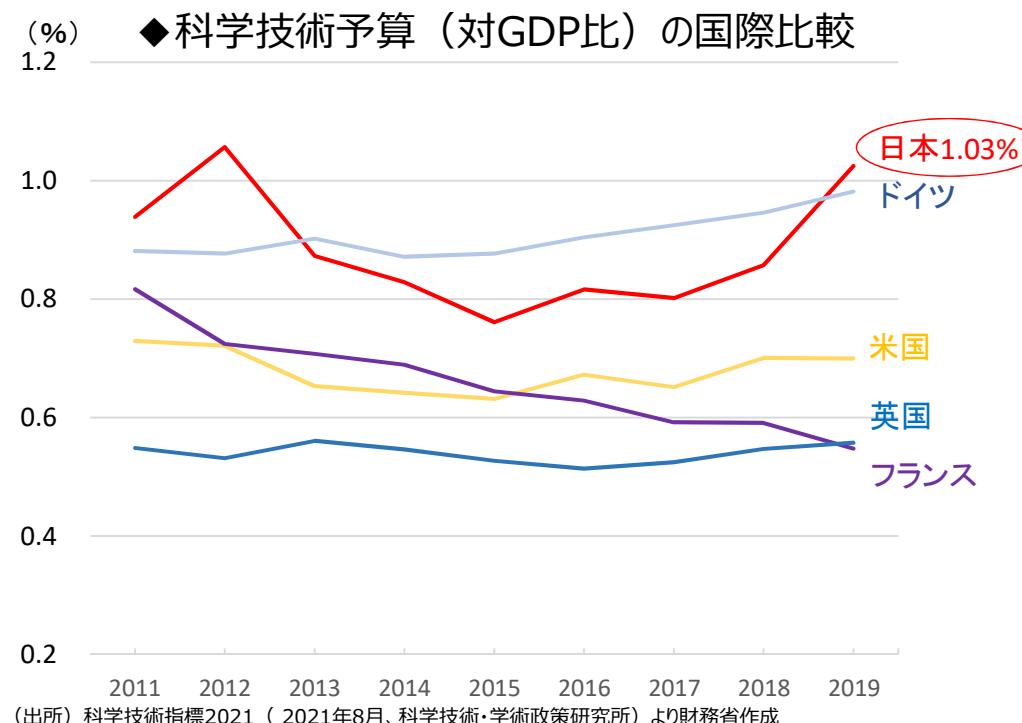
- ①豪では、財源確保のため、「授業料無料」⇒「授業料徴収」へ転換する中で、導入された制度。
- ②未回収率は2割程度。HECSに起因する利払費は、2025年度には政府全体の46%に達すると予測。

(出所) Parliament of Australia Parliamentary Budget Office, 2016, "Higher Education Loan Program; Impact on the Budget"

日本の科学技術投資と生産性

資料 II – 3 – 31

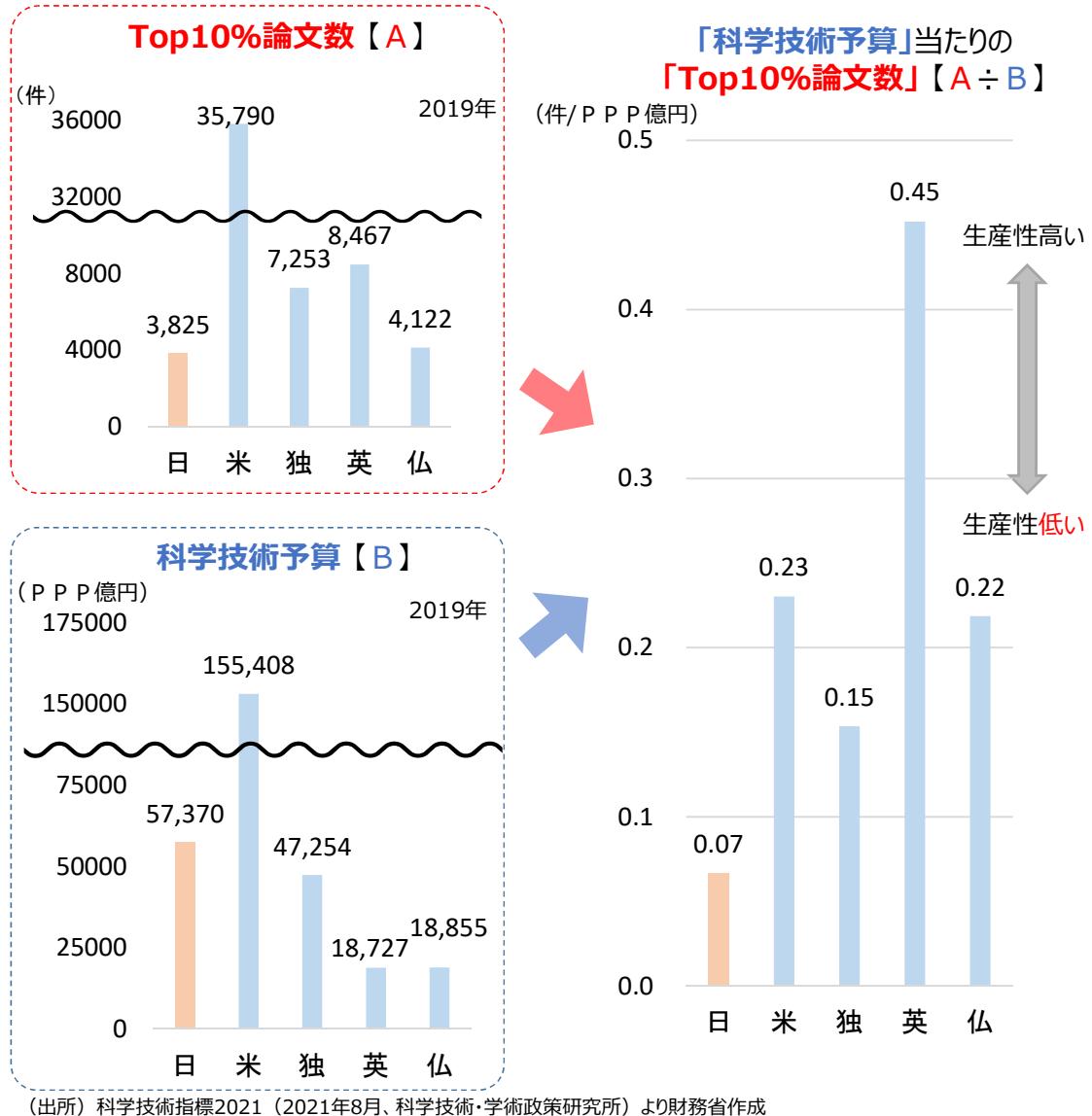
- 日本においては、国際比較して租税収入や社会保障を除いた支出の水準が低い中でも、科学技術予算（対GDP比）は主要先進国と比べて高い水準で推移。
- 一方で、政府による科学技術投資の金額あたりで見ると、他の主要国と比べて注目度の高い論文（Top10%論文）の数が少ない。科学技術に対する投資効果（金額あたりの生産性）の引上げが課題。



(参考) OECD諸国における政府収入および支出の比較

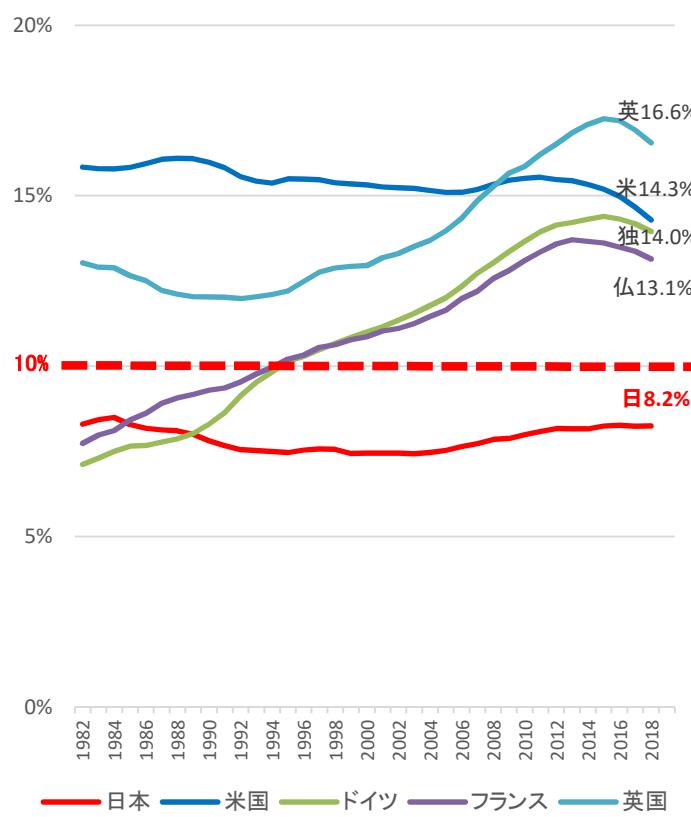
	政府の 租税収入 (対GDP比)	政府の 社会保障支出 (対GDP比)	政府の社会保障以外 (科学技術分野含む) の支出 (対GDP比)
OECD加盟国 30か国中の 日本の順位	28/30 位	10/30 位	29/30 位

(出所) OECD "National Accounts" "Revenue Statistics"、内閣府「国民経済計算」等
(注1) 日本は2018年度実績、諸外国はデータ入手可能な国の2018年実績（リトアニア、ルクセンブルクは2017年実績）。
(注2) 一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。



- 日本では、論文の執筆数に比して、注目度の高い論文（Top10%論文）の輩出が少ない。背景として、研究活動における国際性の低さ（国際共著の少なさや人材の国際流動性の低さ）が指摘されている。
- 研究費の支援制度において、所属研究機関の国際活動のマネジメント能力強化など、研究活動における国際化の取組を促す政策誘導を強化すべき。

◆ 各国の論文数に占める Top10%論文の割合
(日本は論文の執筆数に比してTop10%論文が少ない)



(出所) 科学技術指標2021（2021年8月、科学技術・学術政策研究所
より財務省作成）

◆ Nature Vol.550 “Open countries have strong science” (抜粋・和訳)

- **研究開発に対する政府支出は、論文の生産数とは関するものの、少なくとも数少ない実践的な基準である論文引用数により評価された、科学的なインパクトとは関関しないことを発見した。**
- 研究のインパクトと関連するのは、国を越えた論文共著及び研究人材の流動性により近似された、その国の開放性(openness)。
- 特に、日本においては、論文産出と引用のインパクトが2000年以降横ばいに留まっている。**日本は、主要国の中で最も国際化していない国の一であり、このことがパフォーマンスの妨げになっている可能性がある。**高度人材の流動性の無さや、言語の壁が、関与の邪魔をしているのかもしれない。

(出典)Wagner, C., S., Jonkers Koen, “Open countries have strong science”, Comment, October 5, 2017 Nature Vol.550

◆ Top10%補正論文数の状況
(差がついているのは国際共著論文)



◆ 人材の国際流動性に関するOECD調査結果

日本の研究機関の人材国際流動性は、OECD諸国等41か国中で39位と極めて低い。

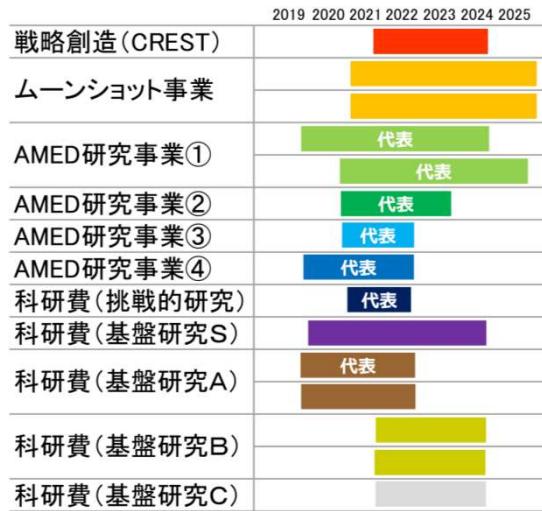
(参照)OECD Science, Technology, and Industry Scoreboard 2017: The Digital Transformation

(出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所
「科学研究のベンチマーク2021」(2021年8月)

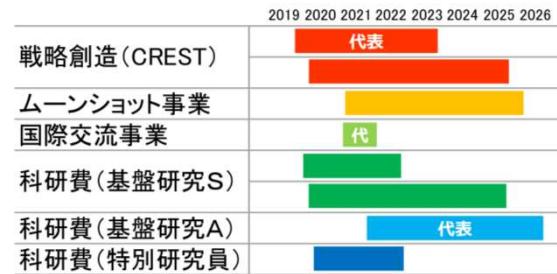
- 特定の研究者が、同時に多くの枠組みにより国から研究費を受け取っているケースがある。研究費配分における選択と集中は重要ではあるものの、一人一人の研究者が持つ時間は有限。
- 近年、科学技術関係予算が増加する中で、研究費配分における過度の集中が投資効果の低下を招いていないかなど、昨年に内閣府が公開を始めたe-CSTIの活用等により、データに基づく省庁横断的な検証を進めるべき。

◆同時に多数の枠組みにより研究費を受け取っている例

生命科学関連分野 教授



量子関連分野 准教授



A I 関連分野 教授



※「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月)では、研究費配分に関して、過度な集中の排除の徹底を規定。申請課題ごとに各研究者の「エフォート率」を登録し、エフォート率が各々の研究者で合計100%を超える場合には、新たな研究費(競争的資金)の申請は認められない。

⇒しかし、各課題における適正なエフォート率の設定は、各研究者の自己申告に委ねられているのが現状。

e-CSTIによる分析例

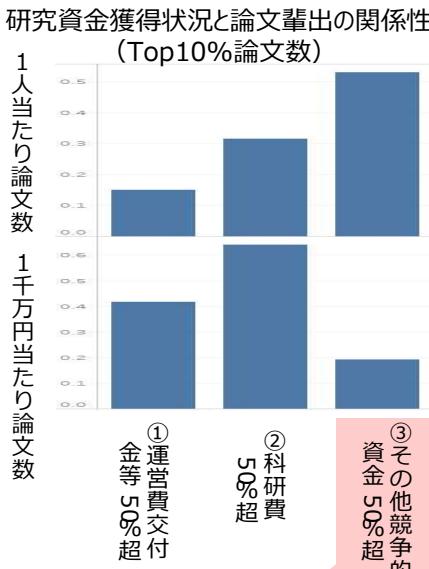
- e-CSTIを活用して、①運営費交付金 ②科研費 ③科研費以外の競争的資金のそれぞれを主たる財源とする研究者でグループ分けした上で、論文輩出との関係を内閣府が分析。

※なお、左図の例のように多数の枠組みにより研究費を受け取っている研究者は、一般的にグループ③。

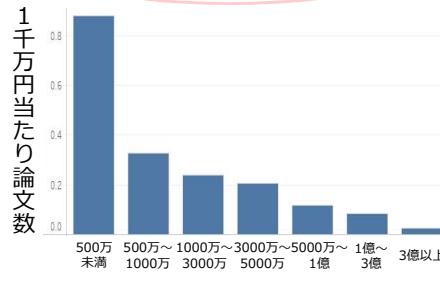
- グループ③の研究者に関しては、「研究資金獲得額が大きい研究者ほど論文アウトプットが高いものの、資金配分金額が大きくなるにつれ1千万円当たりのTop10%論文輩出が低下する傾向がみられる。」との分析を行っている。

⇒ [研究資金の過度な集中が、科学技術投資効果の低下を招いていないかなど、データに基づく更なる分析が必要。](#)

(注)論文を主目的としない実用化を目指す研究や大型の研究機器を要する研究など様々である点に留意。



その他競争的資金50%超



(注) e-CSTIを活用した内閣府資料「研究資金配分と論文アウトプットの関係性の分析結果について」(令和3年6月)等に基づく。同資料の分類に基づき、主たる財源別の研究者ごとに、令和2年11月時点ScopusにおけるTop10%論文数(令和元年、整数カウント)を、研究者数又は獲得金額(平成30年度)で除したもの。



e-CSTI の特徴

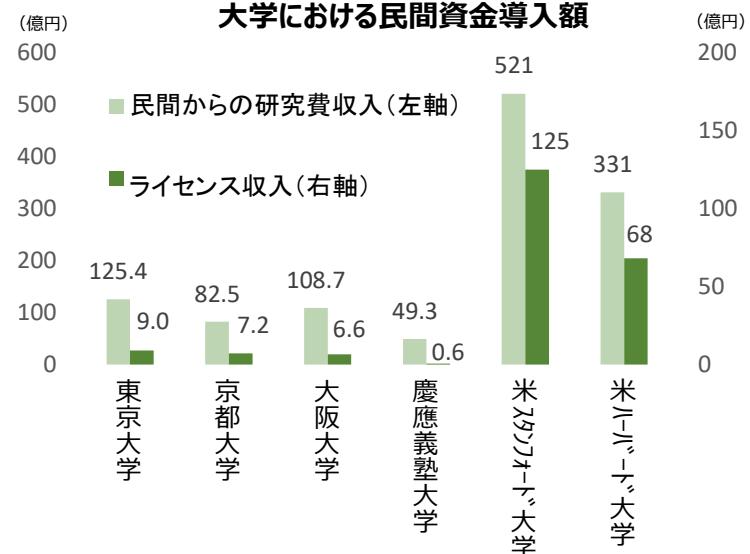
- ①各種指標・データを相互に連結することにより、インプットとアウトプット関係の定量分析を可能に
- ②マクロの状況からミクロの状況まで掘り下げることができるようビックデータ分析機能を構築
- ③関係省庁、大学・研究法人等の各種関係者で共有し広く活用できるプラットフォームとして構築

分析機能の分野		具体的な内容
1.	科学技術関係予算の見える化	全省庁の全予算事業（約5000事業）の事業内容をテキスト分析により、科学技術基本計画との関係性を見る化
2.	国立大学・研究開発法人等の研究力の見える化	e-Radに2008年以降国内で活動するほぼ全ての研究者（約40万人）データ、国立大学・研究開発法人等（約120機関）に所属する全研究者（約10万人）に配分された2018年度以降の全ての研究資金（運営費交付金、競争的資金、民間資金等）データを海外書誌データベース（2008年以降約1500万論文）と研究者個人を単位として連結することにより、政府研究開発投資がどのように論文・特許等のアウトプットに結びついているかを見る化
3.	大学・研究開発法人等の外部資金・寄附金獲得の見える化	国立・公立・私立大学・研究開発法人等約170機関における民間からの研究資金獲得、特許収入獲得データにより各機関における産学連携機能のパフォーマンスの経年変化を見る化、全ての国立大学・研究開発法人（約120機関）における外部資金獲得の経年推移、間接経費・寄附金の獲得状況の機関比較を見る化
4.	人材育成に係る産業界ニーズの見える化	産業界社会人約5万人に対する調査データを活用し、産業界の社会人の学びニーズ、研究ニーズを265の専門分野ごとに経年変化も含め見える化、産業界におけるやりがい、年収レベルなど産業界における待遇についても見える化
5.	地域における大学等の目指すべきビジョンの見える化(構築中)	就活生約15万人の履修履歴データを分析し、高等教育における専門分野ごとの人材供給状況を見る化、リカレント教育ニーズを見る化

- 日本の大学では、米国などと比べると、民間資金の導入額の規模がまだ小さい。研究室単位ではなく大学対企業の組織単位の产学連携を、大学が経営体として推進する必要。そのためにも、大学ファンの支援対象大学は、自律的な経営により民間資金の獲得を増やす、「稼ぐ大学」に向けた実効性のあるガバナンス改革を行うべき。
- また、先端大型研究施設の整備・運用に関しても、近年の新しい取組も踏まえ、民間資金活用を進めるべき。

◆ 民間資金の活用（大学の研究費）

大学における民間資金導入額

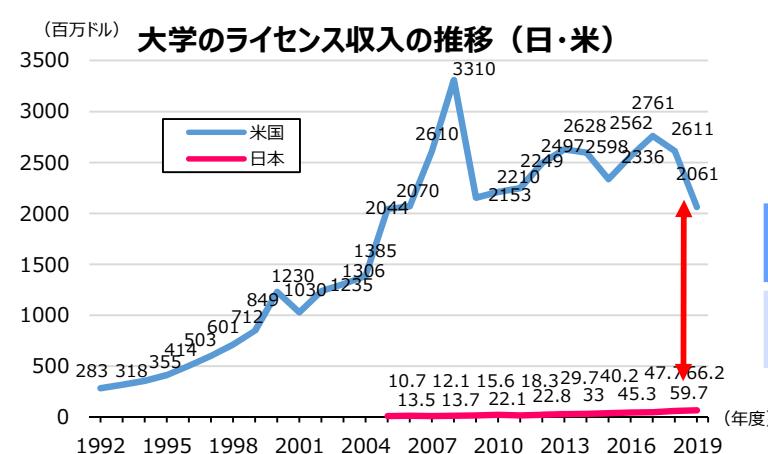


大学における寄附受入れ額

大学	寄附受入	大学	寄附受入
北海道大学	25億円	スタンフォード大	1,224億円
東北大学	33億円	ハーバード大	1,517億円
筑波大学	28億円	UCバークレー	606億円
東京大学	104億円	UCサンディエゴ	318億円
東京工業大学	15億円		
名古屋大学	42億円		
京都大学	122億円		
大阪大学	60億円		
九州大学	36億円		

※ 2019年時点

大学のライセンス収入の推移（日・米）



大学における基金の規模

	東大	ハーバード大	スタンフォード大	ハーバード大	プリンストン大	オックスフォード大
運用資産	0.02兆円	3.4兆円	3.3兆円	4.6兆円	2.9兆円	0.6兆円

(注) オックスフォード大は2019年、それ以外は2020年の基金の規模。

◆ 民間資金の活用（先端大型研究施設）

次世代放射光

- 次世代放射光は、官民地域パートナシップの下で、建設後の利用予定者が支払う加入金を含む多様な資金源を活用する新しい方式で施設を整備している事例。



民間資金を活用した、今後の施設整備・運用のモデルとなり得る。

スーパーコンピューター富岳

- 今年から本格稼働した「富岳」の有償利用（運用費の回収を基本に利用料設定）は、先代の「京」と異なり、企業ニーズに応えた利用オプション（通常より高価格）を選択可。

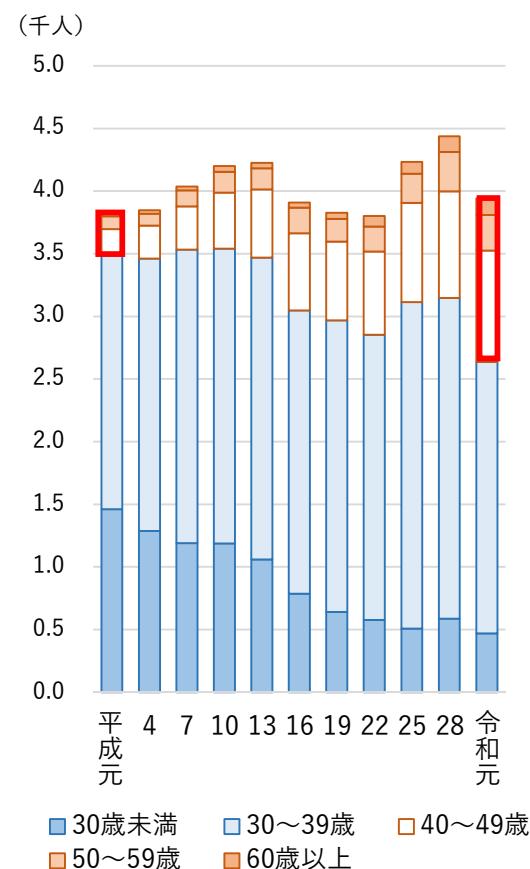


この新たな利用料体系の今後の運用実績や、欧米のスパコンでは運営費のみならず運営費+製造費の回収を基本に利用料が設定されていることも踏まえて、「ポスト富岳」整備・運用の検討を行ってべき。

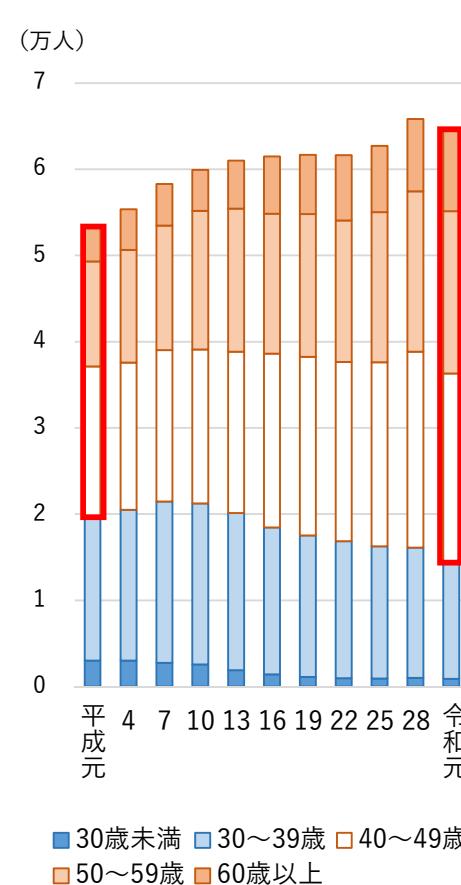


- 国立大学の教員については、毎年の採用数・在籍数ともにシニア層の割合が増加し、30代以下の若手の割合は近年低下傾向。
- 優秀な若手研究者が年齢に関わらず研究機会を確保できるよう、運営費交付金の配分における政策誘導などを通じ、大学の人事・給与マネジメント改革を進めるべき。

◆本務教員の採用数（国立大学）



◆本務教員数（国立大学）



◆教員の業績評価の活用状況

従来、大学は教員の業績評価を任期・雇用の判断にほとんど活用していなかった。

<平成26年度>

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
①賞与・報奨金等	67%
②給与	58%
③教員の基盤的研究費	18%
④昇任	17%
⑤雇用継続・任期延長の判断	4%

令和元年度から、業績評価の処遇への反映状況や若手教員比率等を配分額に影響させる、新たな運営費交付金配分の仕組みを導入。

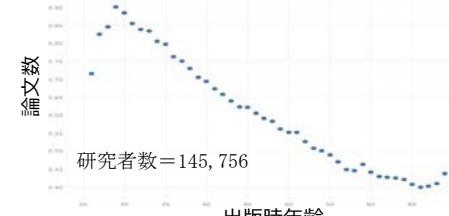
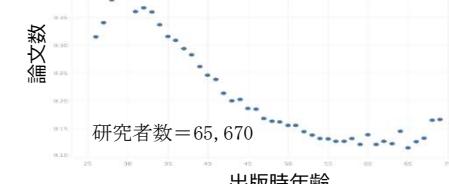
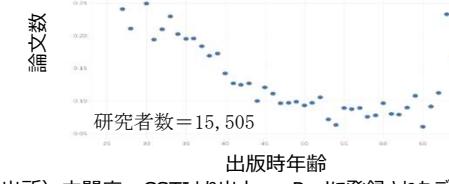
→その後、任期・雇用更新における業績評価の活用割合は大きく増加。

<令和2年度>

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
①年俸制の給与	97%
②賞与	88%
③月給制の昇降給	83%
④任期・雇用更新等	77%
⑤研究費等予算配分	71%

（注）「教員の業績評価の活用状況」について、平成26年度は国立大学の約95%が教員の業績評価を実施、令和2年度は全ての国立大学（86大学）において教員の業績評価を実施。

<論文の筆頭著者と年齢>

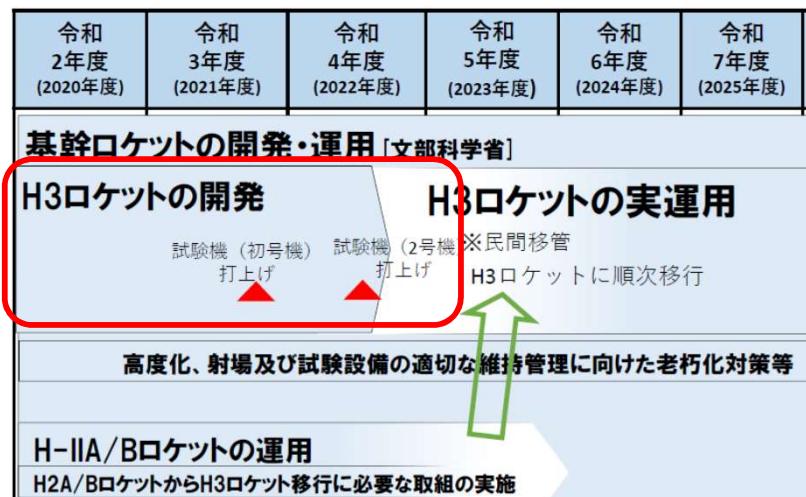
一人あたり論文数
(筆頭著者カウント)一人あたりTop10%論文数
(筆頭著者カウント)一人あたりTop1%論文数
(筆頭著者カウント)

（出所）内閣府e-CSTIより出力。e-Radに登録されたデータと令和元年12月時点のScopus（平成20年-平成30年分）を利用して作成。

研究論文の中心的な貢献者である筆頭著者には若手研究者が多い傾向。注目度が高いTop 10%、Top 1%論文においても、この傾向は変わらない。

- 宇宙関係の研究開発については、競争力強化の観点からも、効率化を徹底する努力が求められる。
- そのための一歩として、既に公表しているスケジュールに加え、総開発費／総事業費の見込みや実績について、理由とともに定期的に公表するとともに、一定の比率以上に乖離が大きくなる場合には、計画の見直しを検討し、検討結果も含めて公表すべきではないか。

①そもそも、宇宙基本計画の工程表では、スケジュールのみが示されており、研究開発費用の見込みは示されていない。

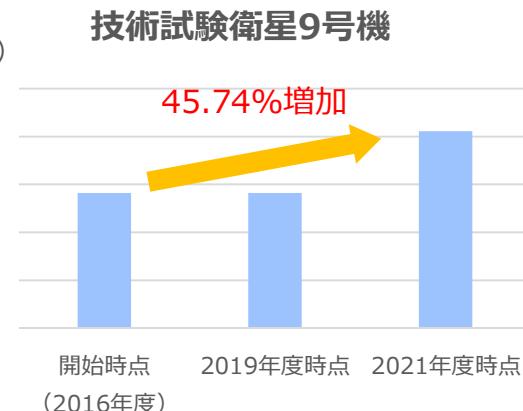
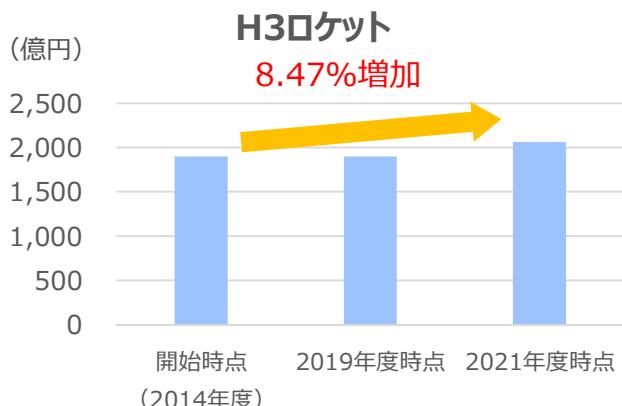


③研究開発に係る想定費用の見込みと実績のズレが発生している場合、その理由について、分析結果が公表されていない。

JAXAによれば、「プロジェクトが立ち上がった後、理事長により定期的に開催されるプロジェクト進捗報告会にてコストを含めたプロジェクト全体の状況が報告され、適切にプロジェクトが進捗していることを把握・管理して進めている。」とのこと。

②費用負担の見通し（後年度負担や総開発費）について、毎年のズレの有無、ズレが生じた場合の理由・検証結果が示されていない。

<JAXAにおける総開発費見込みが増加した具体例>



<増加理由（概要）>

- H3 : 新型第1段エンジン（LE-9エンジン）の不具合対応にかかる追加試験等のため
- 技術試験衛星9号機 : 打上げロケットの決定や、静止通信衛星の市場動向を踏まえた搭載機器の追加等のため
- CALLISTO : 共同開発をしているフランス・ドイツの宇宙機関（CNES・DLR）と共にシステム設計・試験計画見直しや開発箇所の担当見直し等のため



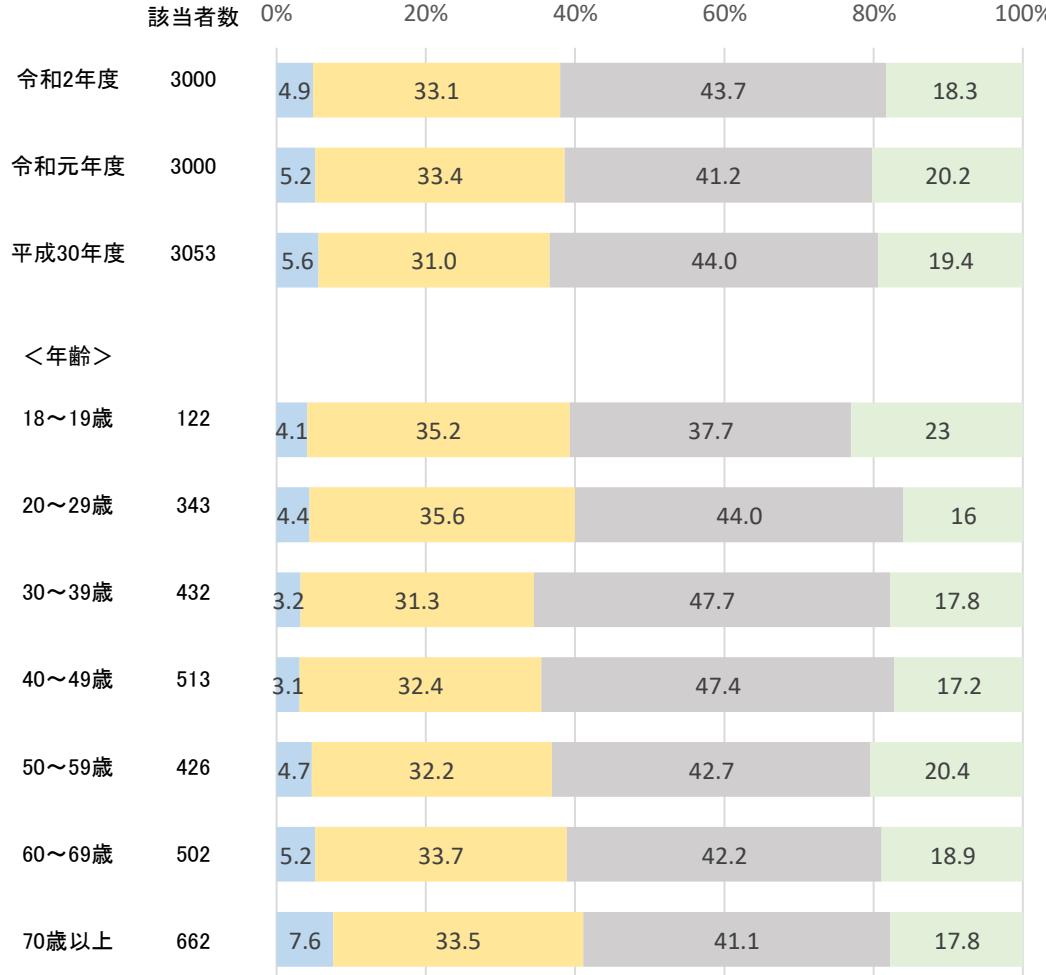
文化艺术振興のための寄付の動向

資料Ⅱ－3－38

- 文化芸術のために実際に寄付を行う人の数は少ないものの、関心を持っている人を含めると約4割。
- 寄付を増やすための方策として、情報提供に関する要望が最も多く、簡易な寄付方法を求める声もある。

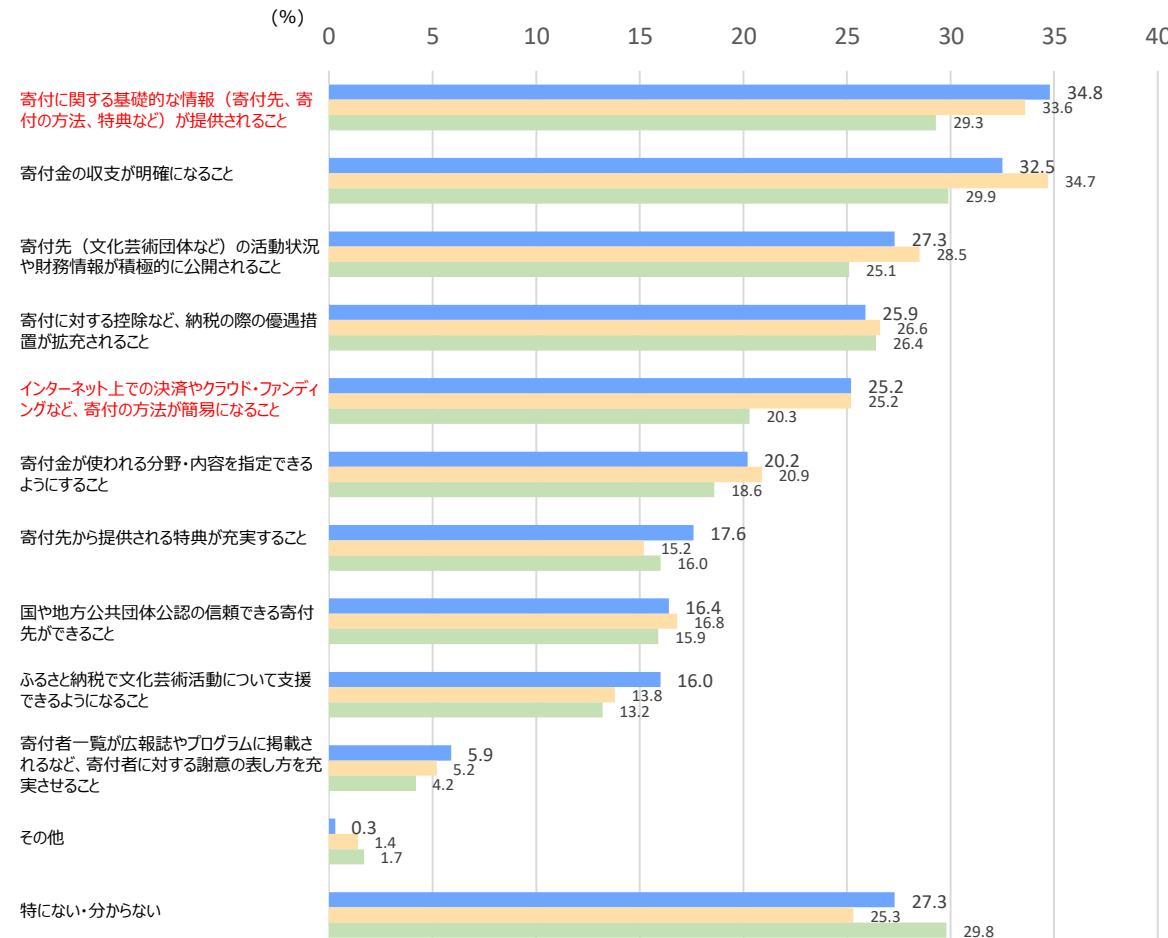
◆この1年間にチケット代金以外の文化芸術振興に関する寄付をしたことがあるか

■ したことがある
■ したことがなく、今後もしたいとも思わない
■ 分からない



◆どうすればもっと寄付しやすくなる、もしくは寄付してもいいと思えるようになるか

■ 令和2年度 ■ 令和元年度 ■ 平成30年度



出所：文化庁 文化に関する世論調査（令和2年度）

- 重要文化財保護に向けた民間投資を活性化する観点から、文化財所有者に寄付金やクラウドファンディングを活用するインセンティブを持たせ、補助金の在り方も柔軟に検討すべきではないか。

◆ 重要文化財の保護に要する費用や期間等

- ・重要文化財建造物に係る年間平均修理工費は約9,200万円。重要文化財美術品の場合は約800万円。
- ・平均事業年数（国費補助期間）は、重要文化財建造物の場合は約4.75年。重要文化財美術品の場合は約5.82年。
- ・修理工事1件当たりの自己負担額の平均は、重要文化財建造物の場合は約1,600万円。重要文化財美術品の場合は約250万円。
- ・自治体による支援には幅があり、国庫補助への随伴補助の割合は数%～50%。随伴補助のない自治体もある。

◆ READYFORにおける文化芸術関係のクラウドファンディング実績等

累計支援金額	約36億円
総プロジェクト数	約2,700件
累計支援者数	約24万人

出所：READYFOR ホームページ、事業者ヒア結果等

- ・重要文化財に対する寄付金額は平均数百万円程度（最大のものでも2,000万円程度）
- ・クラウドファンディング事業者への手数料は寄付額の約12～17%、返礼品は寄付額の約3割。
→ 工事費用に充てられるのは平均200～300万円程度
個人所有の文化財の場合、贈与税（110万円以上の場合。税率は10%～55%）も発生。

◆ 文化財等保護補助金の現在の方法

※国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を例に示す

基礎 50%	各要項で定める 加算率0～35%	自己負担
-----------	---------------------	------

- 各要項で定める補助率加算の例（※重文修理・防災事業の場合）
 - ・補助事業者の財政状況に応じた加算 0～35%（個人、非営利法人）
 - ・過疎地域での事業 15%（地方公共団体）
 - ・国有文化財の修理 15%（管理団体）
- 補助率の上限は85%
- 国庫補助以外の事業費の負担比率は、補助事業者、都道府県、市町村で協議して決定。
- 複数年事業については、2年目以降の補助率は変わらない。

◆ 改善案

※現在の方法に加え、以下の方法も選択可能とする。

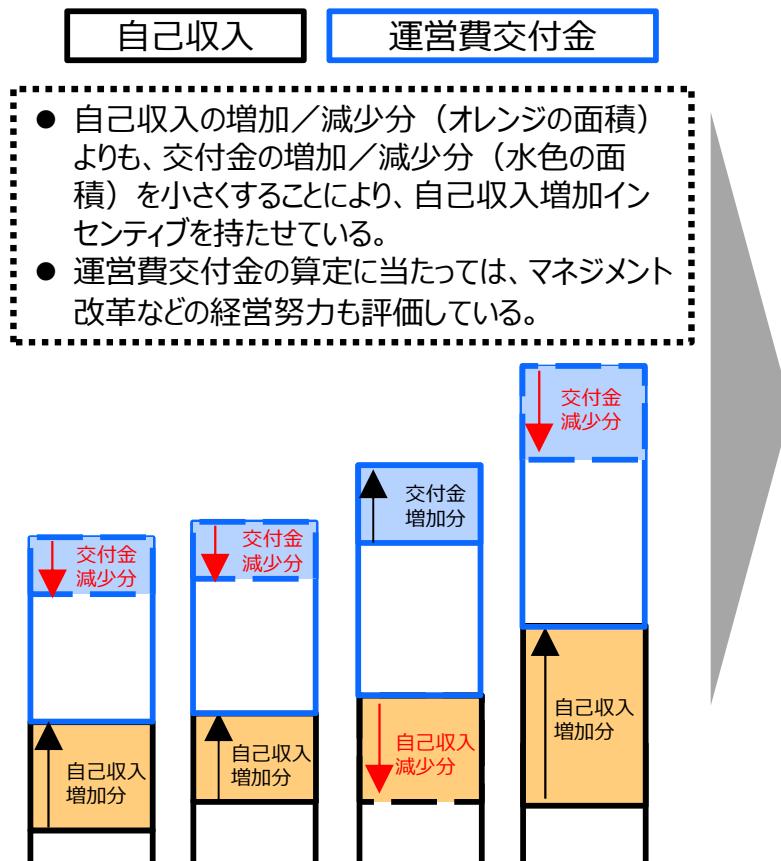
基礎 50%	寄付 〇%	加算 〇%	自己 負担
-----------	----------	----------	----------

- 基礎部分としての国庫補助50%は維持。
- 加算部分に関して、従来の方式と選択制とした上で、寄付額と同額の加算（ただし、最大で全体の20%）を行う方式を追加。
- 例えば、クラウドファンディング等により、必要額全体の20%を集めることができた場合、加算も20%となり、自己負担額を10%と現行方式よりも減らすことが可能となる。

文化関係独法における自己収入増加インセンティブの在り方

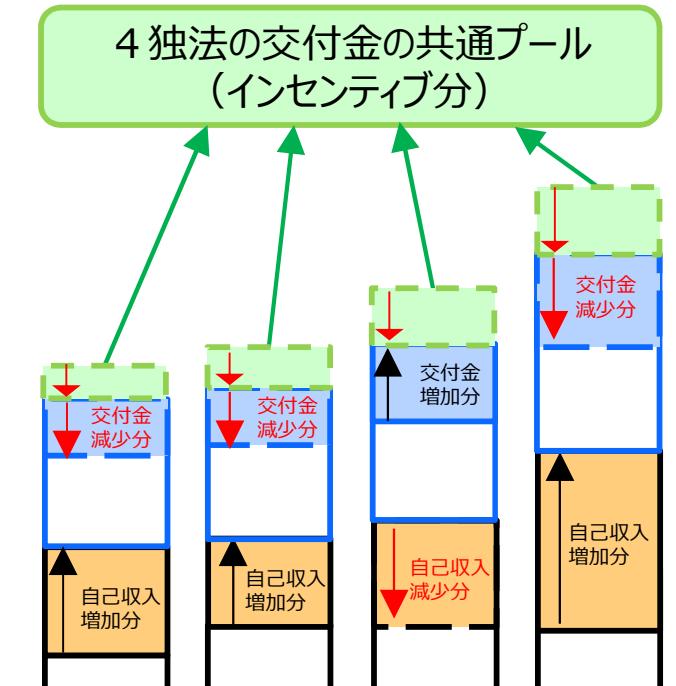
- 文化関係の4独法（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）の運営費交付金については、近年、自己収入を増やすインセンティブを持たせてきたところ。
- ポストコロナを目指し、更なるインセンティブを持たせる観点からは、各独法の特性の違いにも配慮しつつ、独法間の競争の観点も含める方策を検討すべきではないか。
- なお、自己収入の増加に加え、必要な場合には、基金等の既存資産の有効活用策も検討すべきではないか。

◆現在の方法（イメージ）

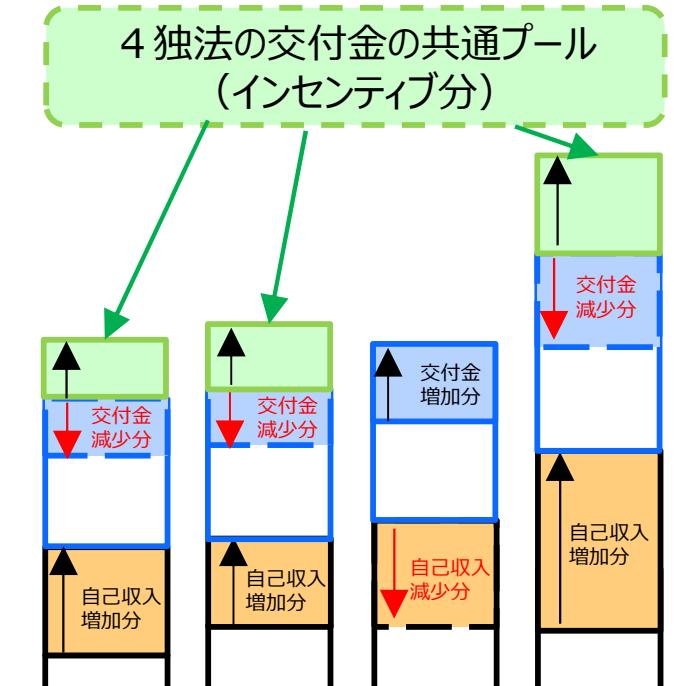


◆ 改善案（イメージ）

①現行ルールに基づき算定した交付金から、独法ごとに一定割合（数%程度）を共通プールに拠出する。



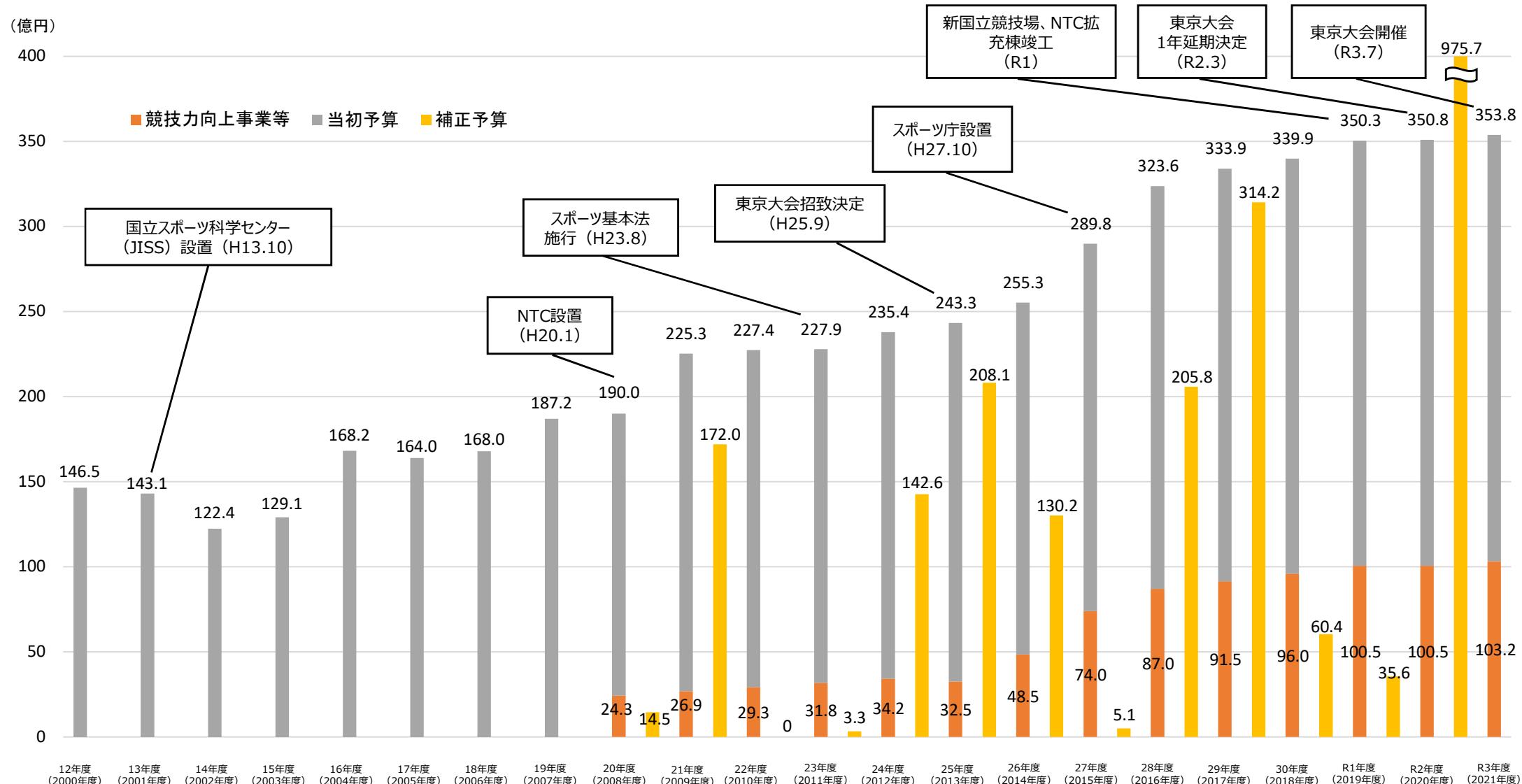
②前年度までの自己収入の増加比率（%）に応じ、共通プールから各独法に配分する。
※独法全体への交付金総額は変化しない。



スポーツ予算（東京2020大会に至る推移）

資料Ⅱ－3－41

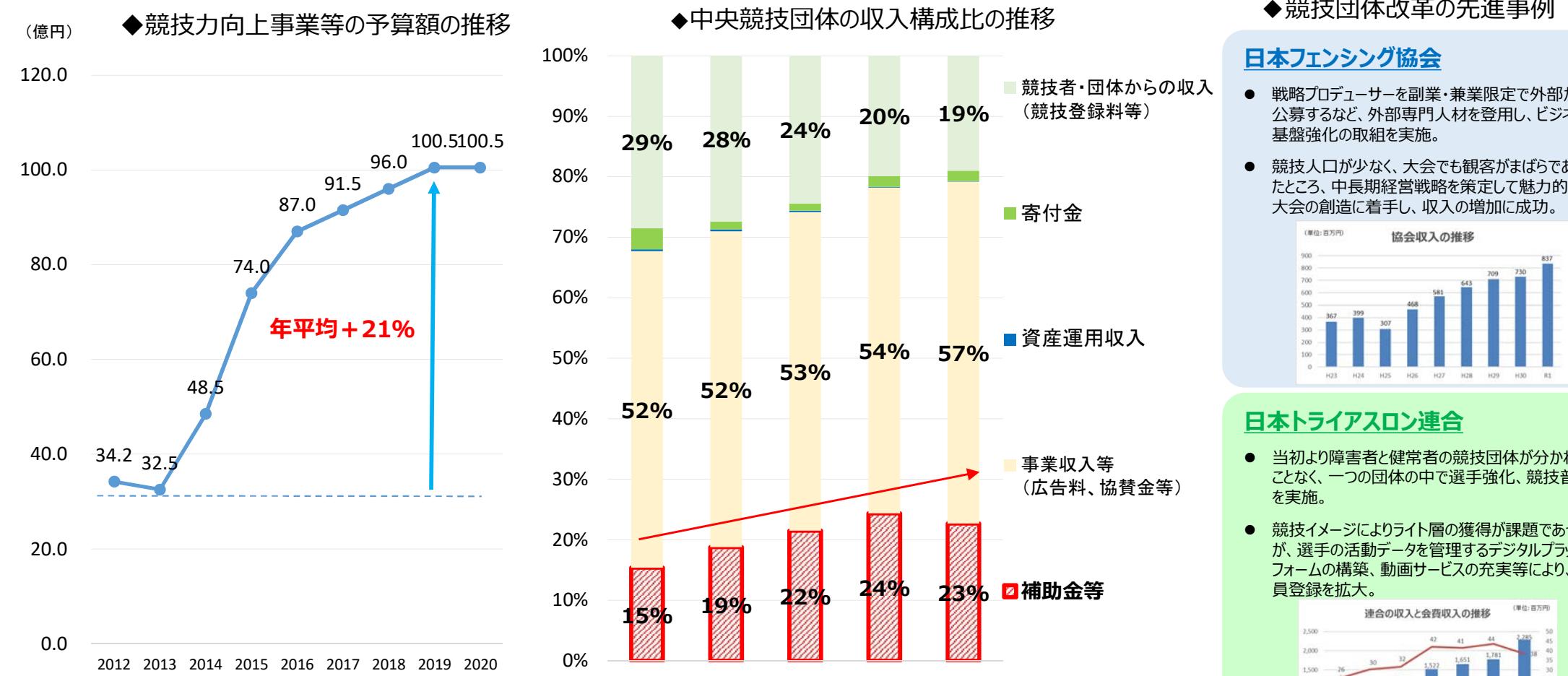
- スポーツ予算は現在、2000年代前半から3倍弱にまで拡大。東京2020大会の招致決定等を踏まえて競技力向上事業を重点的に強化しつつ、草の根スポーツの分野でも新たな施策を展開している。



※2007年度以前については、当初予算のみを表示。

※「競技力向上事業」は、各競技団体が行う強化合宿や海外遠征、コーチ設置等の支援や、東京2020大会に向けた戦略的な選手強化を行うため、従来の事業を一元化して、2015年度から実施。

- 東京2020大会招致決定後、競技力向上事業の予算は毎年平均21%で増加（2013～2019年）。この間、同事業の交付対象である中央競技団体においては、収入における補助金等への依存度は上昇した。
- 中央競技団体は、スポンサー獲得による事業収入増や、競技人口増を通じた会費収入確保の取組等を通じ、自立した経営基盤を確立すべき。そのため、競技力向上事業においては、経営基盤の強化・安定に向けた取組結果に応じた配分を導入すべき。



※「競技力向上事業」は、各競技団体が行う強化合宿や海外遠征、コーチ設置等の支援や、東京2020大会に向けた戦略的な選手強化を行うため、従来の事業を一元化して、2015年度から実施。

※2014年度以前は、同内容のJOC補助や日障協補助などの予算額の合計。

（出所） 笹川スポーツ財団「中央競技団体現況調査」（2012年度、2014年度、2016年度、2018年度、2020年度）より財務省作成

（注） 収入合計が最大値の一団体を除く。